

平成 1 7 年第 4 回西予市議会定例会会期日程表

会期 1 2 月 8 日（木）～ 1 2 月 2 0 日（火） （ 1 3 日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
1 2 月 8 日	木	本会議（開会）	・ 理事者提案説明
1 2 月 9 日	金	本 会 議	・ 一般質問、質疑
1 2 月 1 0 日	土	休 会	
1 2 月 1 1 日	日	休 会	
1 2 月 1 2 日	月	常任委員会	
1 2 月 1 3 日	火	常任委員会	
1 2 月 1 4 日	水	常任委員会	
1 2 月 1 5 日	木	常任委員会	
1 2 月 1 6 日	金	休 会	
1 2 月 1 7 日	土	休 会	
1 2 月 1 8 日	日	休 会	
1 2 月 1 9 日	月	休 会	
1 2 月 2 0 日	火	本会議（閉会）	・ 委員長報告 ・ 質疑、討論、採決

1.招集年月日	平成17年12月8日
1.招集の場所	西予市議会議場
1.開会	平成17年12月8日
	午前10時00分
1.散会	平成17年12月8日
	午後1時44分

[illegible]

1. 欠 席 議 員 二 宮 元

1. 會議録
2. 署名
3. 松山 明
4. 宇都宮 清安

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

[illegible]

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

一浪 孝千 良上 吉井 長長 局係 務事 事議

1. 議 事 日 程	別紙のとおり
1. 会議に付した事件	別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名 (2 番 松山 清、3 番 宇都宮明宏)

2 会期の決定 (12月8日～12月20日 13日間)

3 請願第2号 教育基本法の中期改正を求める請願について
4 議会報告第2号 議会運営委員会の視察研修報告について

$$\hat{\theta}^{\circ} = \hat{\theta}^{\circ}(1)$$

平成17年第4回定例会（1日目） H17.12.8

- 5 議案第157号 西予市宇和文化会館条例制定について
 議案第158号 西予市游の里健康センター条例制定について
 議案第159号 西予市游の里ふれあい広場条例制定について
 議案第160号 西予市特別養護老人ホーム条例制定について
 議案第161号 西予市デイサービスセンター条例制定について
 議案第162号 西予市軽費老人ホーム条例制定について
 議案第163号 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制定について
 議案第164号 西予市野村学園条例制定について
 議案第165号 西予市精神障害者小規模作業所条例制定について
 議案第166号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について
 議案第167号 西予市明浜ふるさと創生館条例制定について
 議案第168号 西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について
 議案第169号 西予市野村青汁工場条例制定について
 議案第170号 西予市城川高品質堆肥センター条例制定について
 議案第171号 西予市物産会館条例制定について
 議案第172号 西予市野村農業公園条例制定について
 議案第173号 西予市城川産地形成等促進施設条例制定について
 議案第174号 西予市野村畜産総合振興センター条例制定について
 議案第175号 西予市大野ヶ原育成牧場条例制定について
 議案第176号 西予市城川食肉加工センター条例制定について
 議案第177号 西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について
 議案第178号 西予市明浜民宿故郷条例制定について
 議案第179号 西予市明浜塩風呂条例制定について
 議案第180号 西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について
 議案第181号 西予市野村キャスルランド深山条例制定について
 議案第182号 西予市城川特産品センター条例制定について
 議案第183号 西予市三滝ロッジ条例制定について
 議案第184号 西予市城川ふるさと交流館条例制定について
 議案第185号 西予市有料駐車場条例制定について
 6 議案第186号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議案第187号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 7 議案第188号 愛媛地方税滞納整理機構の設立について
 8 議案第189号 平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）
 議案第190号 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）
 議案第191号 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第192号 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）
 議案第193号 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第194号 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第195号 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第196号 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
 議案第197号 平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）
 議案第198号 平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）
 議案第199号 平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
 9 報告第5号 西予市土地開発公社の経営状況について
 報告第6号 財団法人宇和町住宅協会の経営状況について
 報告第7号 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について
 報告第8号 株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
 報告第9号 財団法人宇和文化会館の経営状況について
 報告第10号 株式会社エフシーの経営状況について
 報告第11号 株式会社城川自然ロッジの経営状況について
 報告第12号 株式会社城川開発公社の経営状況について
 報告第13号 有限会社オービシステムの経営状況について
 報告第14号 株式会社どんぶり館の経営状況について
 報告第15号 あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
 報告第16号 株式会社グリーンヒルの経営状況について
 追加 議案第200号 平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契
 約について
 意見書案第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書（案）の提出について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
 2 会期の決定
 3 請願第2号 教育基本法の早期改正を求める請願について
 4 議会報告第2号 議会運営委員会の視察研修報告について
 5 議案第157号 西予市宇和文化会館条例制定について
 議案第158号 西予市游の里健康センター条例制定について
 議案第159号 西予市游の里ふれあい広場条例制定について
 議案第160号 西予市特別養護老人ホーム条例制定について
 議案第161号 西予市デイサービスセンター条例制定について
 議案第162号 西予市軽費老人ホーム条例制定について
 議案第163号 西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制定について
 議案第164号 西予市野村学園条例制定について
 議案第165号 西予市精神障害者小規模作業所条例制定について
 議案第166号 西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について
 議案第167号 西予市明浜ふるさと創生館条例制定について

平成17年第4回定例会（1日目） H17.12.8

議案第168号	西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について
議案第169号	西予市野村青汁工場条例制定について
議案第170号	西予市城川高品質堆肥センター条例制定について
議案第171号	西予市物産会館条例制定について
議案第172号	西予市野村農業公園条例制定について
議案第173号	西予市城川産地形成等促進施設条例制定について
議案第174号	西予市野村畜産総合振興センター条例制定について
議案第175号	西予市大野ヶ原育成牧場条例制定について
議案第176号	西予市城川食肉加工センター条例制定について
議案第177号	西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について
議案第178号	西予市明浜民宿故郷条例制定について
議案第179号	西予市明浜塩呂条例制定について
議案第180号	西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について
議案第181号	西予市野村キャスルランド深山条例制定について
議案第182号	西予市城川特産品センター条例制定について
議案第183号	西予市三滝ロッジ条例制定について
議案第184号	西予市城川ふるさと交流館条例制定について
議案第185号	西予市有料駐車場条例制定について
6 議案第186号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第187号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
7 議案第188号	愛媛地方税滞納整理機構の設立について
8 議案第189号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）
議案第190号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）
議案第191号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第192号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第193号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第194号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第195号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第196号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第197号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第198号	平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第199号	平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
9 報告第5号	西予市土地開発公社の経営状況について
報告第6号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について
報告第7号	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について
報告第8号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
報告第9号	財団法人宇和文化会館の経営状況について
報告第10号	株式会社エフシーの経営状況について
報告第11号	株式会社城川自然ロッジの経営状況について
報告第12号	株式会社城川開発公社の経営状況について
報告第13号	有限会社オービーシステムの経営状況について
報告第14号	株式会社どんぶり館の経営状況について
報告第15号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
報告第16号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
追加 議案第200号	平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について
意見書案第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書（案）の提出について	

開会 午前10時00分

○議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより平成17年第4回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今議会招集のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成17年第4回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入りましてことしも残すところ二十日余りとなりました。議員の皆様におかれましては、公私まことにご多忙のところをご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

先日は今期一番の冷え込みで、昨年より早く思いがけない積雪があり、議員の皆様も驚かれたことと存じますが、いよいよ冬本番を迎えることになりました。西予市におきましても、財政的には厳しい冬の時代を迎えており、改革を迫られています。新年度予算編成の状況につきましては、補正予算の提出、理由、説明の際に触れることとしますが、大幅な見直しを行わないと、この財政難は乗り越えないと、乗り越えることができないと考えております。今後各分野においてますます厳しい方針を打ち出すことになると思いますけれども、議員の皆様におかれましてはご理解、ご協力のこと、よろしく願いいたします。

また、先月から小学1年生の児童殺害事件等がいろいろ続いておりますけれども、非常に痛ましく不幸な事件であり、犯人に対して強い憤りを感じておるところでございます。このような事件は、本市においても決して起こらないとは限りません。本市宇和町中川地区では、地元老人クラブを中心に、小学児童の下校を見守るボランティアグループが先般発足をいたしました。犯罪を未然に防止するために、こうした活動の支援を初め、市、学校、地域及び警察のさらなる連携強化を図り、不審者情報を的確に分析し、判断し、子供たちの安全確保に努めたいと存じております。

また、先般私は一昨日でございますけれども、総理部官邸において特区の認証式を受けに行きました。介護保険の特区をいただくことになりまして、これも西予市の新しい力である、このように信じておりますが、特区を受けたことをこの場にご報告をしたいと、このように思っております。

さて、今回の定例会におきましては、議員の皆様方からの一般質問をお受けするとともに、条例制定29件、条例改正2件、一部事務組合設立案件1件、補正予算11件及び西予市が出資する法人の経営状況報告12件についてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提出理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞご慎重、ご審議のほどいただきますこと、ご決定いただきますようお願い申し上げます。半月にわたる会期でありますので、時節柄健康にご留意されますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び例月出納検査報告書はお手元に配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に2番松山清君、3番宇都宮明宏君の両名を指名いたします。

（日程2）

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から12月20日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は本日から12月20日までの13日間と決定いたしました。

（日程3）

○議長 日程第3、請願第2号「教育基本法の早期改正を求める請願について」を議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長亀井秀男君。

○亀井秀男総務常任委員長 総務常任委員会審査報告書。

去る9月14日の本議会におきまして当委員会に審査を付託されました請願第2号「教育基本法の早期改正を求める請願書」につきまして、審査の結果並びに経過の報告を申し上げます。

最初に、9月20日開催の委員会では、三好幸夫紹介議員と請願内容に詳しい末光英一氏のお二人に出席を願って請願書の説明を受け、理解を深めることをしました。

9月26日には、各委員会の意見交換を行い、慎重に審査を進めましたが、賛否の両意見が拮抗している状況であったため結論に至らず、第3回定例会最終日の10月4日に閉会中の継続審査申し入れを行い、了承をいただきました。

最終的に11月16日開催の委員会では採決を行いましたが、その審査経過において出された意見のうち、採択に賛成する主な意見は、1点目に、時代の流れに即応した内容に改正すべきかどうか議論する必要がある。2点目に、教育の原点とも言える家庭教育と国を愛する心をしっかり明記する必要性を感じるなど、採択に反対する主な意見として、1点目に、日本は今の教育基本法があったからこそ敗戦から立ち上がって経済大国と言われるまで発展できたのであり、改正の必要性を感じられない。2点目に、具体的に教育基本法のこの部分が悪いといったところが見当たらないなどであり、11月16日に採決を行った結果、賛成多数で採択することに決定しました。

以上で当委員会に付託され継続審査となっていました請願に関する審査結果の報告を終わります。

○議長 ただいまの委員長報告は採択であります。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 起立多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

（日程4）

○議長 次に、日程第4、議会報告第2号「議会運営委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第3回定例会の議決に基づき実施をいたしました議会運営委員会の施設研修結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長鍵原芳和君。

○鍵原芳和議会運営委員長 議会運営委員会から視察研修の報告を申し上げます。

議会運営委員会視察研修報告書。

1、視察研修の目的、西予市議会の運営に係る諸事項の適正な対処について。

2、日時、平成17年11月10日から12日の3日間であります。

3、視察研修地、福岡県宗像市及び山口県周南市の2市であります。

4、参加者、西予市議会運営委員8名全員が出席をいたしました。

5、視察研修内容、議会運営委員会では、去る11月10日から12日の3日間、市町村合併の先進地でもあります福岡県宗像市と特に西予市合併に際して総合支所方式と市役所組織機構のモデルとなりました山口県周南市の両市議会を訪問し研修をいたしました。

その内容につきましては、先に、西予市議会の議会運営に係る課題11項目について、両市議会の対処の方法について説明を受け、質疑応答の形式で研修を行いました。11項目の両市の対応の概要につきましては、別紙のとおりでありまして、お目通しをいただきたいと思いますが、そのうち若干の事項について申し上げます。

宗像市議会においては、委員の任期は2年となっており、定例会前の議会運営委員会には、理事者側より助役、総務部長、総務課長が出席をしているとの説明がありました。両市議会ともに議案の質疑については、委員会付託を前提としていることから、理事者の方針等の大綱質疑として、詳細質疑につきましては、委員会で行っているとのことであり

ます。また、両市議会とも決算審査につきましては、特別委員会を設置し審査することとしておりました。

総体的に市議会においては、町村議会と異なり、会派制をとっているところに大きな特徴があり、各委員会には、会派の人数に比例して、その代表として議員が送り込まれ、決定事項についても、その委員が持ち帰って会派で報告し、情報を共有するとともに、次の対応を会派として決めていくという流れであるという説明もありました。

今回の視察研修により西予市議会のあるべき姿が浮き彫りになってくるのではないかと感じた次第であります。

以上、数点申し述べ、宗像市、周南市両市議会において研修の対応をいただいたことに感謝を申し上げまして、視察研修報告とさせていただきます。平成17年12月8日、議会運営委員会委員長鍵原芳和。

以上でございます。

○議長 以上で議会運営委員会の視察研修報告を終わります。

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第157号「西予市宇和文化会館条例制定について」から議案第185号「西予市有料駐車場条例制定について」までの29件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

○森総務企画部長 議案第157号「西予市宇和文化会館条例制定について」、議案第158号「西予市游の里健康センター条例制定について」、議案第159号「西予市游の里ふれあい広場条例制定について」、議案第160号「西予市特別養護老人ホーム条例制定について」、議案第161号「西予市デイサービスセンター条例制定について」、議案第162号「西予市軽費老人ホーム条例制定について」、議案第163号「西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制

平成17年第4回定例会（1日目） H17.12.8

定について」、議案第164号「西予市野村学園条例制定について」、議案第165号「西予市精神障害者小規模作業所条例制定について」、議案第166号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について」、議案第167号「西予市明浜ふるさと創生館条例制定について」、議案第168号「西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について」、議案第169号「西予市野村青汁工場条例制定について」、議案第170号「西予市城川高品質堆肥センター条例制定について」、議案第171号「西予市物産会館条例制定について」、議案第172号「西予市野村農業公園条例制定について」、議案第173号「西予市城川産地形成等促進施設条例制定について」、議案第174号「西予市野村畜産総合振興センター条例制定について」、議案第175号「西予市大野ケ原育成牧場条例制定について」、議案第176号「西予市城川食肉加工センター条例制定について」、議案第177号「西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について」、議案第178号「西予市明浜民宿故郷条例制定について」、議案第179号「西予市明浜塩風呂条例制定について」、議案第180号「西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について」、議案第181号「西予市野村キャスルランド深山条例制定について」、議案第182号「西予市城川特産品センター条例制定について」、議案第183号「西予市三滝ロッジ条例制定について」、議案第184号「西予市城川ふるさと交流館条例制定について」、議案第185号「西予市有料駐車場条例制定について」以上、条例制定29議案につきましても、指定管理者制度の導入に伴うもので、関連がございまして一括して提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法第244条の2の改正に伴うもので、従来公の施設は公共的団体等に限り管理委託ができましたが、広く一般の民間業者でも管理ができることとし、民間のノウハウを取り入れ、施設の効率的な運営と高度なサービスの提供、施設の維持経費の削減などを目的に導入された制度であります。

本市におきましても、平成16年12月議会で指定管理者の指定の手続に関する条例を制定し、以降、新規施設につきましても、順次同制度の導入を進めております。制度への移行につきましては、法の経過措置により、平成18年9月1日までに行う必要がありますが、本市としましては、一部の施設を除き、原則として平成18年4月1日から制度の導入を図ることとしていたしております。したがって、今後の事務手続に要する期間等を考慮し、運営方針が固まりました46施設につきまして関係条例案を上程するものであります。

また、新条例制定に伴い、旧町からそのまま引き継いだ公の施設に係る暫定条例は廃止することとしております。基本的には、各施設とも従前の暫定条例における運用条件とほとんど同様であります。規定内容につきましては、所要の整備を行うとともに、以前は個別の条例で設置していた同種、同目的の施設につきましても、今回できるだけ一つの条例にまとめの方針で整備をいたしております。

以上、29議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程6）

○議長 次に、日程第6、議案第186号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第187号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 議案第186号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

廃棄物の処理は、市民生活に密着した重要な政策課題であるとともに、それに係る経費につきましては、当市の財政を圧迫する要因の一つに上げられることは周知の事実であります。

今回の改正は、そうした現状を踏まえ、ごみの削減を図り、多量のごみを排出する事業者に対し相応の処理負担をいただくため、事業系廃棄物について家庭系の一般廃棄物の処理手数料に加え、一定の基準を超える排出量の場合は、その排出量が10キログラムにつき100円の手数料を新たに徴収することとしたものであります。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、野田最終処分場の維持管理費が増加するため、処理手数料を増額改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 荒井消防長。

○荒井消防本部消防長 議案第187号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成15年中の全国の住宅火災における死者数が、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超え、その6割以上が高齢者であるとの統計が消防白書により報告されております。

西予市でも過去5年間の火災による死者が6人、負傷者が11人発生しており、住宅内で高齢者が逃げおくれにより死亡する事例が多い状況にあります。今後、高齢社会の進展に伴い、さらに死者数が増加することが懸念されることから、消防法を改正し、市町村条例で定める基準に従って、一般住宅へも住宅用の火災警報器を設置することが義務づけられました。こうした状況を踏まえ、住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、寝室や階段などに住宅用火災警報器を設置するよう本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程7）

○議長 次に、日程第7、議案第188号「愛媛地方税滞納整理機構の設立について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

別宮助役。

○別宮助役 議案第188号「愛媛地方税滞納整理機構の設立について」提案理由のご説明を申し上げます。

愛媛県内の全市町11市9町が加入する愛媛地方税滞納整理機構につきましては、平成18年4月1日の設立を目指し準備が進められております。この機構は、市町から引き受けた滞納案件を機構に移管し、機構が差し押さえ、公売により強制換価する税の徴収業務のほか、関係市町の職員の徴収業務に係る研修業務、さらには市町の徴収業務の分析及び提言を行うものであります。

税は、市民に対し行政サービスを提供するための基幹財源であり、一方公平な税負担が住民からも求められております。この滞納税を放置することは、納税秩序の乱れから税務行政への不信感につながり、ひいては行政サービスの低下を招くことになりかねません。今回、税の確保を手段として、愛媛県と全市町が連携し、専門知識と実効性のある愛媛地方税滞納整理機構を設立し、滞納税額の縮減を図るものであります。機構がすべて解決するものではありませんけれども、収納率向上対策に大いに役立つものと考えております。この機構の設立につきましては、地方自治法第290条の規定により、関係市町の協議が必要となることから、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程8）

○議長 次に、日程第8、議案第189号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）」から議案第199号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第189号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、新年度予算編成の進捗状況を3月定例議会で本格的にご審議をいただく前に、一言触れさせていただきたいと存じます。

この12月定例議会が開催される季節になってまいりますと、国そして地方自治体におきましては、新年度予算に向けての編成作業が昼夜を問わず進められているところであり、このたびの予算編成は、各機関とも大変ご苦労があるものと推測しておるところであります。全国有数の健全さを誇っておりました愛媛県財政でも、昨年度の地方交付税の大幅な減によって急激に悪化し、財政再建準用団体に転落するおそれが生じております。新聞報道等によりますと、知事は財政破綻の危機的状況が迫っており、このままでは18年度予算移行の予算編成が不可能として、職員給与のカットや大規模事業の凍結を行い、今後は資金の繰り入れ等に頼らない持続可能な財政構造に転換する方向を示されたことは、議員各位ともご承知のことと存じます。このように県の財政までもが破綻状況に陥っておりますことは、西予市のみならず県下の市町におきまして、これからの予算編成には非常に大きな影響があるものと認識しなければなりません。

また、威厳的に県単独道路改良事業費は、全く予算がつかなくなっております。そのほかにもがけ崩れ防災対策事業費や合併浄化槽の補助金等々にも既に影響が出ている状況下であり、大変憂慮しているところでございます。

このような中で、西予市の18年度予算編成の行方を申しますと、国の三位一体改革の強力な推進と県の財政事情を含め、新年度予算は大幅な歳出の削減を図らなければならない極めて深刻な事態となっております。

そこで、18年度予算編成は、こうした財政状況をすべての方々から厳粛に受けとめていただき、そして乗り切っていくために、あらゆる分野の施策の見直し、あるいは改革を進めなければならないと思っております。

さらに、今の時点では財政構造を抜本的に改革しなければ、今後の社会保障費の増大や地方交付税の減額に対応すべき体力を備えることができず、県同様に財政再建準用団体に転落するおそれが生じてまいりますので、これらを十分に踏まえて予算編成に取り組んでいく所存でございます。

では、本題の予算補正でございますが、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ9,488万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を281億4,883万円と定めるものでございます。

その主な内容でございますが、まず総務費では、早期退職者への退職手当組合負担金の計上をいたしますが、この早期退職制度の導入の際におきましては、議員の皆様方には何かとご心配やご迷惑をおかけしましたが、今回7名の者が早期退職を希望しておりますので、その加算分を計上しております。

なお、この制度によります財政効果の詳細につきましては、後ほど担当課長の方から説明させますが、振り返りますと、制度導入の折には、各関係機関に多大なご迷惑をおかけし、またその後はたび重なる検討をいただきながらこの道筋がつけられましたことは大変意味深く、今後の財政上に大きな効果が得られるものと期待しているところでございます。

そのほかにも明浜町渡江地区のコミュニティ広場の整備補助金や野村地区における代替バスの車両購入費補助金と運行業務委託費を計上しております。

次に、民生費の主なものとしては、高山保育所内でアスベストと思わしき物が確認されましたために、室内の空気中の石綿濃度測定調査を実施いたしておりましたが、その結果は飛散や健康被害のおそれは低いものとの報告を受けております。しかし、園児の健やかな成長と安心を願わずにはいられませんので、早急に対応してまいりたいと考えております。

また、そのほかにも福祉バスの運営費を計上いたしております。

次に、衛生費でございますが、主なものは、明浜上下水道事業に係る企業債償還元金分の繰出金や城川土居診療所会計への繰出金、また廃プラ圧縮梱包施設工事費と埋立処理費を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、農業後継者育成資金として、キュウリの栽培ハウスの新設に係る補助金や城川町高野子地区の営農飲雑用水給水管布設工事費、さらに三瓶町中山間地域総合整備事業費を計上しております。

また、城川自然ロッジ及び城川開発公社への施設管理運営業務委託費や森林環境保全整備作業委託費などを計上しております。

次に、土木費でございますが、冒頭に述べましたとおり、県単独道路改良事業費の予算は全くなくなっております。そこで、これにかわる補助金を模索し、陳情を重ねてきました結果、このたび道路整備交付金、これは国の交付金でございますが、道路整備交付金をいただくことになりましたので、品目を組み替える措置が主な計上額でございます。

次に、教育費の主なものとしましては、三瓶中学校体育館設計委託料の減額措置をとっておりますが、この減額理由につきましては、財政上の課題が浮上してまいりましたので、1年だけ延長させていただきたいと、このように考えております。したがって、18年度予算において対応し、19年度で着工をしたいと考えております。

そのほかには、三瓶町の蔵葺小学校と三瓶図書館への蔵書物の購入費を計上しておりますが、この費用の全額は、東京在住の佐々木良一氏のご厚情によるものでございます。

なお、佐々木良一氏は長年にわたり多額のご寄附を賜っており、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。先般も直々佐々木氏のお宅まで伺いさせていただきまして、お礼を述べさせていただいたところでございます。

また、そのほかでは、成人式に係るバス借上料の計上、野村町の茶堂復元工事費や中川公民館と下宇和公民館のアスベスト測定調査費、さらに第12回かまぼこ板の絵展覧会への準備費用や愛媛FCへの出資金を計上しております。

以上、歳出予算の概要でございますが、続きまして主な歳入についてご説明いたします。

まず、市税では1,933万4,000円、普通交付税では1億7,451万1,000円を計上しておりますが、市税については最終的に見込み額を、そして普通交付税については決定額を計上したものでございます。

また、地方交付税の増と不用額の財源確保によりましては、資金繰入金1億282万4,000円の減額を図っております。

また、国県支出金につきましては、道路整備事業費に係る組み入れ財源が主な増減額となっております。

さらに、市債の主な増額につきましては、合併特例債を活用した地域振興基金を積み立てるための起債を計上したものでございます。

以上、説明いたしましたけれども、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますことをよろしくお願い申し上げます。

○議長 清水財政課長。

○清水財政課長 それでは、補正第7号の歳入歳出予算の事項別明細書についてご説明を申し上げます。

それでは、予算書の27ページをお開き願います。

27ページの3節の職員手当5,980万円は、主に早期退職者の特例措置による退職手当の加算金であります。勸奨者は51歳から59歳の者で、計7名となっております。そこで、財政面上から申しますと、この7名の職員が定年まで在職したと仮定した場合、今後支払うべく人件費は2億9,400万円になると試算をしております。したがって

して、この試算額と今回の加算金としての一時金を差し引きいたしますと約2億3,000万円の削減額になるんじゃないかと思っております。

次に、34ページをお願いいたします。

34ページの19節負担金補助及び交付金240万円ですが、これは明浜町渡江地区の公民館前広場をコミュニティ広場として活用するため、照明施設、音響設備、フェンス等の整備費を計上いたしております。

なお、この財源は財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用しております。

同じく19節の250万円ですが、これは野村町中筋西地区の路線を従来どおり運行するため、29人乗りマイクロバスの購入費に対して補助を行うものであります。

次に、38ページをお願いいたします。

38ページの13節委託料と15節工事請負費の1,000万円につきましては、高山保育所のアスベストに係る費用を計上しております。

アスベスト調査の内容を申しますと、通常石綿の濃度が空気中で1リットル当たり10本以上が確認されれば危険だと判断され、その施設は使用禁止にしなければならない基準になっておりますが、当保育園は0.8本が確認されたことであり、これは通常の範囲内であるとの報告を受けておりますので、今後の施工の方法につきましては、十分検討を図ってまいりたいと考えております。

次に、42ページをお願いいたします。

42ページの15節工事請負費は、廃プラ処理のための圧縮梱包機設置関連経費を追加計上するものであります。

43ページをお願いいたします。

43ページ、28節繰出金2,862万7,000円は、明浜上水道事業に係る企業債償還元金分を繰り出すものであります。

次に、45ページをお願いいたします。

45ページ、19節負担金補助及び交付金1,535万3,000円につきましては、三瓶地域におけます県営中山間総合整備事業でありまして、事業費の変更によって負担金が増額となるものであります。

次に、46ページですが、13節委託料1,270万円は、城川自然ロッジの指定管理者制度への移行に伴う精算分と農産物加工センター第2工場及び宝泉坊第2ロッジの新設によつての増額分を計上したものであります。

65ページをお願いいたします。

65ページの3目文化施設運営管理費の中の7節の賃金、11節の需用費、12節の役務費は、来年度に開催予定の第12回全国かまぼこ板の絵の展覧会の準備費用を計上したものであります。

次に、67ページをお願いいたします。

24節投資及び出資金100万円でございますが、これはJリーグ2部参入を目指す愛媛FCに対し、運営、経営確保のために出資するものであります。

次に、69ページをお願いいたします。

69ページの25節積立金1億円は、これは地域振興に要する経費の財源に今後充てるために基金の積み立てを行うものであります。

なお、財源は合併特例債を充当いたします。

次は、歳入へ参ります。

14ページをお願いいたします。

14ページの普通交付税1億7,451万1,000円でございますが、これは当初見込みで前年度の決定額の総額を当初予算で計上しておりましたが、三位一体の改革の中で、老人保護設置費国庫負担金等々が廃止になっております。その関連する一般財源部分などが基準財政需要額に算入されましたので、それで追加するものであります。

22ページをお願いいたします。

今ほどの普通交付税の増額によりまして、幾分か余剰が出ましたので、財政調整基金の繰入金1億282万4,000円を減額するものであります。

次に、24ページをお願いいたします。

市債の中の総務債9,500万円は、地域振興基金に積み立てるための起債であります。

以上でございます。

○議長 松本生活福祉部長。
○松本生活福祉部長 議案第190号「平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本予算の歳入歳出に10万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,224万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の事務費で旅費5万6,000円、事業費で機械器具費の消耗品5万円の増額であります。

歳入では、一般会計繰入金10万6,000円を増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第191号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

予算書の3ページからであります。

今回の補正は、歳出につきましては、高額療養費貸付金を500万円増額し、歳入につきましては、高額療養費貸付金収入を同額増額いたしております。これによりまして既決いたしております歳入歳出予算からそれぞれ500万円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を51億7,824万2,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定についてご説明をいたします。

今回の補正の主な内容は、明浜と野村の各診療所における医業費の増額及び土居診療所診療体系の変更に伴う施設管理費委託料並びに代診医負担金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

まず、予算書9ページからありますが、俵津診療所の説明をいたします。

歳出では、一般管理費の需用費を14万4,000円増額、医業費では医療用機械器具費等を30万8,000円増額いたしました。

歳入では、診療収入を45万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億244万8,000円といたしました。

次に、狩江診療所ですが、予算書15ページからであります。

歳出では、一般管理費の委託料等を9万7,000円増額、医業費では医療用衛生材料費等を303万4,000円増額いたしました。

歳入では、診療収入を313万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,939万5,000円といたしました。

た。

次が、21ページからであります。高山診療所の歳出では、一般管理費の共済費等を27万円増額いたしました。歳入では、診療収入を27万円増額し、歳入歳出予算の総額を8,690万7,000円といたしました。

次、予算書27ページからです。

田之浜診療所の歳出では、一般管理費の負担金を2万円増額いたしました。

歳入では、診療収入を2万円増額し、歳入歳出予算の総額を2,036万円といたしました。

次に、惣川診療所、予算書33ページであります。

歳出では、医薬費の医療用衛生材料費等を94万5,000円増額し、歳入では、診療収入を94万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,658万円といたしました。

次、予算書39ページからの土居診療所ですが、歳出では、医師が産前休暇に入りましたので、その間の診療業務を市立野村病院及び県立中央病院に委託することにいたしました。それに伴い一般管理費の需用費等を3万7,000円、研究研修費で施設管理費委託料等を66万7,000円増額いたしました。

歳入では、一般管理費からの繰入金金を670万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億6,155万1,000円といたしました。

続きまして、議案第192号「平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,903万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を70億1,554万9,000円とするものであります。

その内容につきましては、歳出では、総務費で健康老人記念品として計上していました報償費を43万円減額いたしました。

また、医療諸費の医療給付費では、今年度の給付状況により予算不足が予想されるため4,996万円の増額補正をいたしました。

また、交付金確定に伴い諸支出金の支払基金償還金については49万9,000円減額補正いたしました。

次に、歳入につきましては、医療給付費の増額に伴い医療費交付金を3,674万9,000円、国庫負担金を1,525万3,000円、県負担金を381万4,000円それぞれ増額補正いたしました。

また、医療費適正化対策事業の実施に伴う国庫補助金306万1,000円を計上いたしております。

さらに、不正請求による診療報酬返還金を23万6,000円、それに伴う加算金を9万3,000円計上し、第三者行為の納付金については、今年度納付実績より1,000万円を減額補正いたしております。

また、一般会計繰入金については、17万5,000円の減額補正をいたしましたが、その内訳では、医療給付費繰入金331万6,000円の増額、事務費等繰入金349万1,000円の減額であります。

続きまして、議案第193号「平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年10月から介護保険法の一部が改正され、施設給付費において負担の公平性の観点から介護保険施設等における居住費、食費について在宅の方と同様保険給付の対象外とし、介護に関する部分に給付を重点化されたことによるものであります。

保険給付費の見直しに当たっては、低所得者の方にとっても過重な負担とならないよう、特定入所者介護サービス等を創設し、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図っております。

それでは、予算の説明を申し上げます。

予算書3ページからであります。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ927万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を40億11万1,000円といたしました。

内容として、歳出では、総務費の総務管理費で電算システム改修委託料308万7,000円、高額介護サービス等費で689万円、新たに創設されました特列入所者介護サービス等費で8,011万1,000円、諸支出金の繰出金で618万6,000円を増額し、介護給付費の介護サービス等諸費で8,700万1,000円を減額いたしております。

歳入では、国庫支出金の国庫補助金で、電算システム改修に伴う補助金169万3,000円、繰入金の一般会計繰入金で139万4,000円、基金繰入金で618万6,000円を増額いたしました。

次に、施設勘定についてご説明をいたします。

予算書13ページからであります。

明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算は、総額に増減がありません。

補正内容として、歳出では、総務費の施設管理費で36万8,000円、サービス事業費の施設介護サービス事業費で5万円増額し、研究研修費を5万8,000円、予備費を36万円減額いたしております。

歳入につきましては、サービス収入の介護給付費を1,614万円減額し、自己負担金収入を296万8,000円、特定入所者介護サービス等費収入を1,304万7,000円、諸収入の雑入を10万5,000円、県支出金の委託金を2万円増額いたしました。

次は、歳出は23ページからであります。

明浜居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,230万5,000円といたしました。

歳出では、サービス事業費の居宅介護支援事業費を4,000円増額し、歳入につきましては、諸収入の雑入を4,000円増額いたしました。

次に、予算書29ページからであります。

明浜デイサービス勘定では、歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3,335万7,000円といたしました。

歳出では、総務費の施設管理費を7万1,000円、研究研修費で5,000円減額し、サービス事業費の居宅介護サービス費で5万円、予備費で5万1,000円増額いたしました。

歳入につきましては、諸収入の雑入を2万5,000円増額いたしております。

次に、予算書37ページからありますが、城川居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ20万2,000円減額して、歳入歳出予算の総額を2,330万2,000円といたしました。

歳出では、サービス事業費の居宅介護支援事業費で20万2,000円減額し、歳入では、一般会計繰入金を20万2,000円減額いたしております。

次に、予算書43ページからありますが、三瓶介護サービス勘定では、歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を4,124万7,000円といたしました。

歳入のサービス収入56万5,000円と諸収入5万1,000円、合計61万6,000円を三瓶デイサービスセンター基金に積み立てるものであります。

次に、しばらく飛びますが、議案第199号をお願いいたします。

議案第199号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設事業費用の人件費を調整するものでありまして、これによる収益的収入及び支出の既決予算額に変更はございません。

主な内容は、退職手当組合等への負担金255万4,000円の増額に伴い、それぞれの支出科目の中で調整させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時10分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前11時20分）

安藤建設部長。

○安藤建設部長 議案第194号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人件費の調整及び和泉地区営農飲雑用水施設事業に伴う負担金の減額と地方債の補正及び田之筋簡易水道の配水管仮設工事費等を計上するもので、歳入歳出それぞれ564万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,834万9,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務管理費において、人件費に係るものを16万1,000円、役務費を10万円増額計上いたしております。

また、和泉地区営農飲雑用水施設事業に係る負担金を692万2,000円、需用費を10万円減額いたしております。施設整備費におきましては、県道平野・坂戸線の拡幅による恵比須橋かけかえ工事に伴う田之筋簡易水道の配水管仮設工事費を200万円増額計上いたしております。さらに、予備費を8万円減額いたしました。

これに対する財源として、歳入に一般会計繰入金125万9,000円を見込み充当いたしております。

また、簡易水道事業債を690万円減額し、これに伴い起債の限度額を4,450万円と補正するものでございます。

次に、議案第195号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,580万円減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,195万9,000円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、施設管理費で汚泥くみ取り料42万8,000円の増額、施設整備費で田之筋地区メカセラ装置の取りやめによる1,591万円の減額及び予備費31万8,000円の減額でございます。

歳入につきましては、施設整備費の減額に伴う給付金1,600万円、繰入金394万2,000円の減額と前年度繰越金11万円並びに消費税還付金の確定による諸収入403万2,000円の増額となっております。

次に、議案第196号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設整備費の減額に伴う市債及び一般会計繰入金の減額で、歳入歳出それぞれ2,462万円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億1,691万7,000円と定めるものであります。

詳細をご説明いたします。

歳出では、野村処理区での施設整備費で、国の事業認可決定がおくれたことによりまして、測量試験費を1,400万円、それに伴う工事請負費を1,070万円それぞれ減額するものであります。また、職員手当を8万円増額しております。

施設管理費では、賃金を87万6,000円減額し、需用費で同額を計上いたしております。

また、歳入につきましては、事業費の減によりまして市債2,440万円、一般会計繰入金22万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第197号「平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、収益的収入の一般会計補助金の減額と資本的収入へ他会計繰入金を計上するものであります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

支出では、営業費用として96万6,000円、営業外費用として2万2,000円を増額計上いたしております。これは、主に賃借料と一時借入金の支払い利息に充てるものであります。

収入では、一般会計補助金を1,443万1,000円減額いたしております。これによりまして収益的収入の総額は6億4,405万9,000円、収益的支出の総額は6億5,661万7,000円となっております。

次に、資本的収入の補正についてご説明いたします。

まず、工事負担金で、三瓶上水道事業会計において国道378号線の拡幅工事に伴い支障となる配水管の移設工事に伴う430万円の増額と宇和上水道事業の配水管移設工事に伴う道路公団からの補償金170万円を工事負担金に組み替えるもので、合わせて600万円計上するものであります。

また、明浜上水道事業へ一般会計より企業債償還金の繰入金2,862万7,000円を計上いたしております。これによりまして、資本的収入の総額は8億1,364万円となっております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲病院総括事務長。

○上甲病院総括事務長 議案第198号「平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、損益勘定において医業収益と医業費用及び医業外費用を増額するものであります。

支出の部は、医業費用では、原油高騰によります燃料費561万9,000円、在宅療養患者増加に伴う酸素濃縮装置賃借料506万1,000円の増額と修繕費380万6,000円の減額であります。

医業外費用では、企業債利息80万6,000円の増額で、合計768万円を計上しております。

収入の部は、野村病院の外来収入768万円を増額計上いたしております。

以上の補正により、西予市病院事業会計の収益的収入及び支出の予算総額は37億9,789万1,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時31分）

○副議長 再開をいたします。（再開 午後1時10分）

議長が所用のため退席しておりますので、私副議長が議長の職務代行をいたします。進行がスムーズにいきますようにご協力のほどお願い申し上げます。

（日程9）

○副議長 日程第9、報告第5号「西予市土地開発公社の経営状況について」から報告第16号「株式会社グリーンヒ

ルの経営状況について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

総務企画部長。

○森総務企画部長 報告第5号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第6号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」、報告第7号「社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について」、報告第8号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第9号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第10号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第11号「株式会社城川自然ロッジの経営状況について」、報告第12号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第13号「有限会社オービスシステムの経営状況について」、報告第14号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第15号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社」の経営状況について、報告第16号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%を超える法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成して議会に提出することが義務づけられているため、本議会にその経営状況について報告するものであります。

各法人の詳細につきましては、担当部長が補足説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、説明が前後いたしますが、報告第6号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」から説明をさせていただきます。

平成16年度財団法人宇和町住宅協会の事業は、みどり団地2期宅地を平成15年度に継続して販売いたしました。全53区画のうち平成15年度に宇和町住宅産業連合会加盟業者に住宅フェア用地として9区画、個人へ12区画、合わせて21区画販売し、平成16年度は残り32区画のうち3区画を販売し、16年度末現在の残区画は29区画となっております。

また、ひまわり団地2期については、1区画を販売し、全区画販売済みとなりました。

次に、平成16年度の収支につきましては、収入の部では、事業収入4,484万4,530円、諸収入14万4,188円、繰越金6,309万943円、収入合計1億807万9,661円、支出の部では、事業費1,446万1,174円、総務費4,072万1,300円、借入金償還金3,004万273円、支出合計8,522万2,747円、繰越金2,285万6,914円となっております。

財団法人宇和町住宅協会としては、出資団体からの財政支援を受けず、基金及び繰越金で財源を確保し、健全な運営に努めていますが、今後は前年度に引き続きまして、みどり団地2期の販売を促進するのみになっています。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で「財団法人宇和町住宅協会の経営状況」の説明を終わります。

続きまして、報告第13号「有限会社宇和オービスシステムの経営状況について」説明をさせていただきます。

平成16年度における宇和オービスシステムの業務委託契約は、施設管理等を主体に8件、運動公園などの屋外部門3件で、収益は1億4,476万9,000円でありました。ご案内のように損失のほとんどは人件費で96.5%を占めております。そして、営利を求める法人ではありませんので、15万3,649円の当期利益となっております。昨年もご説明申し上げましたように、行政と会社の会計年度の相違から委託料を未収金、借受金の科目で経理をいたしております。

次いで、貸借対照表ですが、出資金の半額240万円は市の出資であります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思います。

以上で「有限会社宇和オービスシステムの経営状況」の説明を終わります。

○副議長 安藤建設部長。

○安藤建設部長 それでは、報告第5号「西予市土地開発公社の経営状況について」説明させていただきます。

平成16年度西予市土地開発公社の事業につきましては、完成土地売却については、三瓶町いぶき団地、土地区画724万7,300円で売却いたしました。土地取得につきましては、城川町高野子団地、用地の6筆で5,651平米を3,471万4,500円で取得いたしております。公社におきましては、完成土地については、三瓶町いぶき団地、全24区画のうち、残りの17区画の販売促進を、また未整土地については、城川町高野子団地及び宇和町さくら団地の測量設計を進めております。

次に、平成16年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収益で1,068万4,113円、事業外収益で951万8,215円、特別利益で2,210万円、そのほか繰越金、事業借入金合わせまして歳入合計で2億1,477万2,961円でございます。

歳出の部では、事業原価4,101万4,500円、販売費及び一般管理費で1,362万7,891円、事業外費用といたしまして172万3,587円、事業借入金の償還で1億2,577万円、合わせまして歳出合計で1億8,213万5,978円でございます。差し引き繰越金といたしまして3,263万6,983円であります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願います。

以上で「西予市土地開発公社の経営状況」の説明を終わります。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

次に、報告第7号「社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について」、松本生活福祉部長の説明を求めます。

松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 報告第7号「平成16年度社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について」ご説明いたします。

宇和町社会福祉施設協会は、昭和47年2月29日に設立された社会福祉法人でありまして、運営している事業は、身体障害者デイサービスセンターと介護デイサービスセンターを兼ねた游の里デイサービスセンター、知的障害者更生施設希望の森と松葉学園、保育所7施設、特別養護老人ホーム松葉寮、在宅介護支援センター、あんしんの家などがあります。このあんしんの家につきましては、市長が冒頭申しました特区申請により介護保険施設である田之筋、多田両施設でのデイサービスを身体障害者、知的障害者も利用できるよう認定されたものであります。

西予市の財政支出といたしまして、補助金は平成16年度決算で1,921万円でありました。

また、委託している事業は、平成16年度で8事業、1億187万4,000円となっております。

なお、実績報告書及び決算書につきましては、一般会計が10区分、特別会計が2区分ありますので、後でお目通しをお願いいたします。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

○副議長 説明は終わりました。

次に、報告第8号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、大森産業部長説明を求めます。並びに報告第10号「株式会社エフシーの経営状況について」から報告第12号「株式会社城川開発公社の経営状況について」までの4件を大森産業部長の説明を求めます。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時24分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後1時25分）

失礼いたしました。

次に、報告第14号「株式会社どんぶり館の経営状況について」から報告第16号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」までの3件を大森産業部長の説明を求めます。

大森産業部長。

○大森産業部長 それでは、報告第8号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明いたします。当地域振興センターは、特産品の加工製造、販売、施設の管理、地域資源の掘り起こしを目標に事業に取り組んでおります。

平成16年度の収支につきましては、売上高1億867万5,947円で当期末の処分利益は314万4,421円になっております。これには、市からの委託料3,488万円が含まれております。

なお、17年度につきましては、さまざまな改善取り組みによりまして2,363万円の委託料で処理できる見込みであります。

次に、報告第10号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明いたします。

森林の保全につきましては、今日国全体としての取り組み推進が図られているところでありますが、エフシーといったしましても、その使命を果たすべくより一層の努力を行っているところであります。

平成16年度の収支につきましては、売上高1億7,847万8,357円で、当期末の処分利益は320万8,552円になっております。これには市からの委託料が、新規林業就労者関係で956万7,000円、基盤整備用機械運営で2,397万3,000円が含まれております。

なお、機械運営関係では1,524万1,000円の使用料が収入として西予市に入りますので、市の一般財源は873万2,000円となります。

次に、報告第11号「株式会社城川自然ロッジの経営状況について」ご説明いたします。

当社では、設立目的に沿って賢明に経営努力を続けておりますが、残念ながら慢性的になってきている赤字経営を改善するには至っていない現状であります。

平成16年度の収支につきましては、売上高3,739万8,808円で、当期末の処分利益はマイナス375万7,419円になっております。これには市からの委託料800万円が含まれております。

なお、17年度につきましては、680万円の委託料では処理できない見込みとなっておりまして、今後の処理方向につきましては、筆頭株主であります市に判断をお願いしているところでございます。

次に、報告第12号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明をいたします。

当公社は、平成16年2月の設立であり、今回が最初の報告となります。

平成16年度の収支につきましては、売上高2億7,592万4,275円で、当期末の処分利益は66万708円になっております。これには市からの委託料1,800万円が含まれております。今後はこれまでの積極的な販路開拓の取り組みに加え、17年度途中から管理者として指定を受けました宝泉坊ロッジ、健康保養施設事業を組み合わせる公共貢献の使命とともに健全な運営を目指してまいります。

次に、報告第14号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明いたします。

農林水産業の直売所を核とした西予市の特産品販売拠点としてこれまで同様積極的に事業を展開しているところでございます。

平成16年度の収支につきましては、売上高1億6,652万4,419円、これは受取手数料も含んでおります。当期末の処分利益は2,226万4,864円になっております。市からの委託料はありません。

なお、持ち込み分も含めた売上高につきましては、6億4,205万3,149円になっております。また、入り込み客数は、これはレジ通過者であります、54万1,657人でございます。

次に、報告第15号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明いたします。

当シーサイド・サンパークでは、地域産品の振興、健康増進、交流の拠点として地域に貢献をしてきております。

16年度の収支につきましては、売上高2億1,291万3,153円で、当期末の処分利益は16万8,825円になっております。これには市からの委託料2,000万円が含まれております。17年度においては、委託料1,700万円の範囲内で決算処理を行う予定であり、健全運営に向かって改善努力を行ってまいります。

次に、報告第16号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明いたします。

ケールの処理加工を行い、生産から販売までの一貫体制を確立させ、農業の振興を図るため積極的に事業を展開しているところであります。

平成16年度の収支につきましては、売上高1億3,398万4,601円で、当期末の処分利益は806万2,246円になっております。これには市からの委託料はありません。

以上、7件の報告をさせていただきます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願います。

○副議長 説明は終わりました。

次に、報告第9号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」、河野教育部長の説明を求めます。

河野教育部長。

○河野教育部長 報告第9号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」説明させていただきます。

まず、事業報告として貸し館業務、自主事業について報告いたします。

貸し館業務については、562件の利用件数があり、延べ632日の利用がありました。また、4万1,205人の方々が利用をしていただきました。

自主事業としましては、5月に甲斐よしひろコンサート、6月モンテカルロバレエ団公演、2月わらび座ミュージカル「ドクトル長英」等を開催し、文化的、芸術的な事業を広く市民の方々に楽しんでいただく機会を提供しましたが、入場者数は4,302名と、人口割合でいいますと9%の参加率です。共催事業については、6事業を実施、入場者は3,150人でした。

次に、収支につきまして報告いたします。

収入の部で、基本財産運用1,994円、受託料4,093万1,240円、補助金1,440万円、事業収入1,953万3,950円、雑収入10万4,342円で合計7,497万1,526円、支出の部で、管理費4,112万1,846円、事業費2,947万2,932円、合計7,059万4,778円となり、差し引き437万6,748円の当期収益となりました。

詳細につきましては、配付をいたしております資料をお目通しください。

なお、これから市地方にいたしながらして中央の芸術、文化を提供できるように努力をしながら、地域の文化振興を図れるよう運営してまいりたいと思っております。

○副議長 以上で経営状況報告を終わります。

暫時休憩いたします。（休憩 午後1時35分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後1時36分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第200号「平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について」及び亀井議員ほか2名から提出されました意見書案第5号「教育基本法の早期改正を求める意見書（案）の提出について」を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、2件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○副議長 まず、追加日程第1、議案第200号「平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤建設部長。

○安藤建設部長 議案第200号「平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

石城地区処理施設土木・建築工事につきましては、平成16年第3回臨時会で議決をいただき、宇和土建株式会社と工事請負契約を締結し、さきの第3回定例会におきまして、請負金額を2億2,641万9,000円とする工事変更請負契約を締結し現在施工中であります。このたび終末処理場の盛り土費用及び場内整備の集水槽に係る費用に設計変更の必要が生じたため136万1,000円を増額し、請負契約を2億2,778万円とする工事変更仮契約を去る平成17年12月2日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第200号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第200号「平成16年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について」原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長 起立多数であります。よって、ただいまの議案第200号は原案のとおり可決されました。

（追加）

○副議長 次に、追加日程第2、意見書案第5号「教育基本法の早期改正を求める意見書（案）の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

○吉良事務局長 教育基本法の早期改正を求める意見書（案）。

教育基本法は、昭和22年の制定以来、一度の改正もなく戦後半世紀が経過した。

しかしながら、この間に日本社会は大きく変化し、教育は多くの課題を抱えるに至った。青少年の凶悪犯罪に示される規範意識や道徳心の希薄化、学級崩壊やいじめ、不登校の問題、家庭や地域社会での教育力の低下、学力の低下など、今日教育改革は喫緊の国民的課題となった。

こうした中、平成15年3月中央教育審議会は、文部科学大臣に対して、新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方についてを答申し、教育基本法の改正を提唱している。教育の再建へ向け今こそ青少年の健全育成を図り、国際社会でも認められる日本国民のあり方はいかにあるべきかを真剣に考え、新たな時代の教育の方向性を明確に指し示す必要がある。よって、政府は一日も早く国会に教育基本法改正案を提出し、我が国の教育にとって何が必要かの観点に立つて徹底論議を行い、早期に教育基本法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月8日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平、参議院議長扇千景、内閣総理大臣小泉純一郎、総務大臣竹中平蔵、文部科学大臣小坂憲次。

○副議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

意見書案第5号を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長 起立多数です。よって、意見書案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

次回は明日12月9日午前9時より一般質問及び質疑を行います。

どうもご苦労でございました。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 1 時 4 4 分

平成17年第 4 回定例会（ 1 日目 ） H17.12.8

平成17年第4回定例会（2日目） H17.12.9
平成17年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

1.招集年月日 平成17年12月9日
1.招集の場所 西予市議会会議場
1.開会 平成17年12月9日
午前9時00分
1.散会 平成17年12月9日
午後3時40分

1.出席議員
1番 剛清宏
2番 幸志文
3番 三義男
4番 三生廣
5番 義昭夫
6番 秋吉勇
7番 男義俊
8番 和千朗
9番 三男男盛
10番 重元
11番 元好
12番 宮三
13番 好宮好
14番 好宮好
15番 好宮好
16番 好宮好
17番 好宮好
18番 好宮好
19番 好宮好
20番 好宮好
21番 好宮好
22番 好宮好
23番 好宮好
24番 好宮好
25番 好宮好
26番 好宮好
27番 好宮好
28番 好宮好
30番 好宮好
31番 好宮好

1.欠席議員
2番 宮元
1.地方自治法第12条の1により
説明のため出席した者の職氏名
市長 二静治明
副市長 二静治明
教育委員会 長 二静治明
建設部 長 二静治明
産業部 長 二静治明
生活福祉部 長 二静治明
教養部 長 二静治明
野村川総合支所 長 二静治明
城川総合支所 長 二静治明
三瓶総合支所 長 二静治明
病院 長 二静治明
消防 長 二静治明
総務課 長 二静治明
財政課 長 二静治明
企画課 長 二静治明
1.本会議に職務のため出席した者の職氏名
1.議事日程
1.会議に付した事件
1.会議の経過

議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第157号 西予市宇和文化会館条例制定について
- 議案第158号 西予市游の里健康センター条例制定について
- 議案第159号 西予市游の里ふれあい広場条例制定について
- 議案第160号 西予市特別養護老人ホーム条例制定について
- 議案第161号 西予市デイサービスセンター条例制定について

平成17年第4回定例会（2日目） H17.12.9

議案第162号	西予市軽費老人ホーム条例制定について
議案第163号	西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制定について
議案第164号	西予市野村学園条例制定について
議案第165号	西予市精神障害者小規模作業所条例制定について
議案第166号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について
議案第167号	西予市明浜ふるさと創生館条例制定について
議案第168号	西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について
議案第169号	西予市野村青汁工場条例制定について
議案第170号	西予市城川高品質堆肥センター条例制定について
議案第171号	西予市物産会館条例制定について
議案第172号	西予市野村農業公園条例制定について
議案第173号	西予市城川産地形成等促進施設条例制定について
議案第174号	西予市野村畜産総合振興センター条例制定について
議案第175号	西予市大野ヶ原育成牧場条例制定について
議案第176号	西予市城川食肉加工センター条例制定について
議案第177号	西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について
議案第178号	西予市明浜民宿故郷条例制定について
議案第179号	西予市明浜塩風呂条例制定について
議案第180号	西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について
議案第181号	西予市野村キャスルランド深山条例制定について
議案第182号	西予市城川特産品センター条例制定について
議案第183号	西予市三滝口ッジ条例制定について
議案第184号	西予市城川ふるさと交流館条例制定について
議案第185号	西予市有料駐車場条例制定について
3 議案第186号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第187号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
4 議案第188号	愛媛地方税滞納整理機構の設立について
5 議案第189号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）
議案第190号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）
議案第191号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第192号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第193号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第194号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第195号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第196号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第197号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第198号	平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第199号	平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
6 陳情第4号	真の地方分権改革の早期実現に関する意見書の提出について
陳情第5号	議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

1	一般質問
2	議案第157号 西予市宇和文化会館条例制定について
議案第158号	西予市游の里健康センター条例制定について
議案第159号	西予市游の里ふれあい広場条例制定について
議案第160号	西予市特別養護老人ホーム条例制定について
議案第161号	西予市デイサービスセンター条例制定について
議案第162号	西予市軽費老人ホーム条例制定について
議案第163号	西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制定について
議案第164号	西予市野村学園条例制定について
議案第165号	西予市精神障害者小規模作業所条例制定について
議案第166号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について
議案第167号	西予市明浜ふるさと創生館条例制定について
議案第168号	西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について
議案第169号	西予市野村青汁工場条例制定について
議案第170号	西予市城川高品質堆肥センター条例制定について
議案第171号	西予市物産会館条例制定について
議案第172号	西予市野村農業公園条例制定について
議案第173号	西予市城川産地形成等促進施設条例制定について
議案第174号	西予市野村畜産総合振興センター条例制定について
議案第175号	西予市大野ヶ原育成牧場条例制定について
議案第176号	西予市城川食肉加工センター条例制定について
議案第177号	西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について
議案第178号	西予市明浜民宿故郷条例制定について
議案第179号	西予市明浜塩風呂条例制定について
議案第180号	西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について
議案第181号	西予市野村キャスルランド深山条例制定について
議案第182号	西予市城川特産品センター条例制定について
議案第183号	西予市三滝口ッジ条例制定について
議案第184号	西予市城川ふるさと交流館条例制定について
議案第185号	西予市有料駐車場条例制定について
3 議案第186号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第187号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
4 議案第188号	愛媛地方税滞納整理機構の設立について

平成17年第4回定例会（2日目） H17.12.9

- | | | |
|---|---------|----------------------------------|
| 5 | 議案第189号 | 平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号） |
| | 議案第190号 | 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第191号 | 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第192号 | 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第193号 | 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第194号 | 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第195号 | 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） |
| | 議案第196号 | 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第197号 | 平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号） |
| | 議案第198号 | 平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号） |
| | 議案第199号 | 平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号） |
| 6 | 陳情第4号 | 真の地方分権改革の早期実現に関する意見書の提出について |
| | 陳情第5号 | 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について |

開議 午前9時00分

- 議長 ただいまの出席議員は29名であります。これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

- 議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

- 各議員の発言は、申し合わせの発言時間15分以内でお願いをいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いをいたします。

通告順に質問を許可いたします。

28番大竹忠盛君。

- 28番大竹忠盛君 おはようございます。

通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

- いつもトップバッターは元親議員さんでございまして、理論精練と高度なご質問を行われるわけですが、私はごく身近な問題について一般質問を行いたいと思います。

今回は、少子化対策、宇和中学校の体育館の建設の問題、総合交通システムの検討状況と最近オープンをいたしましたクアテルメの交通アクセスの問題、過疎地域の自治支援の4点につきまして市の指針とその対応策についてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、少子化対策についてお伺いをいたします。

- 少子化対策は国・県の重要な政治課題でもあります。国も少子化担当大臣が誕生いたしまして、その対策に積極的に取り組まれることを期待するものであります。西予市の状況を見ましても、15年度の出生児は312人でありま
- す。そして残念ながらお亡くなりになりました方は499人でありま
- す。同年度明浜町の事例を出して恐縮ですが、17人の出生でございま
- す。城川が29人、三瓶が48人、野村68人、宇和150人でありま
- す。さらに、16年度の出生児は281人、亡くなられた方は619人でありま
- す。この現状から見ましても、少子化が急速に進んでいるのが実情であります。ちなみに宇和町の昭和45年の出生児数は282人で、西予市の出生児数とほぼ同じであり、その折の宇和町の人口は1万8,362人でありま
- す。西予市の人口から比べても、いかに少子化が進んでいるかがうかがえるのでありま
- す。

- 一方、小学校の西予市の現状を見ても、平成16年5月のデータではありますけれども、生徒数が20人以下が6校、60人以下が11校、60人以上はわずか10校であります。明浜ではご案内のとおり小学校が4校ありますが、15年度の出生児は先ほど申し上げましたように17人ということでありま
- す。三瓶町の最近の出生児数を見ましても最高が50人、最低は36人でございま
- す。10年後の三瓶高校がどうなるの
- だろうか、大変憂慮するものでありま
- す。これらのデータにつきましては、さらに具体的な分析も必要でありま
- す。西予市の財政状況も大変厳しい実情ではあります。いづれにいたしましても、4万7,000人の市で300人以下の出生児数であります。西予市の財政状況も大変厳しい実情ではあります。西予市独自の創意工夫を凝らした具体的な子育て支援策は行政の重要な課題でもあると考えま
- す。

そこで、以下2点についてお伺いをいたします。

- 安心して子供を産み育てる社会環境の整備は、地方自治体の責務でもあります。市内各保育園、市立幼稚園の定数及び入園者の状況はどのような現状なのか。保育時間の延長の現状が、働く母親の要望に沿える状態であるのか、その現状と今後の対応策についてお伺いをいたします。

2点目は、市長はさきの女性団体との懇談会で、ごみ減量化で生み出された財源は、市民のために有効活用したい旨のお話をされたようでありま

す。私もその趣旨に賛同するものでありま

す。ごみ減量化について、特に女性グループの方々の関心は高く、ごみ減量化については積極的に支援願える環境にあると確信をいたしております。広く市民の皆さんにごみ減量化に理解と協力を求めるためにも、そこに生み出された財源を思い切って西予市独自の子育て支援策に活用する考えはないか。それこそ生きた財源の使い道であると思われま

す。理事者の考えを伺いたいと思うのでありま

す。

次に、市立宇和中学校体育館の建設計画についてお伺いをいたします。

- ご承知のとおり現在の宇和中学校体育館は、昭和39年に建築されたものであります。天井も低く、バレーボールの公式戦さえもできない。バスケットコートに至っては、コートのサイドと壁面が六、七十センチしかございませ
- ん。大変危険な状況であります。私もバスケットボールの練習を見ていましたが、使いなれているから事故も回避されていると思いま
- す。このことがいつか重大事故に結びつかなければよいのだがと憂慮するものでありま
- す。特に他の学校との練習試合では、使いなれていないために、過去にけがをされた生徒さんもあるやに伺っています。これでは心配して他校との練習試合も思うに任せない。せめて生徒たちに伸び伸びとスポーツをさせてあげたい。その点では現状にそぐわないお粗末な体育館と言わざるを得ませ
- ん。事故が起きてからでは遅いのでありま
- す。ご案内のとおり宇和中学校は八幡浜管内でも生徒数が一番多い中学校であります。

一方、この体育館は社会体育にも広く活用され、日曜を除き連日連夜使用されています。柔剣道場が併設できれば、夜間使用による青少年の健全育成の面からも有効な施設となると思われま

す。現在剣道部は、中学校とは離れた米博物館の講堂での練習、特に冬場は早く暗くなり、行き帰りの問題、最近児童の痛ましい事件などを思うときに、安全面から考えても老朽化している体育館の建設は急務であると考えま

す。

あわせての要望でございませ

んけれども、体育館は柔剣道場も併設した体育館を建設すべきと考えま

す。改修計画はどのようになっているのか、お伺いをいたしま

す。

次に、西予市の総合交通システムの検討状況とクアテルメ宝泉坊の交通アクセスについてお伺いをいたします。

昨年12月の定例議会で、西予市の一体感を図る上からも、交通弱者の足の確保のためにも早く総合的な交通システムの検討が必要である旨の質問をいたしました。その後の検討経過はどのようになっているのか。さきの全員協議会

で、モデル福祉バス運行計画を示され、総合交通システムの第一歩を踏み出されたことは喜ばしいことでありますが、基本的な総合計画との関連はどうか、総合計画の検討、推移はどのようになっているのか、あわせて今後の対応策についても伺いをいたします。

さきにオープンしたクアテルメ宝泉坊は、大変素晴らしい施設であります。この財政難に10億円の投資でもあります。市民のために有効に活用される手法については、十分検討をされていると思いますが、さらに施設の効率化、市民の健康づくり、リハビリ等に有効に活用するためには、施設を利用したくても足がない市民のためにも、市内の主要施設を結ぶアクセスは、欠かさない有効な手段であると考えるのであります。例えば、スクールバスの活用等も含めて早急にその有効手段を示すべきと考えます。その対応策がどうなっているのか、伺いをいたします。

最後に、過疎地域の集落自治支援について伺います。

去る9月20日付の愛媛新聞で、高齢化率が50%を超えると集落機能が低下し、やがてその集落は消滅するとの記事を読みました。高齢化が急速に進んでいる西予市の実情はどのような現状なのか、市民生活課の協力も願い、西予市全体の集落ごとの高齢化率を調査してみました。予想以上に地域によっては高齢化が進んでいるのであります。地区の名前を出してまことに恐縮ですが、城川では、高齢化率50%以上が15集落、40%以上が24集落もあり、最も過疎化が進んでいると言われているおきく、ただしこれは大野ヶ原を除いた数値でございますが、高齢化率40%台はわずか3集落、それ以外はすべて50%以上で、そのうち70%以上が9集落もありました。最もこの地域は小集落が多いのも特徴ですが、まさにこれらの現状から推察いたしますと、集落自治機能は危機的状況にあると言えます。10年後はこれらの集落はどうなっているのでしょうか、隅々まで気配りできる、そして光を当てる、合併のまさに真価を問われるまちづくりが必要だと思っております。

一方、地方自治のあり方が問われる時代が到来したとも言えると思います。市役所と集落を結ぶ情報交換、伝達の手段さえも困難になるのではないかと推測されます。里道や農道、棚田、畑の管理、災害時やひとり暮らしの支援、さまざまな状況を考えるとき、ともに支え合う集落自治機能を維持・発展するためには、地区公民館、地域社会福祉協議会が軸となり、支援する体制の確立は急務ではあると思うのであります。10年後に備えてのモデル自治集落を指定するなどして、高齢化が進んでいる集落を支援することは、喫緊での課題であると考え、その対応策について伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 三好市長。

○三好市長 いよいよ本日は9人の議員さんから一般質問を受けるわけでございますけれども、私も真摯に受け答えをしていきたいと、このように思っております。

まず、トップバッターの太田議員の質問の中の、ちょっと前後をいたしますけれども、少子化対策の質問の中のごみの減量化に伴う財源の有効活用について、私の方からまず回答をさせていただきたいと、このように思っております。来年度からはごみの収集の細分化を実施して、ごみの減量や再資源化を図って1億円の減量をできるよう今準備を進めているところでございます。言うまでもありませんけれども、現代社会が物質的な豊かさを手に入れた対極にごみという負荷を生み出しております。西予市もこの問題と真剣に対峙をして、ごみが社会問題であること、また西予市の財源問題であることを訴えるとともに、個々の家庭生活のモラルの問題であることも訴えていきたいと、このように思っております。したがって、市財政とごみ減量化がいかに関連をして、そのむだな歳出をシフトすることによって市民生活が変化することを実践していきたいと考えております。実務的には、平成17年度に実質的な歳出となったごみ経費を基準といたしまして、それからの減額分を太田議員が言われる少子化対策を初めといたしまして福祉や教育や産業など市民に見る形として事業化をして、予算化していきたいと考えています。そのことによって、市民により一層のご協力をいただく、いわゆる市民協働社会の実現を目指してところでございます。

以上でございます。

○議長 別宮助役。

○別宮助役 太田議員の3点目の総合交通システムの現況とクアテルメ宝泉坊の交通アクセスにつきましてお答えを申し上げます。

昨今の生活バス交通は、自家用車の普及で昭和40年代のピーク時から年々減少をいたしております。バス会社としても大変厳しい経営を強いられているのが実情でございます。その中で路線廃止、統合、縮小といった大がかりな合理化が行われておりまして、運行の存続が危惧されているところはご案内のとおりでございます。こうした状況の中で行政としては、高齢者さらに障害者を初めとする交通弱者の生活交通手段を確保する観点から、バス会社の欠損額に対して支援を行っているところでございます。これも財政上大きな負担となっておりますわけでございます。これらの状況を踏まえながら総合交通システムをどう構築するかということでありますけれども、市のバス事業を担ういたします課を中心といたしまして、生活交通問題検討会を設置をいたしまして、路線バス、福祉バス、さらには通学バスなど生活にかかわる交通手段、また市内の主要な公共施設を有機的に結ぶアクセス等の現況と課題について随時協議検討を現在進めているところでございます。そこで、まず65歳以上の高齢者の障害者を対象として、医療機関への通院のための福祉バスの希望が多いわけでございます。このことから、集落単位で部分的に試験運行をいたしたいと、このような計画をしているわけでございます。この試験運行は、来年の1月から3月末までの間、期間限定で実施をしたいと、このように考えておるわけでございます。この地域といたしましては、野村地域の周辺部を対象に行う予定でございます。一応8路線を予定をしております。現在運行されているバス路線から遠く離れた集落、いわゆる公共交通の空白地帯をモデルといたしまして、市有バスによりまして無料で運行することを試験運行を計画をいたしております。

次に、11月7日にオープンをしたクアテルメ宝泉坊でございますけれども、西予市及び近隣市町より多くの方が利用をいただいております。市民の憩いと健康増進を図るために定期バスの運行について検討を現在進めております。この計画は、クアテルメ宝泉坊だけでなく、市内の主要施設を有機的に結ぶことを基本にルート設定を現在検討を進めておる状況でございます。運行の方法につきましては、民間委託、市営、指定管理者等による運行が考えられるわけでありますけれども、それぞれにメリット・デメリットもありますので、今後施設利用者のニーズを把握しながら有効な運行について検討してまいりたいと、このように現在考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 それでは、少子化対策のうち前段の部分についてお答えをいたします。

西予市のゼロ歳児の数は、平成17年4月1日現在で284人と大変少なく、6歳までの就学前児童数も西予市全体で1,893人となっており、人口の4%となっております。西予市では、平成16年度に「子供を産み育てることに夢と希望が持てる町西予」を目指して、西予市次世代育成支援行動計画を策定して、子育て支援ネットワークを立ち上げ、子育て支援に取り組んでまいっております。

ご質問にあります市内各保育園、保育所、幼稚園の入所状況であります。平成17年4月1日現在での状況では、ゼロ歳児から6歳の就学前児童数1,893人中1,034人が市内18カ所の公立・私立保育所や近隣市町の保育所に入所をいたしております。

また、幼稚園の入園者数は、公立・私立合わせて8園で210人となっており、保育所、幼稚園合わせて1,244人、就学前児童の65.7%が入所、入園をいたしております。そのうち3歳児以上では、就学前児童979人に対して945人が入園、入所しており、96.5%の入所率となっております。平成18年度中には入所希望の多い宇和

保育園が定員40名、野村保育所で定員30名を増員する計画をいたしております。各保育所での開所時間は、午前7時30分から午後6時30分までとしておりまして、必要に応じて居残り保育を実施しているところでもあります。

また、延長保育につきましては、現在三瓶のひまわり保育園が国の補助を受けまして実施しており、原則午前7時から午後7時までの延長保育を実施いたしております。現在88人の園児が登録しており、旧町内の各保育所から希望者を受け入れておりますので、仕事で遅くなる保護者からには、大変喜ばれております。平成18年度にはうわまち東保育園で実施を予定しており、今後状況を見ながら拡大を検討していきたいと考えております。幼稚園の保育時間につきましては、公立・私立ともに午前8時30分から午後2時ないし3時までとなっております。

一方、児童館も宇和、野村、三瓶に整備し、施設を利用した学童保育も宇和と三瓶で実施して子育て支援に取り組んでおります。

また、子育てに悩む親が気軽に相談できる家庭相談員を本庁に配置するとともに、三瓶には子育て支援センターを設置し、専門の職員を配置しておりますので、お気軽にご利用いただきたいと、このように考えております。

また、西予市では独自の支援策として出産祝い金制度を設けており、1子3万円、2子5万円、3子以降は10万円を支給しており、県内では例を見ない制度を取り入れているのは、ご案内のとおりであります。

さらに、国では児童手当を小学校6年生まで拡大することを現在検討しているようであります。制度が改正されれば、子育て支援の一助になるのではないかと期待をしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長 河野教育部長。

○河野教育部長 宇和中学校体育館の建設計画についてお答えをしたいと思います。

ご存じのとおり宇和中学校は昭和39年に建築し老朽化しており、宇和中学校には大変不便をかけている現状であり、早急な改築が望まれております。そこで、建設計画では、平成20年度に建設をする予定をしております。しかし、今年度西予市内の学校施設すべてについて耐震優先度調査を実施しました。その結果をもとに施設の改築等検討すべきと考えております。

しかし、大変財政が厳しいときでありますので、関係機関とも協議をしながら進めていく必要がありますので、この場ではっきり20年度建築をするというような期間のお答えはできませんけれども、十分先ほど言いました耐震優先度調査をもとに協議をしていきたいというふうに考えております。

それからもう一点、柔剣道の併設についてですけれども、この件につきましても、具体的にになった時点で社会体育の振興の点から関係団体とも協議をしながら推進をしていくつもりにあります。

以上です。

○議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 それでは、4点目の過疎地域の自治支援についてお答えをさせていただきます。

集落はこれまで一定の地理的、社会的条件のもとで住民が英知を結集し、日常生活や冠婚葬祭、災害救援、生産活動の共同作業、伝統芸能や歴史文化的遺産の継承といった独自の風習や習慣などをつくり上げ、住民の連帯、融和を図ってまいりましたが、こうした集落も農林漁業等の不況による長引く地域経済の低迷とライフスタイルの変化等による若者の都会への流出が少子・高齢化、過疎化に拍車をかけ、特に中山間地の集落にあっては地域の活力が低下し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃、伝統的祭事の衰退などが顕著にあらわれ始めております。市内の集落単位は448集落に区分されておりますが、いわゆる小集落と言われるところを見ますと、20戸未満の集落が96集落、10戸未満の集落になりますと33集落で、さらに5戸未満の集落は7集落となっております。これらの小集落では高齢化率も高くなっており、災害や医療などの不安を抱えながらも集落共同体としての役割が果たせず、連帯意識や生活扶助精神そのものが希薄化していく傾向にあります。地域を元気にするには、担い手となる恒常的な若者定住が必須であり、これには雇用の場の確保、医療、教育、住宅など総合的な定住条件の整備が必要でありますので、市といたしましても行政課題として引き続き取り組んでまいりたいと考えております。現在、地域によっては高齢者の生活を側面から援助する見守りネットワーク、自治組織の役割を探る地域づくり懇談会、自主防災組織の設立など、地域住民が自主的に活動して元気を取り戻そうとしているところもございます。これらはまさに議員がご提案いただいたモデル自治集落に値するかとも思います。これらについては、行政としても支援しているところでもあります。

また、市では来年1月からモデル地区を対象に、高齢者などの病院通院用の福祉バスを期間限定で試験運行する計画も先ほどの答弁にもありましたように計画をいたしております。集落機能を維持する上では、集落再編成もその選択肢の一つと言えますが、生活形態の違いなど難しい問題も抱えておりまして、これには相互理解が最も不可欠でありますので、地域のリーダーである区長さん、その他地域関係者の自主的英断にゆだねるとともに行政としても支援してまいりたいと考えているところでもあります。

議員提案のモデル自治集落が行政の財政支援のみならずどのような条件でどのように位置づけ、その役割や他集落への波及等々、地域振興、社会教育、福祉の面から可能かどうか、今後は研究してみたいと考えておりますので、ご理解、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 28番大竹忠盛君。

○28番大竹忠盛君 各般に当たりましてそれぞれ適切なご答弁はいただいたわけではありますが、一、二要望を申し上げておきたいと思っております。

その1つは、総合交通システムでございますけれども、それぞれ試験的な試みがさまざまな形で出てきておるわけですが、やはり私は大切なことは、西予市の全体の総合計画の基本があって、その大もとのもとでそれぞれ福祉バスなりあそこのクアテルメの交通手段なり、その辺が考えられるべきではないだろうか。基本はやっぱり総合計画をきっちり早く立てていただくことが大切であろうと、これは要望するものであります。

2つ目に、保育園のことにつきまして具体的なご答弁をいただいたわけですが、特に延長保育等が働く母親の要望に沿った形で実施されておるのかどうか、それぞれのお母さん方の意見もお聞きをいただいて、ぜひとも働きやすい環境が整う保育時間の延長と、こういうことについてぜひ気配りをいただきたいなど、こんな気持ちでいっぱいでありまして。

自治公民館のことについてもお答えをいただいたわけですが、社会教育計画書を見ますと、地域によってはモデル自治公民館構想を柱に掲げられておる公民館もあるようにお見受けをいたしました。これからの社会教育の柱として、ぜひとも過疎地域を含めたモデル自治公民館構想等についても視点を当てていただきたい。合併をしてよかったなどと言われるまちづくりのためには、その辺が今後の重要な課題にもなってくるのではないかなと、こんな思いを強く持っておりますので、お願いをいたします。

最後に、体育館のことで、体育館とあわせて柔剣道も併設した体育館と、こういうことにぜひ思いをめぐらせていただきたいということを強く要望いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、大竹議員の再質問の要望についてお答えをしていきたいと思っております。

まず、最初の総合交通システムの考えでございますけれども、ことしの段階で昨日補正予算要望をさせていただきましたモデルとしての福祉バスでございますが、その前段には今議員のご指摘のとおり全体的な構想を基本的には今考

えてつくっておる段階でございます。その中で、まず具体的に18年度からするに当たってのモデルとして、走らすことによってどういう住民からのご意見をいただくのかと、市民の方からご意見をいただくかということでモデルの福祉バスを走らすということで、昨日の補正予算のお願いをしたところでございまして、その基本には全体構想を今立てておるということをご理解をいただきたいと、このように思っております。

次に、保育園の延長保育の問題でございますけれども、これは働く女性の声を市政に届けるためにも非常に大事なことであって、そういう意味においても、お母さん方の延長保育に対する思いというのは十分受けておるつもりではございますけれども、なお一層それについては私共も声を聞きながら延長保育への、どれくらいそれ以上の保育を希望されるのか等々を考えていきたいと思っております。

次に、自治公民館構想の絡みでございますけれども、これにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、なお一層研究を重ねていこうということでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

それから、体育館と柔剣道の併設の問題でございますが、これは具体的なことをする段階で再度ご意見等々を承った中でそういうことが可能かどうか、敷地とかいろんな面があるうかと思ひますし、社会体育との問題もあるうかと思ひます。ぜひその辺のことはその段階で具体的な段階と一緒に協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 次に、5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 皆さんおはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして理事者の所信をお伺いしたいと思います。

今回の質問は、公共事業費の削減が地域経済に及ぼす影響等につきましてお伺いをしたいと思います。

さきの9月11日の衆議院解散総選挙は、大方の予想に反して自民党の歴史的圧勝という結果に終わりました。その後新聞、雑誌等にいろいろな結果分析がなされておりましたが、何が原因でこのような結果が出たのかが問題ではなく、この結果が地方にとって将来に何をもちたすかが問題であると考えられます。今日までの自民党55年体制を維持してきたのは、ほかならぬ地方での得票が大きく貢献してまいりました。その結果として公共事業予算を初め農林漁業等が手厚く保護されてまいりました。地方交付税も名目は国土の均衡ある発展のための交付金ということになっておりますが、実質は政治体制を維持するための政治的予算措置であったとも考えられます。同時に公共事業予算は、影の交付金の役割を担ってまいりました。

しかし、今回の選挙結果は、今までのような中央政治と地方のもたれ合いが崩壊するきっかけをつくる選挙結果になったと言えると思います。このことは政治学上非常に大きな意味があります。今まで税収の大半を都市の納税者が納めていたものを批判覚悟で地方に傾斜配分していただけてきました。これからの税金は、納税者つまり都市に還元するという、当たり前のことが当たり前に行えるようになったわけであります。今後どの政党も今まで以上に都市に配慮し、意識せざるを得なくなりました。折からの国家財政の悪化と相まって実質的な地方切り捨てが始まったのではないかと心配をいたしております。

さて、国と地方を合わせた借金、平成17年度末で807兆円になります。政府は財政再建として2010年までにプライマリーバランスの黒字化を目標に掲げました。

しかし、現実には今後思い切った増税と厳しい歳出削減を実施しない限り、目標の達成は到底実現不可能な話であります。このような財政事情から、今後公共事業予算がさらに大幅に削減されることが予測されるわけであります。公共事業は、本来社会資本の整備を目的としているわけですが、それ以外に過疎地など経済環境の悪い地域で、その地域の経済を支える目的で公共事業が配分されてまいりました。公共事業は社会保障と同じ所得配分の目的もあつたわけであります。

また一方では、グローバル経済の中で公共事業が国際収支のバランスを保つ手段として利用されてまいりました。平成元年から始まった日米構造協議では、10年間で430兆円の国内公共投資をアメリカに約束してまいりました。このように複合的な役割の中で公共事業が実施されてまいりましたが、財政悪化に伴い主悪の根源に位置づけをされておるのが現状であります。

公共事業を事業予算額で見ると、国の一般会計では、昭和63年度の8兆7,000億円から平成15年度まで、毎年この金額を上回ってまいりました。しかし、平成16年度には8兆7,000億円と昭和63年の額に逆戻りいたしました。また、ピーク時の平成10年の1兆7兆4,000億円に比べますと、実に半額になっております。

また、国の公共事業には一般会計だけでなく、特別会計での公共投資があるわけですが、これを合わせた金額は、平成15年度で約23兆円、民間投資額が平成15年度で約30兆9,000億円、合わせまして53兆9,000億円が国内に占める総建設投資額ということになります。これもピーク時の平成4年度には84兆円ありましたが、実に36%の減額ということになります。

また、厳しい財政事情のもとで効率的な社会資本の整備が求められており、コスト削減に向けた本格的な構造改革が進められております。平成8年度の数字に比したコスト削減率は、平成14年度までに約21%の削減が実施されました。さらに、平成15年度から5年間で14年度対比15%の総合コスト削減率の達成が目標とされております。その結果、平成19年度では平成8年度と比較しますと、実に33%のコスト削減が図られることになるわけであります。要約いたしますと、総体量が36%の減、そして設計単価、実質コスト削減が33%減ということに現状なっております。

さらに、これに追い打ちをかけるように道路特定財源の一般財源化がほぼ確定的になりました。

以上のことから、今後公共事業は一層の厳しさが想定されるわけであります。そこで、公共事業費の削減が地域経済に及ぼす影響について2つの側面から質問をさせていただきます。

まず、1点目として、行政執行面での問題点であります。

今日まで公共事業はある意味で業界の問題として議論されてまいりました。

しかし、公共事業は自治体にとってこそ重要な予算であります。平たく言えば、予算さえ確保すればまちづくりはおのずからうまくできてまいりました。しかし、これだけの公共事業予算が削減されると、まちづくりの基本設計自体を再検討しなければならないのではないかと思います。

そこで、以下の点について理事者の所見をお伺いしたいと思います。

まず、今回の衆議院の選挙結果を踏まえて、これからの国と地方の関係がどのように変わっていくのか、先に私の意見を述べましたが、市長はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

2点目として、国の財政改革に伴って公共事業費は恐らく従来の5割以下になるのではないかと思います。地方経済にとってこれにかわる新たな産業を早急に検討しなければ、経済は急激に疲弊してくると思ひますが、この点についてどのような展望を持たれているのか、お伺いをしたいと思います。

3点目として、事業費が削減されれば、当然一つ一つの事業が今までに増して重要になってまいります。今後事業執行に当たっては、事業の公平性、費用対効果等の視点から事務事業の評価システムの導入、あるいは民間人を含めた公共事業評価委員会等の設置が必要になってくるのではないかと思います。どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

4点目として、平成17年度末の地方の借金は205兆円になる見込みであります。大半は地方の借金というよりも国の借金であります。例えば、合併特例債を例にとれば、一時的に地方が借金をしていても、いずれ70%は交付税

で戻ってきますので、地方の借金は実質30%ということになります。

しかし、国の膨大な借金を考えたときに、本当に将来もこの約束が堅持されるのかという心配をいたします。三位一体の改革は、これを破棄するための手段ではないかと推測をするわけでありまして、安易に合併特例債事業を実施すると、いずれこんなはずではなかったというときが来るのではないかと心配いたしますが、理事者の考えをお伺いしたいと思います。

次に、建設業界の側面から質問したいと思います。

今西予市の建設業協会加入業者数は72社ということでありまして、今後公共事業費が従来の半分以上になることから想定すれば、当然今までのような業者数は必要なくなってまいります。建設業界といたしましてもいろいろな角度から対応を検討していますということですが、改革は遅々として進展していないのが現状であります。改革が進まないのにはそれなりの事情があるようにございますが、今後改革を進める上においては、当然業界と行政との対話と協力が不可欠と考えますが、愛媛県においては、大幅な予算削減を打ち出しながら、許可業者数は逆にふえているのが現状であります。一見無責任ともとれるわけでありまして、西予市としては今後どのように改革を進めることが西予市にとって、あるいは業界にとって望ましいと考えておられるのか、理事者の考えをお伺いしたいと思います。

最後に、今後思い切った業界改革を実行するとすれば、当然それに伴い失業者が発生をいたします。この場合の受け皿をどうするのか。

また、コスト削減は当然避けて通れませんが、今の要求を満たすとすれば、業界としても成果主義的な発想を検討しなければなりません。そうした場合、西予市のような高齢化社会においては、地域雇用が大変難しくなっております。当面するコスト削減という課題と地域の実情には二律背反の問題が発生をいたします。このことに対して理事者はどのように考えておられるのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私の方から元親議員の第1番目の質問についてお答えいたしますけれども、いつも高尚な質問でございます。同じ土俵にのりつらいというのが現状でございますが、きょうは同じ土俵にのって答えをしていきたい、このように思っております。

さきの衆議院選挙の選挙結果はご案内のとおり、小泉自民党の大勝でありまして、さらに公明党を合わせた政権与党が3分の2以上を占めるということになりました。このことはよしあしは別として、民主主義の根本であります多数原理からして、すべての議員が政権与党の考えで決されるということになると思っております。

元親議員の質問では、公共事業に係る地方と国の関係を問われたと思いますが、その範囲で私の考えを言わせていただきたいと思います。

まず、小泉改革の本質を認識する必要があります。改革の根本をなす官から民へ、国から地方への流れは強い意思が働いていると言えます。特に小さな政府を目指す考えは、小泉首相の自主的ブレーンである竹中総務大臣のグループの考えであり、経済理論で言いますとハイエック経済理論政策でありまして、傾斜配分すなわち新自由主義であると、このように思っております。今までの日本経済の政策の主流でありましたケインズ経済政策理論が強かったと、このように思いますが、これはいわゆる公平分配の考えでございます。この公平分配としての地方の公共事業が内需拡大という方法論で行われてきたというのが終始のとおりで、このように思っております。今の小泉内閣は、公共事業による内需拡大の効果を否定しておりますので、地方にとっては厳しい時代を迎えたと自覚をしなくてはならないと、このように考えております。

また、県も公共事業の大幅削減を方針として打ち出しており、この流れは西予市も食い止めることができないと考えております。ただし、90近くの業者があり、そこに雇用される従業員の生活を含めて公共事業の依存度の高い西予市においては、このことを重く受けとめなくてはいけないと思っております。私としては、一般競争入札にして全国どこからでも入札する仕組みを行うことにより落札率を低くすることが一番よいという考えには少し介意でございます。市の経済、市民の生活を守る観点から一定の指名競争入札を是としていく考えであります。ただ今後大きな流れになると思えますけれども、品格法による考えでありまして、今までの価格競争偏重から品質確保を主眼とした入札方式であります。市内の業者も時代の流れを敏感につかんでほしいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 大森産業部長。

○大森産業部長 それでは、元親議員、1点目、2つ目のご質問にお答えをいたします。

新たな産業を早急に検討しなければ経済は急激に疲弊する、このことについての展望はというご質問でございますが、日本の経済はいわゆる緩やかではあります、回復をしてきたと言われておりますのは、もうご案内のとおりであると思っております。

しかし、西予市のような中山間地域にありましては、さらに厳しさを増している状況であろうと思っております。この背景には、地方を支えてきた農業と建設業の衰退がありますことは、ご指摘のとおりでございます。特に建設業の縮小は、地域経済や地域雇用に与える影響は大きく、憂慮すべき状況と認識をしております。このことは全国共通の問題でありまして、近年公共事業だけに頼らず自主自立で新分野、これは農業とか環境リサイクル、福祉分野があると思いますが、に挑戦する建設会社がふえているようでもあります。北海道が顕著であるように思いますが、建設会社が企業として培ってきたノウハウで建設農業兼業会社を立ち上げ農業に参入をします。戦後農業から建設業に入ってきた人々が、今社会の変化とともに農業に戻るといいますが、戻らざるを得ない状況であります。一方担い手不足の農業にとりましては、プラスな要因でもあります。このことは県レベルでは、もう既に支援に乗り出している県もあるようであります。愛媛県も研究を始めたようでありまして、西予市も建設業の新分野進出支援とともに研究をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 それでは、1点目の3番についてご質問にお答えをしたいと思います。

平成17年3月定例議会におきまして助役の方から答弁いたしましたとおり、西予市におきましては、平成17年度を行政評価システム導入の元年度として位置づけ、総務課、財政課、企画調整課の3課による事務局を設置し、導入に向けた積極的な取り組みを行っております。西予市の行政評価につきましては、単に行政評価システムを導入することを目的とするのではなく、西予市が抱えている経営課題を解決するためのマネジメントツールとして導入を図ることを目的といたしております。

また、新市としてのマネジメント基盤の構築を行い、成果を見えるようにして施策や事業展開への資源配分や方向性の経営判断を行う継続的なマネジメントシステムとして機能させることが重要と考えております。今年度は既に行政評価システムを効果的に導入するため、理事者を対象としたトップ研修及び事務局研修を8月に開催し、行政評価に対する理解を深めております。今後は、平成17年度中に西予市の行政評価導入の基本としたマスタープランを策定しまして、平成20年度までには全事業での事務事業評価と予算反映ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、有識者を含む第三者機関による外部評価委員会の設置等につきましては、今後の取り組みの中で必要か否か判断してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目でありまして、ご承知のとおり西予市の合併特例債の発行可能額は約226億円で、合併から1

0年間にわたって発行することができます。そしてこの合併特例債の大きなメリットが、さまざまな事業を容易に進めることができるということ、さらには発行額の7割が後年度の交付税に還元されるという、合併による最大の財政支援策となっておりますが、しかし元親議員がご心配いただいておりますとおり、国が財政再建に向けプライマリーバランスの黒字化に動きつつある今日の状況を踏まえ、これからの元利償還金の交付税措置を普通交付税でその分だけ絶対額で上乗せされるのかどうかという点につきましては、一抹の不安を持っているのが率直な気持ちであります。

また、合併特例債を10年間にわたって発行し続けると、後年度負担のピークは、合併後10年以上たってからやってくることも視野に入れておかなければならず、その上に合併後10年目以降は地方交付税が減少することも確定しており、これらを考えますと、合併特例債の発行計画は慎重に進めなければならないと思っております。したがって、こういう両面と現状の財政状況を総合的に配慮いたしますと、不本意ではございますが、合併協議会で策定しております建設計画も抜本的な見直しが必要ではないかと、このように思っております。

しかし、ここで重要なことは、ただやみくもに削減するという発想ではなく、どのようにすれば限られた財源で夢のあるまちづくりが構築できるのかという議論をさまざまな分野で行うことが必要不可欠であると認識しておりますので、18年度からは行政評価システムの導入を図り、事業の公平性、費用対効果を見きわめてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 安藤建設部長。

○安藤建設部長 建設業界の問題1点目、2点目あわせてお答えいたします。

公共事業の減少における建設業界の改革及び改革に伴う地域雇用の問題についてであります。議員ご指摘のとおりで、近年国、県ともに公共事業予算につきましては大幅に削減されております。この厳しい財政事情のもとでは、今後公共事業予算の増加は期待できない状況であります。

一方では、建設業者数においては、全国で55万社、愛媛県では7,100社、西予市では90社程度の数であります。近年の減少数では、全国で約1割程度、愛媛県では7,000台で推移をいたしております。西予市では数社程度の減少であります。全国的に業者数が減少しない理由には、1つには、建設業界はひとり親方と言われる個人業者が多いこと、またあるクラスまでの建設業は、技術者や技能工を除いて特段の資格は不要であり、人間さえいれば設備投資は少額で営むことができるということにあると言われております。

建設業界の改革についてであります。建設業界のみならず地方においては、他の企業分野についても非常に厳しい経営状況であることは同様でないかと思われます。中央でも建設業界の改革についていろいろ議論が交わされているようですが、基本的には個々の企業がみずからの体質を変え、新しい方向性を目指す点が建設産業に求められているのではないのでしょうか。西予市の建設業者におきましても、基本はそれぞれの業者が取り組むべきことであると思っておりますが、西予市建設業協会を中心として業界の意識啓発を図り、業者の再編など方向性が生み出せるよう努めていたしたいと思います。

西予市といたしましては、現在愛媛県において、建設産業再生支援協議会を立ち上げ、建設産業の目指す方向性と支援施策を体系化したプログラムの策定作業を行っている聞いております。その成果を踏まえ、市の財政事情を勘案し、行政面でできることは雇用対策等を含めて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 今答弁をいただきましておよそのことが理解できたわけですが、その中で2点ばかり質問させていただきます。

まず1点は、業界の改革等につきまして今安藤部長の方から説明をいただいたわけですが、言われるとおり、これは個々の企業の努力を待つしかないわけですが、その前に私はこの前テレビを見ておりましたら、今の民法のテレビ局の女性アナウンサーの採用倍率が何と6,000倍から7,000倍あるという、大変うらやましい話をされておりましたが、今まさに発注者である自治体は、こういう事態になれば、非常に有利な立場にありまして、業者選択が非常に有利に可能であるという環境にあるわけですから、当然自治体としてもこれを最大限やはり活用されるべきであると思えます。その中で、今自治体が発注をされておる業者選択の基準が、コストの面に集中をいたしております。安ければいいという考えが、行政あるいは住民の中にもあるわけですが、これは反面非常に大きな弊害も出ております。そういう中で、今三好市長が言われましたように品質管理の面を採択の基準にしたいというふうなことを今おっしゃられまして、妥当であると思えますが、そういった具体的なやはり業者選択基準を行政自体が変えることによって業界の意識改革なり自助努力が発生してくるのではないかと。そのためには、今までのやはり行政の姿勢がコスト一点張りできたことに、私は問題が若干あったのではないかとこのように思いますので、今後その弊害を踏まえて今の品質管理も含めまして業者選択の基準というものを行政はどのように考えておられるのか、再度もう一回お伺いしたいと思えます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えさせていただきます。

業界の改革問題についての再質問だと、このように思いますけれども、私が先ほど答えた中で品格法を進めていくと言ったわけではありません。そういう流れがあると言ったわけございまして、西予市はそれに今飛びついておるわけではありません。

しかし、そういう大きな流れがあることを先ほどの中で言ったわけでありまして、品格法をつくられた第一人者っていわれる方が、国土交通省の四国整備局長がこの間来られまして、北橋さん、北橋局長でございますが、この方が愛媛伊予市の出身でございますけども、その流れがまた来る可能性が非常に強いということを先ほど言ったわけございまして、即今西予市の中でそれを取り入れていくといったわけではございません。そういうことがあることを喚起したということでご理解をいただいたと思います。

しかしながら、そういう中で今度西予市のあり方というのを考えると、やはりコスト一辺倒ではいけなくなることも確かだということだと、このように思っておりますので、業界の方々にもそういうことも機会あるごとに訴えていこうと、このように思っているところでございまして。

また、入札等の基準については、入札の適正化委員会、助役を筆頭としてやっておる委員会の中で私どもは業者を選定をしておるところでございまして、その中で指名業者を選定しておるという流れをつくっておりますので、これは適正な基準をつくった中の行為だと、このように思っております。私一存でやっておるわけではないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 もう一点だけお伺いしたいわけですが、今回の私の一般質問に当たりまして、業界の皆さんの意見も聞かせていただきました。その意見を申し上げたいと思っておりますが、先ほど市長の答弁で、市の発注工事に限っては、広く全国から募集をするというふうなもの考え方ではなく、地域に限定をして指名競争入札を遂行していきたいというふうな答弁であったと思うわけですが、今現状の業界の会員の皆さんが言われることは、今の財政事情からして、公共事業費が削減されることは、これ当然のことである。しかし、今市の発注工事の中で、かんがい業者、西予

市以外の業者の方が落札されている金額の割合が非常に高いということがありまして、この特殊事業を除いた一般的な事業において、これを西予市内の業者に発注していただければ、相当の公共事業費削減が緩和されるんじゃないかというふうなことを皆さん言われるわけですが、この指名の範囲につきまして市長に再度お伺いをさせていただきまして終わりたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、指名入札の方式についてのご質問だと思いますけれども、この問題については非常に難しい問題だと、このように思っております。ただ私としては、根本的な考え方を述べさせていただいたとおり、全国的に一般競争入札をして全国からやった場合については、そのお金の経済の流れというのは市内に落ちないということでありまして、例えば落札が予定価格から90に落ちると、例えば80に落ちるとの違いということを私はよく考えるときがあります。例えば一つの100万円の事業を落札率予定価格から90に落ちると80に落ちるのが市の中の経済に果たす役割はどうかと計算をいたしますと、例えば50%補助、70%の過疎債を利用したという一つの考え方になりますと、50の補助で70だったなら25%が市の財源になるうと思います。そうすると90の場合においては、90の0.25掛けた数字と80の0.25掛けた数字では、恐らく100万円に対して2万5,000円ぐらいの差しかならないと、私はこのように思っております。その経済がほかの外へ抜けるのと市の中に落ちることによって市の中の経済効果、経済の循環はどちらがいいのかと考えた場合は、市の中に落としていただいたほど経済効果としては高いというのが私の経済理論でございますから、そういう一つの流れの中で物事を判断していきたいということを強調したところでございます。そういうことで、ただ市外の業者の力ということもしっかり把握しておいて、それだけの仕事のいわゆる技術力が必要なものについては、やはり市外の業者を、大手の業者、準大手の業者も入れるべきであると、そういう考えは持って行為をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長 次に、31番浅野豊重君。

○31番浅野豊重君 私は、ただ1点、予算も要らなければただ考え方一つによって変わってくるという、社会を変えろという意味におきまして質問をいたします。

それは男女共同参画社会は男性の意識改革にある、こういうことであります。男女共同参画の時代と言われて久しいのですが、一向に実が上らないのが現実ではないでしょうか。西予市においても企画調整課内に女性共同政策室を設置、女性の地位向上と社会進出を図るべく努力されております。まさに時宜を得た取り組みであると高く評価するものであります。

しかし、私が思うには、男女共同参画社会の実現は、まず男性の意識改革にあると思います。先般、西予市主催で行われました男女共同参画シンポジウムで講演された塩崎先生も、現在はまだ男性を甘やかすすぎている。今後は夫すなわち男性が一人になっても生活できるように家庭内作業すなわち炊事、洗濯、清掃に至るまで教育実践をする必要があると述べられておりました。実を申しますと、私たちの幼少の時代は、男子7歳にして厨房に入らずということを書かれ、炊事等を行う男性を辱しめていたものであります。男性は外交的また生活設計を担うものであり、家庭内の仕事は、すなわち炊事、洗濯、子育て、親の面倒等は女性の仕事と決めつけていたものであります。

しかし、私も先般先生の講話を聞いた後は、自分のできることは自分でやろうと、努めて現在は家庭の手伝いもする、そういうことに励んでおるところでございます。問題は、男性がその意識を持ち、実行するか否かにかかっていると思います。それには男女共同参画シンポジウムのような大会は、男性の参加を促すことが不可欠であると思います。それを重ねることによって男性の意識が変われば、女性の自由な時間が多くなり、社会進出のきっかけとなります。先般行った男女共同参画シンポジウムのときは、他に行事もあり参加が少なく、特に男性の参加が極めて少ない、非常に残念でありました。いかに立派な講師を招いても、受講者がなければまさに絵にかいたもちであります。今後は社会の仕組みを左右する大事業、僕はこのことは行事とは言いません。大事業というのであります。したがって、普通の行事と重複するようなときは、部課長の調整により、この大事業の方に向けてようにしていただきたい。そして職員もそして職員も全員参加できるように配慮すべきと思います。

また、市民にも呼びかけ参加を願うとともに、啓発も行すべきと思います。特に男性の参加が、まさに改革の成否を決める鍵となることを考慮して取り組まれることを要望します。

なお、現在行っております西予市の男女共同参画事業は、女性の意識改革により地位の向上を図り、男女共同参画社会をつくらんとするのみに見えます。それだけでは真の改革はできないと思います。そこで男性を取り込み、男性自身の意識を改革させ、両方相まって現在の社会が求める真の男女共同参画社会が実現するものと思います。時代は変わりました。現在の社会進出をおくらせているのは、女性は家庭という意識がまだ男性に残っているからではないでしょうか。それらを解消するために、いかに女性に時間と場を与えることが大事だと思います。これを指導する、また啓発するのは行政であり、また教育であると思います。市長並びに関係部課長のお考えを、今後のまた取り組みについてもお聞かせ願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 浅野議員の男女共同参画社会は男性の意識改革からについてお答えをいたします。

10月16日に開催いたしました「男女共同参画シンポジウム in せいよ」には、約300人の方が参加いただきました。本シンポジウムは市が主催いたしました。実施的には本年7月30日に発足いたしましたせいよ女性の会が共催をいただき、企画立案・運営等全般にわたりご協力をいただきました。このように多くの皆様の支えがあって盛大に開催できたことを主催者として皆様方にまずお礼を申し上げます。

この開催に当たっては、市内各所にポスター、パンフレットの配布、事業所、諸団体等にも参加の呼びかけをいたしましたが、当日は複数の行事が重なりまして、事務局が想定しました参加者数には多少及ばなかったことは残念に思っております。

また、男女共同参画社会づくりが西予市のまちづくりの基本である以上、職員は率先して参加すべきところでありましたが、それに至らなかったことにつきましては、深く反省をしております。今後は共通認識を図りながら率先して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男性の意識の改革と今後の取り組みに対するご質問ですが、世界で男女共同参画の動きが始まって約30年経過いたしました。いまだ性別による役割を固定化する意識やそれに根差した制度や慣習が根強く残っているのも事実でございます。男女共同参画は、性別や年齢、国籍や障害の有無に関係なくお互いの存在を認め合うという心、意識の問題であります。長年日常の生活の中で培われました家族、地域での役割分担やきずなを否定するものではありませんが、高齢化社会に突入り、福祉、介護を初め相互扶助の精神が不可欠な時代を迎えた今、役割を共通していかなければ社会は成り立たなくなっていると思います。市ではこのことを基本理念に、現在男女共同参画行動計画策定委員会によりまして基本計画の策定を行っております。計画の中には、家庭、地域、社会における男性、女性の精神的、生活的自立の促進、共同参画の視点に立った交流、研修についても織り込んでいきたいと思っております。学習してすぐに実践していただきます浅野議員のような方でも多くなくなっていくように、一人の100歩より100人の勇気ある一歩を目指して推進してまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前10時28分）
- 議長 再開いたします。（再開 午前10時40分）

2番松山清君。

- 2番松山清君 平成17年定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告により質問いたします。

ことしを振り返ると、日本経済は設備投資の増加やIT環境の進展から踊り場を脱却して緩やかな回復軌道をたどりました。その後も原油高騰価格などの影響を受けながらも輸出が緩やかながら伸び続ける中で、大手製造業を中心に企業業績が改善し、12月には日経平均株価が1万5,000円を突破するなど、景気回復感がさらに広がりましたが、西予市においては、公共事業の削減や補助金カットなどの影響により不景気感から抜け出すことができませんでした。企業利益が上がり設備投資が増加しても雇用がふえない背景は、正社員を減らし、非正社員をふやすという、これまでと180度違った大きな構造変化が起こっているからであります。

また、本年2005年から全国レベルにおいても人口減少時代が到来し、生まれる子供が107万人に対して亡くなる方が110万人と推定され、およそ3万人の人口減少になる予測です。いよいよ団塊の世代が現役を終え、国や地方公共団体のほとんどが財源不足に苦しみ、将来の社会保障や退職金の現行の制度が行き詰る時代になってきました。そうは言うものの好調な自動車産業や独自の観光資源を持つなどして財政力指数が1以上の豊かな市や町も大都市近郊にあるなど、日本の地域は大金余りの部分と二極化が進んでいるのであります。財政力指数が0.2そこそこである西予市は西予市らしく、少ない財源を最大限に生かすまちづくりをしていかねば、市民にとって夢のあるまちづくりではなくならないばかりか、財政破綻ともなりかねない状況です。そのような中で合併後4年間の任期で後半2年における重要な問題について質問をいたしたいと思ひます。

まず初めに、本庁方式に移行するための問題点について、特に今後その合意づくりを進めていく上での課題をお伺いいたします。

西予市庁舎がいつできるのか、市民の関心は大変高く、現在どのような検討段階になっているのか、いつ完成するのかなどについてよく聞かれるようになってきました。完成までのプロセスとしては、場所の選定から財源、基本コンセプトの検討、設計や実際の土地の確保、建設などたくさんの解決しなければならぬ問題や検討事項、さらに西予市合併の象徴として、後世に受け継いでいけるものにするためのあるべき姿などを追求していかなければなりません。その中でもこれから建設に取り組むに当たり最も重要なことは、現在の西予市民の合意づくりであり、それが得られなければ次の段階に進むことはできません。宇和町以外からは総合支所の職員を減らさないでほしい、少しでも長く総合支所方式を続けてほしい、あるいは総合支所機能をもっと強化すべきだなどという声も聞かれますが、一方今後の財政状況を考えたとき、少しでも早く本庁方式に切りかえ、スリムな行政を実現すべきという意見も次第に多く聞かれるようになってきました。現在、総合支所が置かれている地域は、当然そのような気持ちを持たれることは理解できますし、財政難の中、今の体制のままでは総人件費、行政のトータルコストを削減し行政改革を進めることはできません。そのいずれが重要かということ、行政改革を前進させなければならないということを時代は求めていると、私は思います。

そこで、今回はこの新市庁舎建設のためのコンセンサスづくりをどのように進めていく考えなのかお伺いしたいと思います。

現在西予市は、合併後2年を経過しようとしています、まだまだ一体感は醸成されていないと思います。この一体感づくりが進むにつれ、新市庁舎建設のコンセンサスづくりもできてくるのではないのでしょうか。一例を挙げると、ことしは野村高校の学級が減少しました。野村、城川の進学希望の生徒は宇和高校に通うのではなく、大洲や宇和島の高校へ行った人が多かったそうです。それは合併したというものの通学手段がなく、城川から宇和高校へは通えなかったからであります。幹線ルートの通勤、通学の手段についても西予市として確保がなぜできなかったのか。そうすることによって、西予市としての人の行き来が新たに発生し、一体感を強くするチャンスだったかもしれないのと思ひます。そういう取り組みをしないと、三瓶、宇和の高校はますます定員確保が厳しい状況に陥ってしまい、少子化の波を乗り越えることができません。これは西予市は一つ、市民が感じる上でのコンセンサスづくりのための一つの切り口、教育に関する生徒やPTAの連携、連帯感づくりの例ですが、そのほかに西予市の一体感を高めるためにどう市長は取り組むのか、考えをお聞かせください。

次に、インターネット環境の整備促進についてお伺いいたします。

CATVについての検討委員会が光ファイバーの活用を検討しているということですが、その経過報告もないので、一体どうなったのかと思っています。私は1年前に光ファイバー網、すなわち地域公共ネットワークの民間開放はできないか。そうすれば市民のインターネットや情報通信環境を格段に向上し、整備した光ファイバーが有効活用できるといふ質問をしました。その答弁は、総務省の補助で導入している中で、行政以外の民間団体へは貸し出しをしないということでした。先月24日に総務省情報通信政策局の地域通信振興課を11名の議員で訪ね、地域公共ネットワークの民間開放並びに有効活用についての詳しい説明を聞き、意見交換を行いました。その中でわかったことは、総務省としては、平成14年度以降、地域公共ネットワークの光ファイバー等の民間活用を積極的に推進しており、地域インターネット導入促進基盤整備事業など、その整備に係る費用として、過疎債特別枠を使うことができるということでした。この事業は年々縮小していくということになっており、早く事業に取り組むところに対しての支援だということです。ちなみに地域公共ネットワーク事業は既に廃止され、これから合併ということなどはその事業が実施できない、つまり西予市は早く合併に取り組んだおかげで光ファイバーの整備まではできたところです。全国的に見ると、既に光ファイバーを民間に開放している市町村や連携主体は60以上にも上り、住民は民間のプロバイダー等によりインターネット接続サービスを受けているということで、対応していただいた岡村地域通信振興課長補佐の話からも、民間開放への高いハードルはないので、どんどん推進してもらいたいという雰囲気を感じた次第です。なぜインターネットのインフラ整備を急ぐ必要があるのかということ、中古車販売のネットオークションや電子入札、株などへの投資や書籍の購入、ネット販売の拡大など、今では地方でも事業をしたり生活をするためにインターネットがなくてはならないものとなってきてからです。検討に時間をかけている間に、日本経済のシステムや環境は変化しているので、市内の住民が高速通信環境から取り残されている状況となっています。CATV事業については、すべての市民に平等に恩恵を受けることができるものであり、ネットを使って事業を営んでいる者にとっても、一日でも早くインターネットでの通信に光ファイバー網を利用したいところだと思ひれます。ADSL未開通地域が多い西予市においては、民間開放も含めインターネットの環境だけでもCATV事業完成に先駆けて早急に整備できないものか、お尋ねいたします。

次に、西予市の人件費削減についてお伺いいたします。

西予市は合併直後ということもあり、財政規模も類例の市と比べると大きく、多額の人件費が必要で、財政難の中で大きな負担となっています。公務員の適正数は人口の0.7%と言われており、当市では350名くらいとなるのでしようか、西予市行政財政計画大綱作成のアンケートの中においても、その結果として、住民から職員の大幅な削減や年功序列の人事をやめることを求められており、それらの経費削減により財源を生み出し、行革を進めるようにという強いメッセージを私は感じました。そのような中で、いわゆる大阪市問題等により、行政全般に対する信頼を失墜し、わたり、特別昇給、調整手当、勤勉手当など給与、手当が職員の権利化されていることに批判が高まっているところ。住民から公務員の給与が高いと言われますので、県内の企業、西予市内及び南予の企業と比べてその実態がどうであるかを比較検討しました。方法は代表的企業13社にアンケートをお願いし、企業の人事課長等または経営者に回答をい

ただきました。全国展開をする県内トップ企業と西予市職員の本給を比べると、35歳ぐらいまでは西予市職員の方が5%ほど低く、40歳で約30万円と並びます。それから上の年齢ではほぼ同額であります。企業の方は55歳で定年になったり、その後給与が下がるのに対し、西予市職員の場合、何も昇格しない人でも定年まで給料は上がっていき続け、最終的には41万5,000円以上になる年功型となっています。これを南予の企業の平均と比較しますと、採用時はほぼ同額であるものの、30歳断面で西予市職員の方が22%高く、45歳断面では45%高いという結果でした。定年前では地元企業は約35万円で約5万円ほど西予市の職員の方が高いという実態です。自由意見の中では、配偶者手当があり余りに高くなるのではないかと、高給取りであるという自覚がないというものなどもありました。この調査で感じたのは、西予市が松山市にあれば今の水準でよいのですが、この地にあるということで住民との意識の間にギャップがあるのだらうと思います。

また、議員歳費についても33万3,000円で、他の市に比べると最低の水準ではありますが、市内の企業の給与水準からすれば、かなり高いものだと思った次第です。これまではラス指数という国家公務員との形式的比較が中心となっていて地方公務員の給与が論じられていましたが、民間給与の地域間のばらつきに比べ、公務員給与はより画一的な傾向が見られることから、今日地方の地場産業との比較を重視するという意見が大勢になってきております。本年の人事院勧告で俸給は平均4.8%の引き下げとなりました。給与カーブについても若年層や子育てでお金のかかる世代に配慮した一定の評価のできるものとなったと思います。今回査定昇給制度が導入されたことや給与情報等公開システムなどの運用が始まることから、より透明性の高いものとなることを期待しているところです。今現在三役及び議員歳費の削減の答申がなされていると存じますが、人事院勧告とは別に職員の人件費削減の考えは市長にあるのでしょうか。三役と議員歳費削減は、今後の行政改革の道しるべとすべきと考えますが、市長の所信をお伺いいたします。

最後に、地場産業の雇用確保についてお尋ねいたします。

国、県の財政難の中、公共事業の大幅なカットは近年続いており、西予市において道路や河川改修などの工事が激減しています。特に県工事の量そのものがなくなってきており、公共事業に経営を依存してきた土木関係の雇用が守られなくなっている状況です。土木工事関係者は、災害のときに備え機材を整備、備蓄したり、雪が降ったときの除雪や昨年の東予地方の台風災害にはボランティアで復旧作業に取り組むなど、これまでも社会資本整備のほかにも重要な役割を果たしてきたのであります。土木工事の西予市内の1社当たりの受注額は、ここ5年の実績の推移を見ますと、平成11年度で1億2,900万円でしたが、5年後の平成16年度では5,700万円と激減いたしております。従業員の推移につきましても、西予市建設業界統計では、平成11年度東宇和4町で1,170名であったものが、ことしでは889名となり、25%の方々がリストラされている状況です。合併もありまして従業者数については一概に述べることはできませんが、三瓶町では3名減、ここ5年で明浜町30名、宇和町91名、野村町158名、城川町4名というように雇用は大きく失われていると存じます。平成元年度には東宇和で従事者が2,000名ほどでしたので、17年間のスパンでは、60%の人員削減のリストラが行われたと認識すべきではないでしょうか。

また、公共事業見直しで土木作業員の給与単価カットが行われ、1人当たり平成11年度2万1,000円だったものが平成17年度では1万2,600円と40%大幅削減され、経営を圧迫している現状です。ちなみにこの賃金水準は、市役所に入って3年目の職員よりも年収レベルで下回るものでもあります。そのような中で三位一体の改革と自治体の財政難によりさらに厳しい状況が訪れようとしています。公共事業が削減されていく中で、来年度土木事業における雇用は確保できるのか、今や危機的状況です。今のままでは解雇だけではなく、廃業に追い込まれるのではないかとこの悲壮感さえ西予市内には漂っています。給与の3割カットや5割カットは受け入れなければならないという雰囲気も従業員の中にはあります。財政難の状況は十分理解していますが、国、県が公共事業を減らしている今こそ、西予市として将来的に取り組む事業など小分けにしても少しずつでもよいので発注していく考えは市長にないのか、お伺いいたします。

農業集落排水事業においては、三好市長の英断で、地元業者が悲願でありました参入をすることができるようになりましたが、残されたこれからの主たる事業は公共下水であります。それらにおいてもできるだけ地元業者に発注できないものでしょうか。商店街での工事を見ておりましたが、それが地元業者にできないものとは思えません。そのほか今後の方針や考えなどありましたら市長の考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長 別宮助役。

○別宮助役 松山議員の本庁方式の取り組みとコンセンサスづくりにつきましてお答えをいたします。

ご質問の庁舎建設のコンセンサスづくりをどのように進めてきたということでございますけれども、これはさきの定例議会で庁舎問題の庁舎研究の勉強会を立ち上げたいと、このような市長の方から答弁がございました。これを受けまして、先月助役をチーフにいたしまして三役、部長、総合支所長、総務、財政、企画調整課長で庁舎問題の勉強会を立ち上げたところでございます。庁舎建設に当たりましては、建設時期また場所、さらには財源、事務所の方式等につきましているいろいろな角度から問題検討を現在行っているところでございます。まだ調査研究を始めましてからわずかな時間しかたっておりませんので、具体的な検討は今後の大きな課題ということになるかと思います。現在2回ばかり会合を開いておりますので、その中で出てきた若干の問題につきまして申し上げます。

新庁舎建設にはメリット・デメリットというものがあろうかと。さらに、市民の皆様に対してどんなサービスが具体的に説明ができ、さらに市民のコンセンサスを得ることができるのかと、こういった点をひとつじっくり考えていこうということによって現在話し合いを進めておるわけでございます。18年度は担当課を決めまして、新庁舎に向けて具体的に検討をしていきたいと、このように考えておるわけでございます。

さらに、松山議員の本庁方式への切りかえられた場合の問題点はどういうことがあるのかと、このようなご質問がございました。

松山議員ご指摘のとおり、総合支所方式を残してほしいと、さらに内容を強化してほしいというご意見もございす。さらに一方では、早く本庁方式にという声もあるのも事実でございます。

また、片方では職員の削減の声も強いものがあるわけでございます。合併協議の中で総合支所方式を選択をいたしまして今日に至っておるわけでございまして、本庁方式とした場合、現在のサービスが維持できるか、そのためのシステム構築が大きな課題であらうというように考えております。総合支所方式区域の多くの方々からしますと、災害時の対応はどうか、どんな機能が残されるのか、心理的な大きな不安もあらうかというように思っております。今後の幅広く各界各層、各地域の皆さんの意見を集約をいたしまして問題を解決に図っていききたいと、このように考えておるわけでございます。

冒頭に申し上げましたように、勉強会を立ち上げまして大変時間もたっておりませんので、非常に抽象的な答弁に終始をいたしましたけれども、その点ご容赦をいただきたいと思います。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 松山議員の一体感づくりと市内の交通整備についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

県立野村高校の定員削減に伴う野村、城川地域の子供たちの通学手段につきまして、議員から苦言をいただきましたが、愛媛県が野村高校の定員削減の方針試案を公表したところから、野村、城川両地区の生徒、保護者を初め関係者には、進学に対する一抹の不安を抱えることとなり、進学校決定まで苦悩の日々であったことと思います。生徒、保護者

の中には、進学に当たって宇和、三瓶両高校の選択肢もあったと思いますが、通学や下宿問題、学科選考等から市外の高校に入学したと聞いております。いずれにいたしましても、城川 - 宇和間における直通運行のない朝、昼間、夕方の一部の時間帯におけるダイヤにつきまして、通学の確保の意味からも関係交通機関とも協議をしていきたいと考えております。

なお、市民の一体感醸成についてであります。このことは合併後のまちづくりを進める上で最も重要なことと考えております。合併以来これまで旧町で経験したことのない地域の行事や各種団体の会合等に出席させていただく中で、地域を西予市をみんなで盛り上げていこうという皆さんの気概と熱意を肌で感じてまいりました。一例を挙げますと、さきに行いました男女共同参画シンポジウムや西予の色写真コンクール、大相撲西予市野村場所巡業等々もそうであり。市民の皆さんもこれまでスポーツ大会や各種行事に参加する中で新しい出会いや交流が深まり、連帯、融和の精神が強くなってきているのを感じられているのではないかと思います。

なお、一体感を醸成するためには、中心地に統合、集中するだけでなく、とりわけ市内周辺地区の均衡ある発展が大前提であります。庁舎建設、ケーブルテレビ、防災対策等々の整備によりまして、居住する地域は違っても市民としての意識、理解度はおのずと増してくるものと思います。今後におきましても、各種大会等は団体等にゆだねることもありますが、あらゆる機会を通じ、多くの市民が参加できる行事等々を進めながら均衡ある施策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

続きまして、インターネット環境の整備促進についてお答えをいたしたいと思っております。

平成16年12月に設置いたしました西予市ケーブルテレビ整備事業検討委員会で、当事業の実施について検討をしていただいておりますが、平成17年度内には、当委員会から市長に答申をいただきたいと考えております。この答申を受けまして、財源の確保等の問題を整理した上で事業実施が決定されるものと考えております。事業の実施が決定された場合、現在市内の各公共施設まで整備いたしております光ファイバーを各家庭まで延長するため、住民説明会及び実施設計等の作業に着手することになります。ただ広大な面積の西予市内に光伝送路を整備するためには、3年程度は工事期間が必要ではないかと考えております。したがって、平成22年度のサービス提供が最短スケジュールと考えております。ご質問のインターネット環境だけでもケーブルテレビ事業に先んじて市内全域早急に整備できないかということですが、インターネット環境の整備につきましても、実施設計及び公共施設から各家庭までの光伝送路の整備は必要でありますので、映像と通信の施設整備を同時に整備することが効率的ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、西予市の人件費削減についてのご質問について回答をさせていただきます。

人事院勧告に伴う職員の俸給月額0.3%の引き下げ、配偶者に係る扶養手当の支給月額500円引き下げ、期末勤勉手当0.05カ月分の引き上げと特別職、議会議員の期末手当0.05カ月分の引き上げについては、先般10月21日の臨時議会で議決いただいたところでございます。現在、給与の調整作業中でありまして、合併協議会について合意事項でありますので、今後3年間で職員の給与調整をしていく考えてございます。

給与の減額についてでありますけれども、ラスパイレが90%以下という低さでありまして、全国の八百数ある市の中で下から2番目という状況の給料でございます。即これが減額できるかどうかという判断でありますが、私はなかなか今のところこの状態を考えたときにできづらいと、このような判断をしておるところでございます。しかしながら、管理職手当、期末勤勉手当の加算率の減率、特殊勤務手当の見直し、職員の健康管理上における超勤時間の見直し、県内出張旅費の減額等々については、職員組合と交渉中でございます。市民の皆さんと痛みを分かち合っていくために手当を削減する方向で計画をいたしているところでございます。

なお、特別職の給料、議会議員の報酬及び特別職の職員で非常勤の者の報酬等につきましては、去る11月24日に特別職報酬等審議会を開催いたしまして、市からの諮問に対して答申をいただいたところでございます。内容につきましては、平成18年4月1日から特別職の給料、議会議員の報酬は3%減、非常勤の者の報酬等は一律1%減として、日額支給消防団員の報酬は据置きとする内容でございます。近年の社会情勢と今後の動向等を踏まえて適正であるとの判断をいただきました。この回答を重く受けとめまして、議員の皆様と協議した上で、さらに平成18年以降の事業計画や予算を踏まえて、答申以上の引き下げを実施したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 安藤建設部長。

○安藤建設部長 4点目の地場産業の雇用確保についてお答えいたします。

既に皆様ご案内のとおり、国、県の財政状況は逼迫し、国は公共事業費を削減して構造改革の名のもとに財政再現を進めております。今後も道路特定財源の一般財源化議論など公共事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。

また、愛媛県の建設投資につきましても、17年度の建設投資総額は、ピーク時これ平成7年でございますが、約42%に激減し、18年度においては、凍結事業も生じるような現状であります。土木工事関係者においては、厳寒の時代に入っている状態で、先を見通しても明るい要素はほとんど期待できない状況であります。西予市におきましても、財政事情は国、県と同じく非常に厳しい財政状況ではあり、例外ではありませんが、公共事業予算に関しましては、合併時の建設計画に基づいて合併特例債の活用等で旧町当時の事業量を確保している状況であります。

しかしながら、今後の財政事情をかんがみますと、公共事業予算に関しましては、国、県の補助事業枠を初め増額の要因は全く見当たりません。むしろ縮減の方向へ進まざるを得ない現状であるかとも思われます。と申しましても議員ご指摘のように、土木関連企業は社会的役割、地域の活性化、また雇用の維持に重要な役割を担うなど、必要不可欠な産業であることは十分認識いたしておりますので、これからも補助金制度、交付金事業等を有効に活用した公共事業の推進確保に努め、社会基盤整備並びに雇用対策に取り組んでいく所存であります。

公共下水道事業のお尋ねですが、公共下水道事業に限らず水道事業、建築事業につきましても、地元業者ででき得る工事につきましては、基本的に地元業者での対応をしていただくよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 2番松山清君。

○2番松山清君 いろいろと答弁いただきまして適切な答弁もございましたが、インターネットの環境整備事業について、森部長のお話では5年後ぐらいに実現できるのではないかとということでしたが、やはりそういった時代ではなく、今からではないかというのは私の実感であります。やはり宇和町の場合は中心部はADSLが開通しておりますが、そういったブロードバンドの時代がe-Japan構想という政府の方針で進められているようですが、これからはまたユビキタスネット社会とかu-Japanの時代というような政策が全面に打ち出されておまして、そのブロードバンドを超えた光ファイバーを利用したこれからの人と人、人と物の結びつきを強めていくといったような政策があるようございます。したがって、やはり西予市でも城川町や明浜町そういった中山間部におきましても、同じものを利用できる環境を整えるというのは、やっぱり市としての役割じゃないかというふうに思いますので、光ファイバーが5年後であるならば、早い時期にそういった実現を図り、市の中の情報サービスが均衡に行えるような配慮をすべきじゃないかというふうに思います。

それと、人件費の削減で、三好市長と私の意見のちょっと違うところは、ラスパイレ指数をいつも論じられて89%は低いということを市長は言われるわけですが、私も大阪で暮らしていたことがありまして、当時駐車場が屋根な

して3万5,000円したわけでありまして。それが40万円の給料であったとしても、それ以外も約10%近くになるわけでありまして、道路を走れば有料道路代が要り、どこか行ったら駐車場代が要り、そのほかにもう何もかもお金であるという都会の生活と、お米をもらったり野菜をもらったり、また家を建てる時には土地も親が出してくれたら、安く手に入るという、この西予市での生活とは違いがございまして、ラスパイレス指数8.9がそれだけで論じるのではなく、やはり今後は地場の企業との給与格差等を参考にしながら検討をしていかないと、市民の納得が得られるものではない。そして、議員の歳費も3%削減ということですが、この3%でも市民の理解が得られるものではないと思います。じゃあラスパイレス指数幾らかっていうことを私も東京のセミナーで聞きましたが、これは4人のパネラーがおりまして、2人の市長経験者と総務省の総務課長、そして福岡政行さんという方がおられたわけですけども、前市長2人は、やはり給与削減には否定的なご意見を言われまして、三好市長と同じお考えなんだなという、市長をすればそういう考えになるのかなというふうに私は思いましたが、やはり総務省の総務課長の発言では、もうそういったラスパイレスが公務員給与と比べて幾らだというようなことでは交付税はもう出していけないと、大体それでいったら幾らくらいなのかという、妥当な数値は77か78じゃないかというようなご意見もございました。そういう中で私はこの地域の給与がどれくらいであるかという調査に取り組んだわけですが、これはすぐにはできないかと思っております。そういう方向に今日本の中ではあるんだということを認識いただき、我々の歳費削減についても積極的に取り組み、また議員定数の削減も市民が納得いけるような形にして財政改革に力を出したいというふうにしてところでございまして。

それと、あと地場産業の件につきましては、もう一つ小分けでも、少しでも構わないので、事業を出してほしいと。事業量が少なくて、やはり従業員を解雇していかなくてはならないということになりますし、それは非常に経営者にとってはつらいことであります。そういったことが民間では議論されているという状況なので、特段のできる限りの措置をお願いしたいところでありますが、その点についてはいかがお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、松山議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

インターネットの環境整備の問題でありまして、特にその中のADSLの環境整備を整えることだと、このように思いますが、今の現状では、ごらんのとおりNTTのそれぞれの支所があった三瓶や宇和や野村のある程度の範囲しか高速のインターネットをすることができないというのが現状だと思います。本来なら私もから言いますと、NTTがすべきことでありまして、行政がそこまで何でかわらないんだというのが、本来の私たちの熟したる問題であります。本来ならNTTがやるべきであります。何でできないかといいますと、投資額に対して合わないからだと、このようなことだと思っております。そこに対しては私たちもしっかり発言していかなくてはならないと思っております。

しかしながら、そういう中で行政としてどのようにできるかということになりますと、財政的な問題を含めてやらないと、二重投資、三重投資になりやすいということがありまして、今のような回答をさせていただいたところでありまして、できるだけもう部分小分けにしてやれるとしたら、3年の中で1年、2年前にできるところからやれるような環境を整えられたらいいのじゃないうかという発想にはありますが、まだ答申を受けてない段階ですので、これ以上答えることができないというのが現状でございまして、早く答申をいただきたいというのが私の回答でございます。

もう一つ人件費の問題でございましてけれども、私も何かを基準にして給与体系をつくらなくてはなりません。それが今までの中ではラスパイレスというのが大きな標準であったと、このように思っております。その流れが今ほど松山議員が言われる総務省の課長さんの考えで流れを変えるんだよという意思表示があった発言をされましたけれども、国の流れはそういう流れになっておることも私も認識しております。地域との給料、地域の産業との給料調整、これはすぐいかないと、即いかないと、私は思っておりますが、これはなかなか難しい問題だと、西予市レベルで考えますと、非常に難しい問題だという判断にしております。

また、特別職や議会の議員の皆さんの報酬の問題で、これは幾らかっていうことはなかなか難しい。例えば、一つの例にとりまして、ヨーロッパやアメリカの方ではゼロということさえあるわけでありまして、出さない。それがいいのかどうかということ、それが日本に合うのかどうかということもあるかと思います。0円でもやっておるわけですから、市長も議員も。そういう地域さえあるわけでありまして。それがいいのかどうかということの根本的な問題を踏まえて考えたときに適切か、あるいは市長になりたい、議員になりたいという方々のいろいろな喚起ができるかということも考えていかなくてはならないと、このように思っております。

また、3番目の地場産業の関係で、小分けをして出してほしいというご意見でございましたけれども、これも財政的な問題を含めて考えなくてはならないと思っております。できる事業はやりたいという発想にはありますけれども、なかなか財政的なところのつじつまが合わないところもございまして、これも十分ご理解をいただいた上で、先ほどからずっと答弁をしたところの中で、地域偏重型であり過ぎてまいりませんけれども、地域経済を守る観点からの行為をやっていききたいという考えでございまして。

以上でございまして。

○議長 次に、23番菊地ミズギ君。

○23番菊地ミズギ君 議長より許可をいただきましたので、通告どおり2点質問いたします。

まず初めに、食育への取り組み状況について質問いたします。

日本の食糧自給率はカロリー換算で40%と極めて低く、食糧の大切さと生命のとうとさということを教育していくことが重要なことであると考えます。朝食をほとんどとらない、あるいは家族で食事をほとんど一緒にすることのない孤食、偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化と食の問題が憂慮されております。食育教育の基本は家庭にあることはもちろんでございますが、その家庭の教育力が低下している現在、教育現場での取り組みは一層重要になっていと思います。学校給食で地元産品をもっと食べようと、京都福知山市は毎月3週目を福知山産野菜の日と決め、季節に合わせた食材を使われております。学校給食は教育の一環であり、正しい食生活を伝えるなど、心身ともに発育を担うものと考えます。食材は安全が第一であり、地産材料を使い、その食材がだれの手によって、どこでどのように育てられ、安心して食することのできる感謝と命の大切さを教育することが重要であると考えます。

そこで1点目、教育現場における食に対する教育はどのようなことが行われているのか、お伺いいたします。

2点目、西予市の学校給食における地場産品の利用状況についてもお伺いいたします。

次に、西予市における不登校の現状とその予防対策の問題について質問いたします。

不登校についての正確な統計はないそうですが、不登校の子供は増加しつつあると言われます。子供の数自体は減少しつつあるのに、不登校の子供が増加しつつあるというのは、憂慮すべき事態と言わざるを得ません。不登校の子供が成人になったとき、本人がどのような状況下に置かれるかを思うとき、本人自体にとっても、また社会的問題としてとらえても、望ましい姿になっていると考えたいのであります。

そこで、第1点としてお伺いしたいのは、西予市の小学生、中学生の不登校の実態であります。全国的な統計はないとしても、市内の実態把握は容易であると考えますので、最近の実態について説明を求めます。

2点目は、いじめと体罰の実態であります。

いじめが不登校の大きな理由であるとも言われます。また、いじめられたとか、教師から体罰を受けたことに起因して、子供が自殺をした等々の新聞報道がありますが、市内の小・中学校においては、いじめとか校内暴力、また教師に

よる体罰といったことはあるのかないのか、その実態について説明を求めます。

3点目は、不登校の予防対策の問題であります。

不登校の原因は本人、家庭、学校のいずれかに、また複合してあると思われます。何事も現象が出てから対応するのは遅いのであって、事前に予防することが最善の策であります。教育委員会としては、不登校対策としてどのようなことを考え、学校を指導しておられるのか。

以上、3点について質問いたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長 二宮教育長。

○二宮教育長 ただいまの菊地議員のご質問にお答えをいたします。

まず、食育教育の取り組みでございますが、最近は朝食をとらない児童・生徒がふえているという指摘でございますが、西予市内の児童・生徒につきましては、学校でそれぞれ調査を行っておりますが、ほとんどの子供たちが朝食はとってきているように思います。

しかしながら、その内容が非常に問題だということに感じております。と申しますのは、バナナ1本食べてきたり、菓子パンをかじってきたりというような状況もあるようでございます。やっぱりこれらは今後非常に指導の主なものというふうにご覧いただきたいと思います。

また、土曜日や日曜日には朝食抜きが、これちょっと古い調査なんですけども、平成14年度の調査では、12%の家族が土、日には朝食をとらないというような実態があるようです。これらはそれぞれ家庭教育の問題であるというふうに思われます。そこで、平成15年、16年度に明浜町を指定校としまして、学校給食における学校、家庭、地域の連携推進事業として、食についての学校、家庭、地域で考えたところであります。その内容としましては、お年寄りとの交流会や通学合宿等の機会を利用して郷土料理や地域の食材を使ったおやつづくり等を実施してきたところでございます。

また、食に関する指導としましては、総合的な学習の時間において、地域の食材を知ろうという授業や、学級活動の時間には健康な日々を送るために運動、食事、休養、よりよい人間関係づくりが大切であるという内容の授業実践がなされております。

さらに、給食の時間等には、バランスのよい食事や生活習慣病について校内放送をし、生徒への啓発を行っております。

また、保護者に対しましては、食育の問題につきまして講演会を開いたり、給食だよりを発行したりして食の大切さの理解を求めているところでございます。

次に、地場産品の学校給食における利用でございますが、給食単独校では積極的に地域の食材を活用しておりますが、なかなか給食センターでは量的な問題もありまして、季節の果物や米などに限られ、地域の理解や基盤がないと進みにくい面があると思っております。

また、現在西予市には6名の学校栄養士が配属されておまして、平成17年7月に施行されました食育基本法に対しまして、この栄養士を中心に食に関する指導を今後強めていきたいというふうに考えております。

次に、不登校の状況と予防対策でございます。

不登校の実態ですが、平成17年10月末の調査では、30日以上長期欠席を不登校と定義しますと、市内の中学校で12名おります。5つの中学校にはそれぞれ在学しております。ただしそのうち2名は保健室までは登校してくるという状況でございます。

また、いじめ、体罰については、報告は聞いておりません。

しかしながら、不登校、いじめは常に潜在をしているんだという認識を持っていただきまして、日々子供に接していただきますよう各学校にはお願いをしているところでございます。

次に、その予防対策としましては、保護者、地域、関係機関と連携しながら、大体5点程度重点的に指導をしているところでございます。

まず、特色ある学校づくりを実施し、生きる力を育成すること。次に、学力の保障をするため、わかる授業、できる授業の実施を指導しております。また、一人一人の存在を大切に、支え合う土壌を育成する学級経営。次に、校内の教育相談を充実させる、専門会の教育相談を進める。また各学校に、特に中学校1年生に対しましては、中1ギャップ対応教員、学校生活主任、子供と親の相談員、スクールカウンセラー、ハート何でも相談員の配置等々、さまざまな方向から取り組み、その機を逃さないように指導をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 23番菊地ミズギ君。

○23番菊地ミズギ君 答弁は求めませんが、私の考えを述べさせていただきます。

食育についての答弁の中で、明浜での地産地消の取り組みを地域の方たちと立派に実践されておりますことを今お聞きして大変喜ばしく思っております。他の学校におかれても、それぞれの地域で特色ある取り組みがなされておると思いますが、今後一層広く推進されますことを強く望みます。

特に次に、不登校についての説明、報告いただきました西予市の不登校に関して十分調査され、実態を把握され予防策をそれぞれに実施されておりますが、現在の教育界は非常に難しい問題が山積しております。より一層しっかりとした体制で取り組み、指導されますことを希望いたしまして終わりにしたいと思います。

○議長 次に、11番河野作生君。

○11番河野作生君 一般質問の許可をいただきましたので質問いたします。

焼却施設についてお伺いいたします。

今までのごみ焼却施設は、ダイオキシン製造機のような役割をしておりました。ダイオキシンは人間が作り出した化学物質の中で、史上最強の毒物であると言われております。ごみとなったナイロンとかプラスチックなどを約300度ないし400度での低温で燃やしますと、塩素とダイオキシンのもととなる物質が化学反応を起こしダイオキシンが発生することがわかりました。そこで、ダイオキシン類対策特別措置法が1999年、平成11年ですが、7月16日公布、平成12年1月15日施行の附則により、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部が改正され、排ガスや排水の基準を満たさないことから、宇和町では2001年、平成13年3月、そして三瓶町・明浜町衛生事務組合でも2002年、平成14年11月にごみ焼却施設が廃止されておりますが、以下の点について質問をいたします。

現在の管理状況はどうなっているのかであります。廃止されました施設内に自由に入出入りができるではないか。また、その施設内の点検はどうなっているかであります。施設内にはダイオキシンの付着した物質、物などが放置されていないかどうかをお伺いいたします。

次に、ダイオキシン類の焼却場の濃度はできているかあります。厚生省では、1996年排ガス中のダイオキシン濃度を調査測定し、報告するよう通達を出しております。

また、1997年12月大気汚染防止法が改正され、新たにダイオキシンが指定物質に加えられ、焼却場の排ガス、煙であります。ダイオキシン濃度について規定されました。規制値は焼却炉の規模や能力によって異なりますが、新設の焼却炉では、1立方メートル中0.1から5ナノグラムであります。ちなみに1ナノグラムとは、10億分の1グラムのごく少量であります。

また、現在ある焼却炉では、1立方メートル中1から10ナノグラムと数値が明示されています。ダイオキシン類は人類がつくり出した化学物質の中で史上最強の毒物であると言われ、そのさまざまな脅威が指摘されています。1997年2月世界保健機構の国際がん研究機関は、ダイオキシンはがんに対し最もリスクが高い化学物質であると明言しました。ダイオキシンの発がん性については、人体実験とも言える恐るべき事実によって暴かれました。それは、あのベトナム戦争でアメリカ軍がベトナム軍のゲリラ活動を一掃するために、南ベトナムの熱帯雨林一帯に毒性の強いダイオキシンの入った除草剤を1961年から1972年の約10年間にわたって容赦なくまき散らしました。その結果、発がん性がクローズアップされるようになりました。また、最近の研究によってダイオキシンは生物のホルモン分泌系の作用を攪乱する外因性内分泌攪乱物質、俗に言う環境ホルモンであることもわかってきました。そして日本人の体内のダイオキシン濃度は、諸外国と比較して突出して濃度が高いという報告も受けております。ある種類のダイオキシンが人間の体内に入ると、体内の代謝機構によって分解されにくく、しかも脂肪に溶けやすい性質があり、このため容易には体外へ排出されず、脂肪組織や脂肪質の多い肝臓などの臓器にとどまり、次第に濃縮されながら蓄積されていますが、人体における唯一の排出法は、ダイオキシンは脂肪に溶けやすいので、女性の母乳から排出され、赤ちゃんの口に入るという怖い結果が出ています。母乳は赤ちゃんを危険にさらす最悪の汚染源というレッテルが張られています。

そこで、人体への影響は幾らぐらの濃度でどのようになるのか、わかる範囲でお伺いいたします。

次に、近い将来東南海地震が予想され心配されていますが、地震などで建物などの亀裂や倒壊のおそれはないか。また、ダイオキシン類などの施設内からの粉じん飛散などの危険性はないか、点検されているかどうか、お伺いいたします。

次に、廃止された焼却施設の解体計画についてお伺いいたします。

宇和町の焼却場また三瓶町・明浜町衛生事務組合の焼却場は、どちらも合併までに廃止されておりますが、合併協議会ではどのような協議がなされたのでしょうか。いずれにせよ廃止後は施設内のダイオキシン濃度の測定とか解体計画などはしなくてはいいませんが、その点はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、西予市では八幡浜市にごみの一部を処理の委託していますが、八幡浜市との期限切れ後はどう考えておられるのか。

また、八幡浜市への処理費用は高額と思いますが、西予市として今後焼却施設の建設または焼却をしないごみの処理の方法などどのような考えをしておられるのか、お伺いいたします。

次に、中学生の通学用自転車についてお伺いいたします。

ある保護者より相談を受けましたのでお伺いいたします。

子供が中学生に入学する前に、ある自転車販売店の方が自転車のカタログを持ってみえられ、学生の通学用の自転車はこの中より選んでくださいと言われ、そのままその中より5万数千円ほどの自転車を購入いたしました。その子供は現在市外の高校を卒業しておりますが、高校在学中はほとんどは自転車に乗らずバス通学をいたしておりました。そしてその自転車は今ではだれも乗らず、物置の隅に入っておりますが、今度下の子供がもうすぐ中学生になるのですが、通学用の自転車に似たような市販の自転車ではいけないのでしょうかと相談されましたのでお伺いいたします。

西予市内のそれぞれの中学校において、自転車販売店の指定、自転車車種の指定などはどうなっているのかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 それでは、1点目の焼却施設についてお答えをいたします。

旧宇和町清掃センターと旧三明衛生センターは昭和55年に開設され、老朽化及びダイオキシン対策特別措置法により、宇和町清掃センターは平成13年3月30日、三明衛生センターは平成14年11月30日に廃止いたしております。合併後宇和町清掃センターは名称を宇和清掃センターとして、不燃ごみ及び粗大ごみの一時保管や中間処理施設として、また三明衛生センターは西部衛生センターと名称を変え、し尿処理施設と粗大ごみの一時保管や不燃ごみの中間処理施設として管理運営をいたしております。現在使用していない焼却施設については、職員や委託業者以外の出入りはなく、施設内の点検はいたしておりませんので、両廃止施設のダイオキシン濃度の測定は行っておりません。

西予市の中で焼却を行っている野村クリーンセンターでは、ダイオキシン類の環境への対策測定はもちろんのこと、工場作業者への暴露防止対策として作業環境中濃度、作業者血液中濃度の測定を定期的に行っております。

環境省及び厚生労働省においてダイオキシン類に健康危害をこうむることなく、毎日一生涯にわたって摂取できる量いわゆる耐用1日摂取量は体重1キログラム当たり1日4ピコグラム、1ピコグラムが1兆分の1であります。と定められていますが、仮に1日摂取量を超えた場合においても、長期間での平均摂取量が基準値の範囲内であれば健康を損なうなどの危険は報告されていないようであります。

また、暴露が通常より多いと考えられるクリーンセンターの作業者による過去6年間のダイオキシン類血液中濃度の分析結果は14から40ピコグラムで、厚生労働省が調査した一般住民の測定値と同程度であると思われるから、焼却施設からの影響はないものと、このように考えております。

ダイオキシンの人体影響につきましては、未解明な部分が多く、事故等で多量を長期にわたって摂取した場合の健康リスクは、動物実験の結果によれば、胎児の生殖系系に及ぼす可能性や人に対する発がん性が指摘されておりますので、今後の調査研究の進展や状況を踏まえながら確認していく必要があるだろうと、このように考えております。

野村クリーンセンターからの焼却灰の処理につきましては、すべて市外の民間処理施設で埋立処分を行っておりますので、この点についてのダイオキシンについても心配ないものと思えます。

次に、廃止した両施設の危険性につきましては、両施設とも建設後25年が経過いたしておりますので、撤去するよう解体計画も検討いたしております。

しかし、解体費用が宇和清掃センターで約1億6,000万円、西部衛生センターで約1億5,000万円、合わせて3億円以上の費用が必要と見込まれております。県内では廃止した18施設のうち解体費用が高額なため費用の捻出にめどが立たないことから、西予市を含む10施設の解体が進んでいない状態です。今後、国の交付金事業の対象となるような跡地利用などを考慮し、財政状況を見きわめながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

なお、解体につきましては、合併協議会の折には協議はなされていないと聞いております。

次に、八幡浜市のごみ処理委託につきましては、委託期限が平成25年3月末日となっております。愛媛県ごみ処理広域化計画の中では、八幡浜、大洲圏域で1施設となっておりますが、市町村合併で社会環境の変化もあり、現在愛媛県や関係する市町との間で協議を行っているところであります。

しかし、愛媛県では広域処理の方針を基本といたしておりますので、西予市単独での整備ではなく、関係機関の協議を待って、広域的な取り組みとして近隣市町と十分研究をしてまいりたいと、このように考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長 河野教育部長。

○河野教育部長 中学校の通学用自転車についての質問にお答えをしたいと思いますというふうに思っております。

市内5つの中学校において、現在470名の生徒に自転車通学を許可しております。そこで、自転車の購入に当たって販売店の指定とか、あるいは車種の指定と、そういったようなことはいたしておりません。それで、各家庭の選択自

由で自転車を購入していただくようにしております。ただ各学校で規制をしておりますが、自転車を立てるときのスタンドが必ず両方で立てるということと、それからハンドルの高いの、それからドロップハンドルの分、それから必ず夜間に照明がライトがつく、こういったような基本的なものは規制させていただいておりますが、車種その他のについては規制をしておりません。

以上です。

○議長 11番河野作生君。

○11番河野作生君 1つ伺います。

今野村町では排ガス、排ガスというか燃え殻を業者に委託しておると言われましたが、焼却炉では一応24時間ぶっ通しで燃やせば、余りダイオキシンが出ないのでありますが、野村町でも24時間はせずに、一応何時間体制で燃やしておるとおられます。そこで、残廃、燃え殻の中にはダイオキシンが幾らか入っていると思いますが、その検査はできているのか。

また、民間に委託いたしております燃え殻の埋立処理、その現場視察は的確にその産廃場に捨てられておるのか、点検されておるのか、伺います。

○議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 今ほどありましたように、確かに24時間で800度以上の温度で燃やしておれば、その発生はないと聞いておりますが、野村町の場合は、通常8時間でありましたけども、最近10時間の焼却でしておりまして、24時間連続稼働はしていないような状況であります。燃えた後の灰といいますか、残廃につきましても濃度検査は、ちょっと今確認できておりませんが、その処理につきましては、市外の民間一般産業廃棄物処理施設であります。その施設につきましては、我々も現地を確認して視察いたしており、適正な処理はされておると、このように考えております。

以上です。

○議長 暫時休憩いたします。午後1時10分に再開をいたします。（休憩 午後0時00分）

○副議長 再開をいたします。（再開 午後1時10分）

議長が所用のため退席をしておりますので、副議長が議長の職務代行を行いますので、よろしくお願いいたします。

松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 先ほどの河野議員の質問の中で一部答弁漏れがありましたので、答弁の許可をお願いしたいと思います。

○副議長 許可いたします。

○松本生活福祉部長 先ほど野村クリーンセンターの焼却灰のダイオキシン検査をしておるかどうかということでありますが、これは7月14日に調査いたしております、その結果につきましては、基準値が3ナノグラム中0.001ナノグラムと報告を受けております。

以上であります。

○副議長 続いて、3番宇都宮明宏君の一般質問を行います。

○3番宇都宮明宏君 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、個人情報保護の対策について。

現在の私たちの生活は、プライベートな情報を国や企業、地方公共団体などに知らせながら生活しています。例えば、通販会社からセーターを買ってクレジットカードで支払いをするだけでも、通販会社、クレジットカード会社、代金の引き落としの銀行、セーターを届けてくれる宅配業者などに個人情報を開示することが必要になっており、これらを背景として個人情報保護法が整備されたわけでございますが、この目的の中に、地方公共団体の責務が個人情報の流用性に配慮しつつ、個人の権利を保護することと明言されていることから、個人情報を保護するための西予市の取り組みについて伺います。

まず、京都府宇治市の個人情報の漏えい事件を例にとって質問をいたします。

これは、宇治市が住民基本台帳に記されている住民番号、住所、氏名、年齢、生年月日、転入日、世帯主及び続柄などの情報をもとに乳幼児に対する健診システムを開発することにし外部に委託したところ、作業を行っていたアルバイト従業員が換金目的で個人データをコピーし、名簿販売業者に売却したという事件であり、これを一つの大きな教訓として生かしていかなければなりません。そこで、個人情報を保護するために西予市においては、外部契約を行う際の契約のあり方や外部委託先への監督の実施についてどのように取り扱いのルールを定め、この例をもとに具体的に言いますと、外部委託の再契約を禁止するもしくは再委託するには、適切な監督指導を行う、コピーは原則として許されないこと等の条項を含んだ契約を締結していれば、この漏えい事件は起こらなかったと考えますので、これらの点について職員に対してどのように指導しているか、伺います。

次に、本庁方式を見据えた公民館の将来について。

新庁舎の建設につきましては、合併後10年以内に旧宇和町の敷地内に建設することが決定をしておりますが、現在の西予市を考えてみますと、各総合支所では特別職がいなくて、また空室が多いことなどにより、どうしても職員の士気の低下が避けられないのではないかと。また、万が一東南海地震が職員の勤務中である昼間に発生した場合に、三瓶と本庁では住民の安全確保以前に職員の生命確保ですら困難な状況だと思われます。これらと行政効率並びに財政状況を考えたときに、早期の本庁舎建設による本庁方式が望ましいと考えますが、まずこの点について市長の考えを伺います。

また、本庁方式により周辺地域では行政サービスの低下が心配されますが、これらの解消に向けては、各地区の公民館までは光ファイバーで結ばれているという現状を踏まえて、将来に向けて調査研究し、このネットワークを有効活用して西予市の活性化につなげていくべきとの観点から次の2点につき質問をいたします。

まず、公民館で各種証明書の発行や納税など事務的なものを取り扱うことによって、住民が遠くの市役所や総合支所まで出かける負担を少なくし、また税金の収納率を上げるために、人員の配置並びにコンピューターシステムについて研究する。

次に、総務省が本年から2010年に向けて打ち出している人と人、人と物、物と物をあまねくつなぐユビキタスネットワーク社会の実現を見据え、これを踏まえて西予市の活性化につなげるための地場産業分野の先進取り組み事例として徳島県上勝町の「彩」事業があります。「彩」事業とは、日本料理の季節感を演出するつまもの上勝町産のブランド名で、生産者177名、平均年齢67歳で構成され、年間売上高は2億円に達し、月収が100万円を超える生産者もあるそうです。これを考えたときに、この西予市でもどんぶり館を中心としたネットワークがつけられる可能性が十分あるのではないかと、また将来のICT社会に向けて早急に調査研究し、ぜひ市長の提言する産業創造戦略会議の中に含めるべきだと思いますので、以上2点について伺います。

最後に、植物工場の誘致について。

本市におきましては、南予の市、町と同様に人口減に歯どめがかからず、年々少子・高齢化が進んでおります。

また、国の財政改革により、今後さらに厳しい財政状況が予測され、このままでは来年度予算の編成にも影響してくる状況ではないかと心配をしておりますが、こういったときにこそ一つの事業を大切に、的確な判断のもとでの取捨選択が重要だと考えます。

そこで、先日の愛媛新聞によりますと、世界人口の急増や日本の食糧自給率低下が懸念される中、新世代農業として注目されている植物工場の南予立地を目指して、愛媛大学と井関農機が事業化プロジェクトに向け共同研究し、農家はもちろん農業の振興で地域の活性化を図る地方自治体や農業高校、企業との連携を視野に入れているという記事がありました。この工場の南予立地ということになりますと、当然この西予市も有力な候補地ということになってくるわけで、この事業により就労の場所の増加や地域の活性化、農業技術の向上などが見込まれ、また心配される初期投資の費用も研究グループの事業診断では、7年でペイできるとの試算も出ていることから、これは西予市としても積極的に働きかけるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長 理事者答弁、森総務企画部長。

○森総務企画部長 宇都宮議員の個人情報保護の対策についてお答えをいたします。

当市における個人情報の取り扱いに関しましては、個人情報の保護に関する法律の施行とあわせ、本年4月1日から個人情報保護条例を施行し、その適正かつ適切な管理と運用に努めているところであります。

当市では、住民基本台帳システムをはじめ個人情報が含まれるさまざまな業務を業者等へ外部委託しておりますが、条例第11条におきまして、委託業務に伴う措置を規定し、受託者に対し個人情報保護のための安全保護措置義務を課しております。これに基づきまして、個人情報取扱事務委託基準を定め、業務委託契約を締結する際にはその基準に基づき、契約書中または特記事項として秘密の保持義務、再委託の禁止、複写複製の禁止等の個人情報保護に関する諸規定を設け、外部委託による漏えい事件が発生しないよう努めております。

なお、職員に対しましては、ご質問の中にもありました宇治市の個人情報漏えい事件で、当時担当課長として直接対応に当たられた方を講師に迎え本年7月に研修会を開催するなど、個人情報に対する職員意識を高め、その適切な管理運営を図っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 別宮助役。

○別宮助役 宇都宮議員の本庁方式を見据えた公民館の将来についての第2点目の早期の本庁舎建設の本庁方式が望ましいのではないかという質問に対しましてお答えをいたします。

松山議員のご質問でお答えをいたしましたように、新庁舎の建設におきましては、時期、場所、財源の問題、またどのようなメリット・デメリットがあるのか、市民の皆さんにどのようなサービスが可能になるか等、具体的に市民のコンセンサスを得る必要がありますと、このような先ほど答弁をさせていただいたわけでございます。

また、合併協議におきましても総合支所方式を選択した中で、本庁方式と総合支所方式の切りかえによります効果はどのようなものなのか、総合支所がなくなるということと、地域の住民の皆さんにとっては大変な大きな不安があるわけでございます。その場合、支所となった場合にどんな機能が残るのか、また災害時の対応をどうするのかと、これらは十分に時間をかけまして慎重に庁舎のあり方の方式につきましましては決定すべきものだと、このように考えておるわけでございます。

それから、公民館の各種証明書の発行や納税等の事務の取り扱いでありますけれども、現在住民票、戸籍関係証明、さらには印鑑証明等の発行業務は各公民館で行っているわけでありまして、18年度からは図書の貸し出しが行えるように、現在事務を進めております。今後とも可能な限りこれらのサービス向上には努めていきたいと、このように考えておるわけでございます。

次に、税金の収納率を上げるための人員の配置についてのご質問でございますけれども、定員適正化計画に基づきまして毎年15人以上の職員の削減を進めているわけでありまして、現段階におきましては、公民館への人員の新たな配置は考えていないということでございます。今後組織機構の見直しを行う必要がございますので、その中でまた検討もしていきたいと思っております。これらの税の収納率のアップにつきましては、市の重要な自主財源でございますので、県の滞納整理機構と連携を密にしまして徴収体制の協力と鋭意努力をしまいたいと、このように考えておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 大森産業部長。

○大森産業部長 それでは、宇都宮議員のどんぶり館を中心としたネットワークづくりとICT社会に向けての調査研究についてのご質問にお答えをいたします。

全国では特徴的な地域産品のブランド化、コミュニティービジネスの活用、新たな作物の栽培等の実施によりまして地域の活性化に成功した事例はたくさんあります。西予市においても、広い地域性、大きく違う気候等の特徴をうまく活用できないかと試行錯誤を行っているところでございます。議員ご指摘のどんぶり館を中心としたネットワークづくりであります。現在行っております第三セクターの経営診断の中間報告においても、どんぶり館の地域に果たす役割の改善が指摘をされているところでございます。これまでは地域の産物の直売所、特産品の販売所としての機能が中心でありましたが、今後西予市の第三セクターの牽引役として、市内全域の情報発信機能とともにマーケティングにおける戦略的な機能もあわせて考えていく必要があると認識をしております。

また、そのためには組織機能の見直し、充実を図っていく必要もあるうと思っております。今後その辺を踏まえて協議を行っていくこととしたいと考えております。

なお、どんぶり館は別として、このICT社会の構築に向けての話は、産業創造戦略会議の中でも話題として出ている状況でございます。

次に、植物工場の誘致についてのご質問にお答えをいたします。

先般の愛媛新聞に愛媛大学と井関農機株式会社の産学連携により植物工場の共同研究を進めるとの記事に、これまでの農業の概念を大きく変えるものだと感じております。当市にとりましても低迷する第1次産業の活性化を通じた産業振興は重要な課題であることから、早速事業化への情報を得るため、12月1日に開催されました愛媛大学・井関農機株式会社研究連携協定締結記念シンポジウムに参加をしたところでございます。議員ご指摘のとおり、植物工場の誘致は西予市にとって魅力ある産業として優秀な若者の農業の参入や地域の活性化につながる期待は大きいと考えております。

また、農林水産省においても植物工場の普及を図るため、来年度からモデル施設を開発することとしており、市といたしましては、J A関係機関と連携して研究開発生産拠点である愛媛大学及び井関農機と連絡を密にし、植物工場の誘致を働きかけたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 再質問ございませんか。

宇都宮議員。

○3番宇都宮明宏君 ただいまの説明でほとんどわかったわけでございますが、1点だけ産業部長の方にお伺いをしたいと思います。

まず、どんぶり館を中心とした公民館とのネットワークの発信の件につきましてですが、今後を考えました場合に、この産業創造戦略会議の中で、まず2つのポイントがあると考えます。1つは、時間をかけてじっくりと対応して仕上げていくもの、また現状の中でできるところから素早く対応すべきものがあると、私は考えるところでございますが、

今回のどんぶり館を中心とした、私が質問をいたしましたネットワークにおきましては、現在受け身で販売している今の状況から全国へ発信していく方向へと、現状の中でできるだけ早く対応すべきだと考えますが、この点についてどうお考えか、お伺いいたします。

○副議長 大森産業部長。

○大森産業部長 どんぶり館につきましては、今まで地域の産物の直売所といいますが、を中心に機能をしてきたと思います。これは業績も非常に第三セクターの中ではもうトップにいいわけですから、どんぶり館も含めて我々もそのことには甘んじてきたと。それから上は余り考えてこなかったことは否めないと思っております。ただここでこれだけの業績を上げてきたわけですから、次の役割が求められているというふうに認識はしております。このことは経営診断の中でも西予市のゲート、玄関口それから西予市全体の販売の拠点、そして観光案内、情報発信これらの機能は有していながら発揮できていないという指摘も受けております。そういうことも含めてこれから施設のビジョン、中・長期的な計画あたりは進めていかなければならないと思っております。幸い経営診断をやっておりますので、そこでのアドバイスも受けながら、当然どんぶり館との協議が必要になってまいりますけれども、協議を行ってもう一つ上のステップを目指していきたいと考えております。

○副議長 次に、10番名本修三君の一般質問。

名本君。

○10番名本修三君 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をさせていただいておりました件について私見を述べ、理事者の所見をお伺いをいたします。

西予市も合併をして1年半が過ぎ、行政諸施策においても少しずつなじみ始めたところではないかなと、このように思われます。

また、今からの西予市のまちづくり等の施策、総合計画についても立案をされ、これから発表をされる段階に来ておるであろうと期待をいたしておるところであります。

しかし、市民の皆さんにとっては、合併という大きな行政変革の中で戸惑いという話題になっております三位一体の改革による財源不足による行政サービスの低下ばかりが目につき、こんなはずではなかったといった声ばかりが耳に入ってくる今日であります。

さらに、国、県においては、さきの知事会等にも話題となっておりますが、行政再編が論じ始められているところでございます。もしも今後15年から20年後にさらに大きな行政組織へと転換されるようなことになれば、サービスの低下は避けられないというのが実情であろうと思えます。そういう中で、これからは行政サービスから住民自身による住民の手による行政自治の方向へ移行してくるような状況になるのではないかなと、私は心配もし、また期待もしているところでございます。このような状況の中で住民に少しでも早くからそういう経験をしていくことが、今後大きな自治体が誕生する上においては、地域が取り残されない大事な経験ではないかなと、このように思っております。このような点から理事者の所見をお伺いをいたします。

それぞれの地域自治組織に一定の地域活動補助金を予算として配分し、みずから計画、実行をする組織の育成をしてはどうでしょうか。そうすることによって今後の行政変革の中で生き残れる強い地域を育成できるのではないかなと、このように思われます。

また、自治行政連絡システムについてお伺いをするわけでございますが、合併以前の旧町によってそれぞれ異なった行政と地域自治の連絡システムがつくられていたことであるのはご存じのとおりでございます。そういう中で、先ほど総務区長会というようなことで統一した組織の編成もなされているように聞き及んでおるわけでございますが、地域によってはこのシステムがなじまないようなところもあるのではないかなと危惧をいたしておるわけでございます。私も組織の行政連絡システムの統一については、早急にやるべきだということは思っておるわけでございますが、しかし地域の十分な諸事情を理解した上で十分に調査研究をし、そして統一をされるべきであろうと、このように思っておりますが、この点についても理事者の考えをお伺いをいたします。

次に、林業の活性化についてお伺いをいたします。

昭和20年代から植林をされた人工林は、現在6齢級から10齢級に達し、伐期を迎えておるわけでございます。西予市においては、森林面積の60%を超えている状況だというふうにお聞きをいたしておるところでございます。現在は国、県の補助事業等によって除間伐も進んでおるおるところではございますが、森林組合、エフシー等で実施している年間の間伐面積は約300から400ヘクタールぐらいではないかと、このように思われます。まだまだ除間伐等についても必要な事業であります。そういう事業を推進していくためには、ぜひ林道整備、作業道の整備が必要な課題として上ってくると思っております。今現在、間伐材の単価においては、30年前くらいと見たら10分の1くらいに低下をし、低迷をしております。杉材においては、立米当たり1万円を切るというような市場単価になっているときもあるようでございます。そういう中で、山主において杉材の除間伐をする、どうしても持ち出しが要するというのが現状でございます。そこで、現在城川町で行われておるわけでございますが、除間伐の補助事業が実施をされております。それが今年度で一応期限になっておるということでございますが、さきの産業建設常任委員会に陳情がありまして、この件については産業建設常任委員会も採択をし、ぜひ実施をしてほしいということで理事者に答申をし、本会議でも可決をされたところでございますが、この点について18年度からの予算編成でどのようにされるおつもりか、お伺いをいたします。

次に、先ほども申しましたが、旧町の野村町時代には町単林道という形で、安価でメーターが延ばせる林道の補助制度を設けていたわけでございますが、現在もそれは引き続き実施をされているということで非常にこの要望も多く、現在まだ要望等にかたえられるだけの予算の確保がなされていないというのが現状でございます。そういうことで、この町単補助制度についても林道についてぜひ今後とも整備を促進するために、また環境破壊そして山林の保全の面からもぜひこういう事業を続けていただきたいと、このように思っております。

それから次に、先ほども申しましたが、間伐作業道でございます。今国、県において除間伐も実施をしていただいております。そういう中で、この予算の中で作業道についてはヘクタール当たり30メートルぐらいというような限られた予算でございます。そういうことで、ヘクタール当たり30メートルの作業道で除間伐をするということは、これは非常に不可能な状況であると思われま。そういうことで、ぜひこれも市の単独の補助事業を設けていただいて、できるだけ経費を削減して除間伐が進められるように、こういう作業道についても補助制度をお考えでないか、この点についても理事者の所見をお伺いをいたします。

次に、環境問題についてお伺いをいたします。

生活ごみの処理については、今現在野村、城川においては分別収集をされ、野村クリーンセンターで焼却されている状況で、宇和、明浜、三瓶のごみについては、八幡浜市に処理を委託されているという現状でございます。宇和、三瓶、明浜の問題については、さきの定例会において藤井議員が質問をされていたわけでございますが、分別の取り組みについて、現在どのような状況になっているのか、進展があればお伺いをしたいと思います。

ごみ処理については、分別収集とリサイクルは必要最良の方法であります。今後の経費削減と分別後の対策についてお伺いをいたします。

次に、生ごみについては、焼却ではなく堆肥化の方向での対策はとれないのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

西予市においても分別収集ということで分別収集はされているわけですが、生ごみも一緒に燃やしているというのが現状でございます。そういう中で、やっぱり生ごみについても有効な資源であるという考え方から堆肥化をして有効に活用をしていくべきではないか、また経費の面から考えて削減できるのではないかなど、このように思われます。こういう点についても理事者の今後の計画等ありましたら伺いをいたしたいと思います。

続いて、西予市においては、現在野村クリーンセンターが稼働しているところでございますが、今の現状では、西予市のごみを全部焼却するような状況ではありません。先ほども申し上げましたが、八幡浜市に委託をしているというような現状でございます。

しかし、野村の施設も平成5年に稼働を始めて耐用年数が15年ということで、もう耐用年数も3年くらいに迫っているのではないかと、このように思っております。このような状況の中で今後ごみ処理の施設についてのどのような対策を立てられているのか。クリーンセンターとして、また西予市独自でやられるのか、また広域行政の中で事務組合を設立してやっていけるのか、そういうことが検討されているのであれば状況をお伺いをしたいと思います。

続いて、し尿処理施設への対策について伺いをいたします。

東部衛生センター、西部衛生センターともに稼働を始めて24年から5年が経過をし、施設の老朽化、そして耐用年数も迫っている状況であると思っております。この施設もまだまだ旧式のトイレ等が多く残ってまいりますし、集落排水等の汚泥等も処理をしなければならないという現状を考えますと、この施設についても早急に改良が建てかえの対策をしなければならないと、このように思っておりますが、その点について今現状の経過をお伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長 理事者答弁願います。

森総務企画部長。

○森総務企画部長 名本議員の自治組織の育成と活性化についてお答えをさせていただきます。

先ほどの大竹議員の質問に対する答弁と重複する点もあるかと思いますが、自治組織の育成と活性化について答弁いたします。

西予市は平成21年度まで第4次の過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域の指定を受けておりますが、国においては、この指定に当たって地域の自主・自立を確立するという観点を強く打ち出し、地域間がそれぞれの特色を出し競争する時代と位置づけております。まちづくりの基本は、いつの時代になっても、そこに住む住民が安全・安心で快適な生活を営むことにあり、基本的に主役は必ず住民でなければなりません。そのためには住民みずから知恵を出し合い、みずから行動を起こしていく気概が重要だと考えます。現在、市におきましては、これまで旧町から継続してきた各種補助金がありますが、これらの補助金は行政サービスの補完や地域や市民の活動を活性化するなど、市の施策を展開する中で重要な役割を担ってまいりました。合併した今、旧町独自の補助制度も既に所期の目的を達成したものもありますので、内容を精査し、補助金を本来あるべき姿である公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってもなお不足する分を補助するという、必要最小限の原則に立ち戻って団体等の自立に向けた取り組みを推進していく所存であります。行政と市民の協働、役割といったものを明確にしながら、補助団体等の活動が行政に全面的に依存せず、地域住民の皆さんの英知によって地域が活力を高めていく自立した自主的活動となるよう支援してまいりたいと考えております。

2点目の行政連絡システムであります。自治組織の効率のよい行政システムを研究、検討しなければならないと考えておりますが、旧町での連絡システムは、地域ごとに地理的条件や自治組織規模、考え方、連絡方法など関連等もありまして、長年にわたり構築されたものでありますので、総体的なものに対しましては統一をいたしましても、それらを重視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 大森産業部長。

○大森産業部長 名本議員2点目の林業の活性化の振興についてのご質問にお答えをいたします。

長引く林業の低迷や過疎化と荒廃放置林家が進行する中で、森林の持つ国土保全や山林災害の防止、水源涵養など公益的機能発揮への期待が高まっております。去る2月に地球温暖化防止のため京都議定書が発効したところであります。森林の二酸化炭素吸収源としての役割が特に重要なものとして位置づけられているところであります。市といたしましては、引き続き各種補助事業による計画的な森林整備を促進するとともに、市産材木造住宅促進事業の啓蒙を促進し、木材活用による地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

そこで、まず1点目の今年度で終了する城川町で行われていた間伐補助制度を西予市全体を対象に実施される考えはないかのご質問でございますが、これは旧城川町において間伐の遅れの解消と森林の公益機能の発揮を目的に、山いき運動として平成13年から5カ年計画で取り組んできたものであります。この5カ年で行政負担による間伐が667ヘクタール、またあわせて間伐材出荷助成をしてきました。作業は5年で一巡し、目的はある程度達成はできたと考えております。今後は、森林整備に対する支援の必要性は十分理解をしておりますが、国・県補助事業を積極的に導入し、これに市が応分のかさ上げ補助をすることとし、市一体とした森林整備を実施していきたいと考えております。

また、間伐材出荷助成につきましては、林家の森林施策意欲の喚起や森林林業をさらに図るため、全市を対象とした助成をする方向で検討をしております。

次に、西予市単独補助の林道開設補助、作業道開設補助の取り組みの計画についてでございますが、林業経営の活性化を図るためには、きめ細やかな林道網整備が不可欠であると思っております。現在、国庫補助事業で基幹林道として実施しているところですが、森林の施策を目的とした共同で行う簡易な作業道につきましては、市単独作業道開設事業で対応しているところでございます。

また、林内道、作業路ですが、これにつきましては、造林事業を国庫補助事業の中で森林整備とあわせて整備を進めていく考えであります。いずれにしろ要望と財政面を十分に検討をして進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 それでは、3点目の環境問題についてお答えをいたします。

現在西予市のごみ処理に係る費用は、9月補正で人件費を含めると約8億円を超え、財政に与える影響は高まるばかりであります。環境問題、特にごみ処理に關しましては、議員の皆様や女性団体からもご心配いただいております。本議会においてもたびたびご質問をいただいております。今年度はごみの減量やリサイクルにより約1億円の予算を削減することを重要施策として素案づくりに取り組み、平成18年度実施に向けて準備をいたしているところでございます。ごみ問題を解決するには、ごみの発生をできるだけ抑制するリデュースと繰り返し利用するリユース、そして最後にリユースできなくなったものは資源として生かすリサイクルとして、限りある資源を大切に利用して廃棄するものを減らすことを基本に計画いたしました。基本的には、今実施しています7分類10品目分類を市民にわかりやすくするため4分類に、また資源化促進するために15品目にふやし、細分化による収集を計画しております。4分類につきましては、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ及び粗大ごみであります。細分化した品目の主な改善点につきましては、1番目の燃やすごみにつきましては、ごみ質の分析によりますと、燃やすごみの30.4%は生ごみが占めております。この生ごみの10%削減を目標と掲げ、議員ご指摘のように堆肥化するため、電気式の生ごみ処理機、コンポスト

等の購入補助事業を推進することにより自家処理を行い、燃やすごみの発生を抑制いたします。

またあわせて、生ごみを多量発生する公共施設に業務用生ごみ処理機を設置するとともに、ごみや環境問題に理解や意欲のある地区や集落を対象とした業務用生ごみ処理機設置のモデル事業導入等も検討中でございます。そのほか燃やすごみの30%以上を占める古紙類については、定期回収を行っていない宇和地区でも定期回収を行い、古紙を再資源化することにより燃やすごみの減量化を図ってまいります。

2番目の燃やさないごみにつきましては、すべて埋立処分をしておりますが、分別の見直しにより資源ごみとして再資源化をあわせて実施いたします。

3番目の資源ごみにつきましては、今年度設置する減容圧縮梱包施設の整備により、全地区対象として廃プラスチック類の資源化を図ることにより、処理経費及び運搬費の削減を図ってまいります。

4番目の粗大ごみにつきましては、分類品目の見直し及び収集体制の検討、受け入れ施設での選別及び保管を行い、資源化を行うことにより、処分費用の削減を図ってまいります。

以上の計画を平成18年度から実施すれば、1億円の削減が可能となりますので、鋭意努力してまいりたいと考えておりますが、実施するには西予市民全体の意識改革が必要となってまいります。そのためには、環境意識を高めるための研修会等を今年度からお願ひしております環境委員さんを中心に女性団体や各種グループ等、子供からお年寄りに至るまでの一生涯にわたる環境教育や啓発に努めてまいる所存でございます。

次に、現在稼働しております野村クリーンセンターにつきましては、施設の老朽化、耐用年数、広域化の方向性など考慮に入れ、西予市全体の処理施設として、先ほど河野作生議員の一般質問にもお答えいたしましたように、広域的な取り組みとして研究してまいりたいと、このように考えております。

また、し尿処理施設についてであります。東部衛生センターは昭和55年2月、西部衛生センターは昭和56年4月に稼働して以来、両施設ともに二十四、五年を経過いたしております。両施設ともに老朽化が激しく、毎年多額な予算で処理機器等の大修繕が必要な状況となっておりますので、早急な対策が必要な状況となっております。今後具体的な検討を含めまして、西予市が計画する総合計画の中へ盛り込んでまいりたいと、このように考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○副議長 名本議員。

○10番名本修三君 ちょっと林業問題についてお伺いをしたいと思います。

今部長のご答弁によりますと、もう大体除間伐は一巡をしたんじゃないかという答弁であったわけですが、今調べてみますと、5歳級から10歳級ぐらいの山でも1万4,000ヘクタールほど西予市内にあるというような状況であります。そういう中で、今私が申しましたが、300から400ヘクタール年間除間伐をしたとしても30年ぐらひはかかるんじゃないかなと、このように思います。そういう中で、まだ後にも植林された山林も多くあるわけですが、全体の植林された山林の面積は2万4,000ヘクタールぐらいあるということで統計には出ておるわけですが、そういうものを順次管理をしていく上には、今後ともどうしても林道それから作業道については必要な事業であると、このように認識をいたしておるところでございます。ぜひこの事業については、今財政が厳しいと言われますが、やはり産業の活性化を図らなければ、幾ら財政が豊かになっても、地域住民は潤うことができません。そういう観点において、やはりこういう面については、十分な予算配分をしていただければいいんだがと、このように思っております。この点については、またお願いをしたいと思います。

続いて、生ごみの問題でございますが、今部長の答弁をいただきましたが、地域コミュニティープラントをつくって生ごみの処理をということでございますが、西予市においても今環境問題で非常に多くのグループがいるんな形で活動をされております。そういうグループともいろいろあるうと思いますが、十分協議をしていただいた中で、そういうグループの協力を得ながら、やっぱりこういう問題についても真剣に取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。

以上、2点ほどお願いを申し上げます。

○副議長 市長。

○三好市長 それでは、名本議員の再質問についてお答えをしたいと思います。

林業問題の例の除間伐の問題でございますけれども、これは私自身も西予市の中の山の大切さというのは十分認識しておるところでございます。ご案内のとおり、城川の魚成小学校も当初の私は引き継ぎのときには言われるとおり、鉄筋コンクリートの引き継ぎでございましたけれども、県等の中での折衝の中で知事さんからも言われたとおり、西予市の山のあり方、山の利用の仕方を言われましたが、それを受けて西予市林産材で中心につくっていく、木造の小学校をつくっていったところでありまして、そういう意味では、山のありがたみ、大切さをわかっておるところでございます。

そういう中で、予算の配分の問題でございますけれども、私自身もこれをいきいき運動はご案内のとおり、これは県の事業を含めてやったわけですから、それは一定限度終了したというのは5年でありまして、それに市上乗せ分等をもって全体としてそういう除間伐の原資としていくという考えで今述べたものでございまして、だから地域限定型の発想は今一回一応そこで終わったという認識で、先ほどの部長の発言とさせていただきます。ご理解もいただきたいと思います。このように思っております。

生ごみの件でございますけれども、それぞれ今1億円のごみの減量運動を市民の方に訴えましたところ、多くの市民グループの方がご理解をいただいて、今活発な活動もいただいております。そういう中で貴重な意見もいただいておりますので、ともに研究をしながら進めていって、先ほど言いました市民協働の社会、ごみ社会づくりっていいですか、の運動を展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長 次に、15番三好幸夫議員の一般質問を許可します。

三好議員。

○15番三好幸夫君 まず、行政改革については、かなりあちらこちらで質問がございまして、若干重複するかもわかりませんが、私の立場から質問させていただきます。

行政改革と地域振興についてでございますが、本年10月に西予市では行政改革大綱を決定し、今後5年間でこれを実行に移し、財政の健全化を図ることとありますが、西予市の規模では、一般会計は大体200億円以下が常識的なところでございます。それに比べて80億円から100億円近い予算が現在計上されておりますことを考えれば、事は急を要する課題でございます。

ところで、大綱を策定する視点として、以下の3つが掲げられておりますが、まず第1に、夢のあるまちづくり、第2に、隅々まで行き渡る行政、第3に、行政の情報を市民と共有するであります。まことに結構なことでございます。この中で、第2点の隅々まで行き渡る行政とは何を指して言うのか、私大綱を読み進めながらいささか疑問に感じたもので、この点について特に質問をいたしたいと思う次第でございます。

合併後周辺地域でサービス水準を落とさぬようにと総合支所方式が選択されましたが、この大綱では、効率的な行政、財政問題から早急に本庁方式に移行したいと書かれてございます。簡単に言えば、お金がないから周辺部の行政密度を落とすよという方式ではないでしょうか。基本自治体である市町村は、住民に直結した立場であるからこそ価値があります。効率のみを追求するのは、行政を主体とした改革でございまして、住民の方を見ていないのではないで

しょうか。組織の維持のみを考えての改革ならば、何も難しいことはありません。だれにでもできることであります。末端行政の立場を維持しながら改革をすることが求められていると考えるものでございます。西予市が自主財源3割にも満たない零細自治体であることは十分わかっております。合併で職員数が過大となり、その削減が急務となっていることもだれしもが知るところでございます。一般に行政というのは、まずやりやすいところから手をつけるという嫌いがございます。今回の行革大綱においても、まず野村町と明浜町にある6つの支所を削減するとあります。他の町には支所は置いておられません。そういったところからまずやり玉に上がったんであると思いますが、私は昨年9月定例議会一般質問において、西予市はその地形からまさに集落連合体であると、そのように申しました。支所が置かれている理由やその効果について、そういった事情を判断して十分考慮されたのかどうかと疑問に思う次第であります。住民にとっては公民館ではなく、行政が身近にあるということであり、支所があるということは、情報の交流、施策の速やかな展開等、その存在価値は中央の机の上では図れぬものがございます。

また、それを削減したからといって、その削減効果は果たしてあるか、人件費として支所長、臨時職員を減らし、支所長は当然他の部署に配置されることとなりますが、しかしながら今の宇和等他のところを見ますと、そこに公民館長を囑託として置かれる、これは新規でございます。新たに公民館にも女性の方が臨時職員として配置されていることを考えれば、逆に今より余計に要っているんじゃないかなうかと、削減効果はゼロではなからうかと思う次第でございます。逆に隅々まで行政の手を差し伸べるといった考えから全市の公民館単位に支所を配置してもよいのではないかと思います。削減プランにつきましては、これから市の職員定数を減らしていくために、どこから切っていくかという発想の結果であると思います。これでは単なる引き算であり、年々苦しくなるばかりでございます。市民のための行政改革とはほど遠いものではないかと考える次第でございます。ここで発想を逆にしまして10年後、先ほどの松山議員の質問の中に約350人という人数が出ておりましたが、そういった350人の定員目標を持って行政組織を構築すれば、それ以外の人は余剰人員として、自由にどこにでも配置ができる、そういう考えが成り立つのではないかと思います。当然、現在の定員の感覚では、現場での不満が噴出するでしょうが、いずれ10年後にはそれでやっていかなければならない。ですから、今から準備しておいてもおかしくはないかと考える次第でございます。中核業務は何人でやるか、何人でできるかじゃないんです。何人でやるかなんです。どの部署も現在の7割以下の人員配置となるでしょうか、それでできる体制を築いていかなければなりません。職員の皆さんには今の1.5倍の仕事をやってもらうことになります。必要ならば民間委託も考えねばならないでしょう。現在各種のIT関係に多額の投資をしておりますが、それらもすべてそのためではないでしょうか。

以上のように行政が精いっぱい努力して、なおかつ市民へのサービスを削減せねばならないのなら、市民も納得せざるを得ないでしょう。今回の行政改革の大綱を見ながら感じるところでございますが、行政は効率の面から中央に集めようとする嫌いがございます。

しかしながら、当市のような地勢では、それは端々の切り捨てにつながり、やがて地域の荒廃を招くことになるでしょう。西予市の行政効率も他の市と比較して極端に悪いことは、もう地図を見れば一目瞭然でございます。市長の苦労も大変であると思います。

しかしながら、だからこそこの地域を生かせる施策というものをぜひお願いしたいと願うものでございます。中央組織をできるだけスリムにし、その分隅々まで職員を配置し、情報を伝え、安心を与え、地域振興の手助けをし、地域の生活の活性化を図っていただきたいと願うものでございます。先ほどのいささか乱暴かもしれませんが、定員計画を実施すれば人員は余ってきます。現地の状況を十分認識できてからその要否を判断していただきたいと願う次第でございます。私はよい意味での地域主義というのを必要だと考えております。よい意味とは、他地区に負けないよいふるさとを自分たちで築こうという、先ほどの質問にもございました。そういったことがおのおのの村々を立派にし、やがて中央行政に余り頼らなくても、補助金に頼らなくてもよいような地域づくりができるんじゃないかなうかと考える次第でございます。

以上、行政改革に伴う人員配置について市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長 市長。

○三好市長 それでは、三好議員からの一般質問についてお答えしたいと思います。

西予市の行政改革の必要性については、十分認識された上のご質問でございまして、西予市民に対してともに責任を負う立場として感謝をいたしてところでございます。西予市の最初の行政改革大綱は3つの視点、7つの重点項目を掲げ、市民の立場で行動できる職員の醸成を図り、知恵と工夫を引き出し、市民のための市民によるまちづくりを目指しております。ご承知のとおり、西予市の行財政状況を取り巻く環境は大変厳しく、地方交付税の合併に伴う特別措置がなくなる平成25年度までには、適正な財源規模で歳出が行えるようにしなければ、西予市の未来はございません。そのためには、最初の5年が特に重要でありまして、市民と行政との役割を明確にし、時には痛みを分かち合いながら不断に行政改革を推進していく必要があります。西予市の行政改革大綱は、行財政改革推進の重要な手段の一つでございまして、西予市が目指す市民とともに手を取り合い、隅々まで行き渡る行政、夢のあるまちづくりを実現するための土俵であると考えています。

以上が行政改革の骨子についての説明でございしますが、まず質問の中での隅々まで行き渡る行政に対する認識の差でございます。例えば、議員ご出身の中筋地区のことを考えてみまして、今地区で何が必要なのかを考えるのが大切ではないかと考えております。野村町当時に廃止されていた通学、通勤バス路線を西予市になって地元の要望を受けて復活いたしました。

さらに、今回補正予算でご提案しておりますけれども、福祉バスのモデルなど、今中筋地区の方々が望まれているのではなからうかと、このように思っております。約600万円近くの経費をかけて駐在している支所長は、その対価としての仕事量がそれだけあるかどうか疑問でありまして、課長補佐級の職員を配置することが、西予市民の大局から見た場合に、肯定的に判断される方は少ないのではなからうかと、このように考えております。ただこれは職員の配置をしないということでありまして、支所業務は残すわけでございます。ご理解をいただきたいと思えます。支所長の仕事は十分に総合支所で賄うことができますし、光ファイバー網を利用して窓口業務を既に行っておりまして、ご理解をいただきたいと思えます。ただ惣川支所につきまして考えた場合に、その遠隔地域の、例えば災害等における孤立性等々から考えた場合に、職員の配置が必要かどうか、これは十分検討していかなくてはならぬ問題ではなからうかと、このように判断をしております。それより総合的に考えまして、地域の活動は地域が一番知っておられるわけですから、地域から信頼がある方を地域の公民館の非常勤の公民館長としてお願いするほど、地域の活力を増すものと確信しております。実施に当たりましては、議員各位を初め地域の皆さんと協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、行政改革に関する人員配置につきましては、組織の見直しを含め、今後検討してまいりたいと存じますので、行政改革の趣旨等をご理解いただきまして、議員の皆様におかれましてはご協力賜りますことをお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。お願いします。

○副議長 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時22分）

○副議長 再開をいたします。（再開 午後2時30分）

（日程2）

○副議長 次に、日程第2、議案第157号「西予市宇和文化会館条例制定について」から議案第185号「西予市有料駐車場条例制定について」までの29件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は大綱のみの質疑とお願いします。

議案第157号から議案第185号までの29件に対する質疑を行います。

5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 この指定管理者制度について、全般的にわたってちょっと質問をしたいと思うんですが、今回の指定管理者制度というのは、法制度の改正に伴って来年の9月までにですが、これを行わなければいけないことになっておるための条例改正であるわけですが、まず今回の指定管理者制度について、まず議会なり行政内に十分な説明がなされてないような感じを受けます。というのは、今回のこの制度というのは、小泉改革の中で、民間でできることは民間に任せて、そして多様化する住民ニーズに対してどのようにこたえていくか、またそのことによって、行政の財政面での効率を高めようという、非常に活気的な改正であるわけですが、そのことに対する議会なり行政内にどの程度意識づけをされておるのかということが、まず私が一つ疑問に思います。というのは、今回過去にはや既に3件指定管理者制度に移行した分がありますが、今回このように出てきても、まず西予市全般にわたる公共施設を今後どの分を行政が直接管理して、どの分を民間に任すかという、まず全体像が我々にはわかっておりません。そしてまた、先般西予市が10月に住民へのアンケート調査をされておりましたが、その設問の中にも、今後公共施設を民間に任せたらいいと思うものはどれかというのを見てみますと、例えば保育所あるいは学校給食、病院、そういった項目が非常に高いパーセントがあったように記憶しておりますが、そういった住民サイドでもこういったものを民営化したらどうかとかというふうな要望がありますし、我々議会としても、こういったものを民間に委託してみてもどうかというふうな要望があるわけですから、そういったものの要望を我々は述べる機会もなかったと思います。一方的にこういうふうな条例改正案が出てきているわけですが、まず全体的な市の、どれを市がやってどれを民間に任すかというふうな整理が今現在できておるかどうかが、まずその点お伺いしたいと思います。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の指定管理者制度の問題についてお答えをしたいと思います。

今回の条例は、西予市の中の指定管理者制度導入に当たった条例改正をするものでありまして、確かに議員がご指摘の西予市の将来のあり方について突っ込んだ全体的ないわゆるコンセンサス等々はやっていない段階でございまして、まだそこまで入っていないというのが現状でございします。これも指定管理者制度が瞬く間に来ておるような状況でありまして、これも今後議員各位とともに、あるいは住民の代表者の方々等々も含めて検討をしていきたいと、その前段の条例改正であるというご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長 元親議員。

○5番元親孝志君 今の市長の答弁では、本条例制定の前の前段の条例制定ということになるんですか。

それで、この条例、我々委員会付託になると思うんですけども、どういう視点でじゃあこの条例を我々議会が審査するのかということがまず見えてこないと思うんです。それで、例えば今回の指定管理者制度につきまして、いろいろ問題点を指摘されておるというのが現状でありまして、先般愛媛新聞にも3日ぐらいですが、県の指定管理者の問題、特集組まれておられて、これを読んでもありますと、確かに県のレベルでもそれなりの問題点が今いろいろ指摘をされております。それはなぜそういうことになるかといういろいろ調べてみますと、基本的に、まず国のガイドラインというものがないで、それぞれの自治体が自治体独自で模索しながら指定管理者制度を採用していくというふうな状況にありまして、今回条例の審査をするわけですが、この中に何をいれておかなければいけないのか、何が足りないのかといったものを議論する上において、何の方向性もたてない段階で実際提案されて、何が我々できるんですかと。だから、前段として、ある程度そういったものに対する理解、説明というものが、当然先にはないとおかしいんじゃないかなと思うんですが、間違いであればご指摘をいただきたいと思うんですが。

○副議長 別宮助役。

○別宮助役 元親議員の質問にお答えをいたしますが、この指定管理者条例制定の29議案であります。それぞれの施設でありますけれども、ご案内のようにこの29の施設の中には、指定管理者を公募しても、手を挙げていただく方がない施設もかなりあるというように予測をされます。その辺も含めて条例制定の中には公募した場合に手を挙げていただく施設も幾らかはあると思います。中にはかなり経営が厳しいものもたくさんございまして、手を挙げていただくことはなかなか期待ができない分も施設としてあるんじゃないかと。とにかく現段階で9月の末が限界でございしますので、条例を制定をさせていただいて、ほんで年度内で準備をと。どういう指定管理者が公募した場合に、指定管理者として本当に経営がやっていけるのか、施設の運営ができるのか、その辺も年度内に十分検討していく必要がありますけれども、その中で検討していくのに条例制定をさせていただいておかないと、その辺のこちらの準備ができないということも一つはあるということもご理解をいただきたいと思います。

○副議長 5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 今回の条例制定がもう確定した場合、ある事業に関して、じゃあ私やってみようとした場合、非常に内容的に不安定な部分、不安な要素がいっぱいあると思うんですが。例えば、自分ではこれはやっていけそうなのという思いで手を挙げた。そのやけど一応事業ですから、やってみて3年後に行き詰った、そういった場合に、この条例からして、その場合の対応というのは一体どうなるのかとか、例えばこの施設に関して、施設はつくった翌日から老朽化します。そういった場合に10年たったら、例えば施設なり設備が老朽化します。その場合にその修繕は一体どちらが見るのか等が、そういった具体的なものがなくてこれを見て、じゃあ私やってみようかという話にはならないんじゃないかなというふうな思いがいたしますので、条例とそれから協定書というものもあるようでございまして、その条例と協定書でまた総体的に物事を考えていけるんであると思うんですが、まず条例として必要最小限のことを、今言ったようなことが、やはりこの条例の中に明記されてないと、責任の所在ですとか、あと維持管理のどちらの責任かですとか、それから、また今回の条例改正において、指定管理者を決める場合は議会の承認が必要ということになっておりますが、これを指定管理者を決めようと、それから後は、指定管理者は議会に対しての収支報告の義務は問われてないという法律になっておるようです。そういった場合には、これだけのどの施設を任すかは別にして、莫大な投資をした公共施設を民間に任した場合に、チェック機能というのは働かなくていいのかなと、そういったものをこの条例の中に盛り込んでおかないとどうなのかというふうな心配もするんですが、そういった場合に、今回の条例についていうのは、ただ法改正によって表紙だけ変えた条例で、中身はさほど議論されていないんじゃないかなという心配をするんですが、私は今回のこの官の仕事を民に任すという画期的な事業でございしますので、これが今後その指定管理者制度をいかにうまく利用するかによって、場合によったらその自治体の勝ち組、負け組が将来的に決まってくるんじゃないかなと、そういうふうな非常に重要な制度改正であるものに対して、若干行政、議会、住民交えた認識が薄い、徹底されていないんじゃないかなという心配をしておりますが、これでやめますが、その点お伺いしたいと思ひます。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後2時45分）

○副議長 再開をいたします。（再開 午後3時00分）

別宮助役。

○別宮助役 先ほどの元親議員のご質問でございますけれども、ご案内のように5つの施設が既に管理委託を管理者への制度に移行してあるところでありますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、経過措置によりまして来年18年9月1日までに管理委託をしているもの、委託契約を結んでいるもの、外部委託をしているもの、俗に言います公の施設につきましては、来年の9月1日までに同制度へ移行することが法的に求められておるわけでございます。特に既存施設につきましては、年度途中での制度導入というのは、大変利用者、管理者等に混乱を招くというおそれもありますので、18年度当初からこの制度を導入するのであれば、12月の今回の議会で条例を制定をさせていただくということになるわけで、逆算しますとなるわけでございます。12月議会において関係する当該施設の条例を制定をさせていただいて、その後指定管理者の募集、選定をし、3月の議会において指定の議決、さらに先ほど元親議員のご指摘ありました施設の修繕管理等の契約といった手続を経る必要があるということで、今回12月に29の案件の条例制定を提案をしとるということでございます。

以上でございます。

○副議長 2番松山清議員。

○2番松山清君 ただいま提案されておる議案に関しての質問でございます。

この議案の中で、経営診断を行政の方ではやっておると思いますが、その経営診断をやっておるのはどれがやっておるのか、全部やっておるのか。それでその経営診断の結果、私はこういった条例が出てくるはずではないかと思うわけです。というのは、中に金額とかそういった数値が入っておりますし、それがどうなったか、我々は全然知らないんです。知らない状態で今回提案されてきてるってということが一つ心配なんです、その結果どうであったのか、そこあたりはいかがでしょうか。

○副議長 大森産業部長。

○大森産業部長 お答えをいたします。

前段の経営診断の件でございますが、経営診断を行っておりますのは、7つの第三セクターでありまして、ここの条例の中で、今回の条例の中でいいますと、議案第167号のふるさと創生館、これは明浜シーサイド・サンパークに属しておりますから、これも決まっております。

次が、169のグリーンヒル、それから171物産館、これはどんぶり館であります、どんぶり館、それから172の農業公園、これは地域振興センター、それから173の城川開発公社、それから176城川食肉加工センターにおいても、これは城川開発公社に入りますので、これもそうです。177、78、79、これも明浜シーサイド・サンパークに属しております。それから181キャッスルランド深山、これは地域振興センターです。それから182が城川開発公社、183、184が城川自然ロッジ、これだけが経営診断を行ってやる分でありまして、これの経営診断の後ほど全員協議会で中間報告はさせていただきたいと思いますが、いろんな細かい数字にわたっては、まだ結果ができておりません。その中でも非公募がそぐうものとそうでないもの等も含めて診断の中間報告ではそういうことまで踏み込んでいただいておりますけれども、これが確定してくるというのが、結果が正式に出てくるのは、来年の3月末になるわけですから、そのことについては、それが出た段階ですぐ対応できるように準備はしておく必要があるというふうに考えております。

○副議長 2番松山清君。

○2番松山清君 ただいまの答弁でいきますと、その経営診断はまだ出てないということでございますし、中間報告はしていただくというふうに理解しましたが、そのときにまた条例を改正すると、そういう話かというふうに理解しました。それでいいのかということと、もう一つは、きのう報告がございましたが、今これ経営診断しますよというのをきのう報告いただいたわけですが、きのうの報告について、私はちょっとあれでいいのだろうかというような疑問を持っております。というのは、その報告ですから、それに対して議決もありませんし、委員会での審査もないと。我々議会と行政とが一緒になっていろいろやるとは言いながらも、あの報告で終わってしまっ、次は今度補助金幾らですよという話だけになるんじゃないかと思うわけです。3月にそれで推しただけで、十分にその内容に対して議会の考えとか、皆さんの議員の意見も反映できない、そういうことになってしまっているのではないかとこのように思っています。特に指定管理者制度に移行する非常に大切な時期であり、それぞれ物件についていろいろ課題がある中で、そういった意見を聴取することなくささささと条例を決めてしまっそれでいいのかなというふうに思うわけですが、それらを回避する、回避といいますか、私の今の疑問を解決する方法とか、どう考えられておるのか、お伺いします。

○副議長 大森産業部長。

○大森産業部長 産業部にだけ属する話ではないわけですが、経営診断に係る問題の分でお答えをいたしますと、前段の条例がもう一つ、これは去年の12月に可決された条例があるわけですし、これは指定管理者制度でして、そういう公募指定できる場合と、そら市長の判断で非公募によって指定をするということもできるわけでありまして、このことによって次のステップに当たるときに条例を一つまた改正する必要はないというふうに思っております。

それから、経営診断の結果につきまして議員の方等の意見もいただいているという、ともに協議しているんです、そういうふうな意見につきましては、今のところ明確に数字的にはっきりしとるものが出るとはありません。それではっきりその辺が出た段階で、必ずしも出たこととおりに進む考えはありません。これは政治的な配慮もありますし、議員の皆さんの意見も聞いて、その結果を踏まえて協議をしていきたいと、これからどういう方向に、こういう結果は出たけど、これからどういう方向に進むのかというふうに考えております。結果によって、すべてその結果どおりにこれはもう指定管理者制度にそぐわないからしないよとか、するとかということは、皆さんと協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。これは第三セクターにかかわる管理者のことについてであります。

○副議長 6番嶋川武文君。

○6番嶋川武文君 市長もお風邪を召して大変なところ申しわけありませんが、この指定管理者、議案によりまして3条か4条か5条に入っておりますが、指定管理者に行わせるものとするということと、行わせることができるというところがあるんでございますが、私も日本人でございますから、学問的には理解できるんですが、これはなぜこうなのか、お聞きしたいと思っております。

○副議長 森総務企画部長。

○森総務企画部長 それでは、ただいまの嶋川議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、条例の中で行わせるものとするとして表現している分についてであります、この施設につきましては、料金の徴収等すべてを委託しなければならない施設で、既に現在委託をしている施設については、もう行わせるものとするという表現をいたしております。そして、行わせることができるという表現をしている部分は、すべてを委託するものでない施設、一部は市が管理をしなければならないとか、そして現在直営でやっているものにつきましては、このまま市で直営しなければならないことも想定されますので、行わせることができるという、2つの表現をとっております。

以上でございます。

○副議長 6番嶋川武文君。

○6番嶋川武文君 済みません、本当に。游の里もそうですかね、じゃあ。游の里は指定管理者じゃないと思います

が。

○副議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

游の里健康センターにつきましては、既に委託をいたしておりますので、指定管理者に行わせるものとするという表現にしております。

それと、議案第160号の特別養護老人ホームですから、議案の16ページでありますけれども、この特別養護老人ホームにつきましては、一部直営の施設もありますので、このような場合には、行わせることができるという表現にいたしております。

以上です。

（日程3）

○副議長 次に、日程第3、議案第186号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第187号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

まず、議案第186号に対する質疑を行います。

2番松山清君。

○2番松山清君 この議案の部長の説明のときに、野田の最終処分場の費用をアップするという説明があったと思いますが、その理由とアップした後、あそこが今後どういうふうな形で将来あるのかということの2点をお伺いします。

○副議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 この野田の最終処分場の件であります、一応かわらの処分をする処理場でありまして、この処分場につきましては、前回の廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されて、その処理場の残余量を毎年測量といいますが、調査するということに変わってきておまして、去年9月の補正予算で必要な予算を計上させていただいております。金額66万2,000円の費用がかかっておりますので、毎年このような費用がかさむということでもありますので、それについての応分の負担を願うために改正したものであります。

○副議長 次に、議案第187号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程4）

○副議長 次に、日程第4、議案第188号「愛媛地方税滞納整理機構の設立について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程5）

○副議長 次に、日程第5、議案第189号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）」から議案第199号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの11件を一括議題といたします。

まず、議案第189号に対する質疑を行います。

5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 市民生活課関連の質問を1点だけさせていただきたいと思いますが、先ほど一般質問の中で河野議員さんがダイオキシンの問題を質問されたと思いますが、松本部長答弁されましたが、ダイオキシンの単位というのは、ナノ、ピコ単位ということで、1億分の0.0幾ら、1兆分の0.0グラムという大変小さな世界の測定値になるわけですが、先ほどの答弁では、基準値が幾らで測定値がこれだけだから大丈夫ですという答弁がありましたが、確かにそうであるとは思いますが、例えばピコ単位関係で、さきの答弁では、0.01ピコグラムとか言われましたんで、1,000兆分の1グラムの測定結果ということになるわけですが、こういった数字というのは、恐らく測定業者もそれなりことはやっておるとは信頼しますが、万が一この測定結果に偽りがあったときの行政責任、チェックというものができてたかどうかと問われたときに、行政はこれ第三者管理委託をされておると思いますが、今の耐震強度の偽装問題等も含めまして、行政の信頼は当然認められますけども、こういう微量な世界の測定結果をそのままのみにして結果報告ですよということに果たしてなるんかなという、要らん心配をするんですが、それと先ほど焼却ごみ、あれダイオキシンの結果どうですか。その結果大野開発に持っていかれるわけですが、あそこ処理場には野村町だけじゃない、いろんなところからものが入っております。そこには当然管理不行き届きの分も入りますので、将来にわたってそこに問題が発生した場合には、当然持ち込んだすべての業者が発生者責任を追及されると思います。そのときの証拠としてそういったものが必要になってくるわけですが、その管理委託している分のチェックというものは、行政はどうするかという話なんです、どのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○副議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 野村の最終処分場の検査でありますけれども、これは毎年実施いたしております、その数値そのものが、いわゆる基準値から3ナノグラムでした、基準値は。その場合の0.01ナノグラムというかなり差があるということで、その業者測定した数値については我々信用して、基準内であるというような認識を持っております。例えば、その数値そのものが基準値からある程度近いような数値が出た場合につきましては、やはり1社以外による調査そのものも必要でないかなというような認識であります。

以上です。

○副議長 5番元親孝志君。

○5番元親孝志君 質問に対して答えがちょっと若干ずれとんじやないかなと思うんですが、今松本部長が言われておりますように、業者を信頼しておるといふことの表現だったと思うんですが、これは後になって僕は言いわけにならないんじゃないかな。じゃあどうすればいいかということなんですが、ダイオキシンの測定っていうのは、非常に料金的に高いですから、この財政の厳しい折に幾つもやれっていうのは確かに困難と思うんですが、例えば1つのサンプル、同じ条件で、例えば2社が違った角度で測定した結果が同じであれば、よりチェックとしてはチェック機能が働いているというふうな見方になると思うんですが、その業者をどうじゃこうじゃというつもりはありませんが、先般の耐震強度の問題等を見ても、だれもが信頼してやって、信頼しとったと皆さん言われますけども、あけてみたら、当然信頼にこたえられるような結果でなかったというところで今問題になっておりますので、人間信頼はもちろん重要なんですが、このダイオキシンは河野議員さんも言われましたように、今世紀最大の猛毒ということでございますので、やっぱりこれは特別扱いとして考えていった場合に、やはりさらなるチェック機能を機能させてないと、いつこれが社会問題化する可能性も、僕相当高いというふうに心配しておりますので、やはりそういうチェック機能をもう少し機能させておかれる方がいんじゃないかなというふうに思いましたんで、質問させていただきまして、終わります。

○副議長 22番鍵原芳和君。

○22番鍵原芳和君 私は2点ちょっとお伺いをしたいと思うんですが、総務費の生活交通バス対策事業費で運行業務委託費とバス購入費合わせて400万円、それから民生費の生活交通路線巡回バス運営費で運転手賃金は58万5,000円と増額計上されておるわけですが、きのうの説明では、いずれも旧野村地域内の代替バスと福祉バスのモデル運行費であるということでした。これは来年の1月から3月までの試験運行ということではございますが、もう離れた他の周辺部から見ると、対応が非常に偏ってるんじゃないかという感否めないわけではございません。

もちろん市内全体を一度に対応することはできないわけでありまして、他のバス事業者や競合路線区間の問題あるいは運輸局との協議認可等、課題も多いわけでありまして、いろいろな難しい問題ではございますが、市内周辺部には診療所の入院が休止された地域やあるいは以前から養護のあります田の浜地域など、同じように運行を待ち望んでいる高齢者をはじめとする交通弱者は大勢おられるわけでございます。助役さんが言われますように、まさに公共交通の空白地帯でございます。加えて医療施設等と交流施設等を結び施設全体の総合交通システムについて、期間限定とか地域限定じゃなくて、市内全体について一日も早い構築の実現を望むものでございます。このことは午前中の大竹議員の一般質問で答弁がありましたように、生活交通問題検討会等を立ち上げられて、担当部局において鋭意努力されていることは十分理解をいたしておりますが、特に周辺部の市民の声として重ねてお願いをいたしておきたいと思っております。

それから、2点目でございますが、衛生費の塵芥処理費でございます。

廃プラスチック梱包施設設置費及び廃プラ埋立処理費として1,029万7,000円の増額補正計上があります。当初予算では3,226万2,000円の計上がありまして、当初予算の説明では、減容梱包機とこのような説明がございましたが、今回の説明では圧縮梱包機と説明があったわけでありまして、これは同じ事業内容の増額なのか、あるいは別ものなのか、そこら辺をお伺いをしたいと思います。

また、廃プラ埋立ての処理費等がありましてけれども、これは当初事業計画で当然予想されたのではないかというふうな思いもあるわけでありまして。この廃プラ梱包施設について、いま一度事業内容について説明を求めたいと思っております。あわせて事業の進捗状況についても説明をいただきたいと思っております。

以上、2点であります。

○副議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 それでは、最初の生活交通路線巡回バスの件について、まずお答えをいたします。

この件につきまして言われますように、市内各地区におきましては、このように交通の空白地帯が多く存在しているのは承知いたしております。それらに対応するために、まず試験的に運行をしてみようということで、それで野村町の4地区8路線を計画して、その中でどういう課題があるのか、それらをまとめた上で全地区に広げていきたい、このような計画を持っております。

それと、これにつきましては、バス路線が通っていない地区を対象といたしておりますけど、そのほかにあと新しくできたクアテルメ宝泉坊の利用促進を図ることも目的の一つとして、市内の主要施設を結び路線、例えば三瓶、明浜、宇和、野村、城川をつなぐバスにつきましても、これも毎日とまではいきませんが、週のうち1日ないし2日程度の運行ができるような計画を組んでいきたいというような考えも持っております。これにつきましては、平成18年度に試験的な運行をした後、また本格稼働をしていきたいと考えております。

それと、総合交通システムにつきましては、別な角度から、いわゆる宇和島自動車への運行の方法等も変えていただくような申請もしていく必要もあるだろうし、その点につきましては、別な角度から検討をしていくような計画であります。

それと、2点目の衛生費の廃プラの処理でありますけれども、今回の工事請負費につきましては、666万7,000円を追加したしております。これは当初予算に計上しておりました廃プラの減容機と同じものであります。この設置に当たりましては、既に城川町の清掃センターの方で空き缶の圧縮機を置いておるために、その施設が狭小であって、この廃プラ施設を設置した場合に、ちょっと空き缶そのものについては、今現在野村町で処理をいたしておりますので、その空き缶処理機につきましては、移設を計画いたしております。その移設費用と移設先に一部工事をする必要がありましたので、それらを含めた金額として666万7,000円を計上いたしております。

それともう一点、この廃プラの減容機を当初予算で組んでおりました関係で、ある程度稼働を早くして廃プラの処理をする計画でありましたけれども、将来的に西予市全体のごみ処理をする計画でありましたので、設置場所についていろいろ検討を重ねてきました。その結果、最終的には城川の清掃センターへ設置することに決まりました。その間のいわゆる処理できなかった廃プラにつきましては、やむを得ず埋立処分しなければなりませんので、その費用について追加補正をさせていただいたわけでありまして、

以上です。

○副議長 7番沖野健三君。

○7番沖野健三君 37ページの先ほど鍵原議員が言われました生活交通路線巡回バスの補正で58万5,000円を賃金ということですが、私は1月から3月くらいまで臨時運行するというので、試験的に、バスの運転手を雇用されるんじゃないかと思うんですけど、私はこういうこと、小さいことでありますが、私は職員がやったらどうかというふうに思うんです。というのは、私は以前に入浴サービスというボランティアがあったんですけど、寝たきりのお年寄りを旧松葉寮の方に連れて行って、そこで入浴した人をまた自宅まで送るというような運転手を、当初旧宇和町の商工会で青年部の方でやってくれないかということで、私も青年部に在籍した関係でそういう入浴サービスを行ったことがあるんです。運転手を。その後町民の間から、青年部がやってるのに市の職員がやってないのはおかしいじゃないかというような声が上がって、それから旧宇和町の職員も午前と午後に分けて運転手をしていた時期があるんです。だから、私はできた、こういう事業を始めた場合に、すぐ外部から雇うというんじゃない、まず職員が経験してみ、経験して、それからできないと、職員ではこればとてもできないというようなことであれば、やっぱり外部から雇うても仕方ないんじゃないかというように思いますが、これは生活福祉部長ですか、そういう考え、どう思われますか。

○副議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに市の職員による試験的な運行も考えられないことはありませんけども、自主的に市の正規の職員をこの福祉バスの運行の運転手にした場合に、その費用対効果を考えて場合に、かなりの給料をとっておりながら単純な、失礼ですけど運転だけの業務に当たらすことについてはどうかとも思います。ですから、その辺のことは一応試験的なことでやってみて、どの方法が一番いいのか、それらを十分検討して正式な運営に結びつけていきたい、このように考えております。

○副議長 7番沖野健三君。

○7番沖野健三君 言いますけど、やはり職員が余剰人員が多いというようなことも聞いてますんで、できただけ職員がやって、そして経験してみ、それでとても職員では対応し切れないとか、できないということがあれば、やっぱり外部からの雇用も必要だと思うんですけど、やはりやっぱりこういう時代ですから、みずから経験して、そしてそれからそれをやっぱり身を持って体験してみないといけないんじゃないかというふうに私は思います。今後あらゆる面において、市の職員の方全体に対してそういう要望をしておきます。

以上です。

○副議長 答弁は要りませんか。

（7番沖野健三君「要りません」と呼ぶ）

次に、議案第190号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第191号に対する質疑を行います。

22番鍵原芳和君。

○22番鍵原芳和君 いささか事務的な質問で申しわけないんですけど、診療所勘定について1点お伺いをしたいと思います。

市内11診療所の市の医師会負担金についてであります。当初予算に計上されたものが8診療所ありまして、当初予算に計上して、今回さらに補正をされた診療所が4施設あります。私の調べでは、当初予算も補正予算も計上のない施設が3施設あるようですが、現計で150万7,000円の負担金のようにありますけれども、予算計上について、各診療所、その計上時期というのはまちまちなのか、あるいは今回の補正というのは、医師会から負担金の追加請求があったのか、そこら辺のことを伺いたと思います。診療所に対する市の医師会負担金の状況についてお伺いをしたいと思います。

○副議長 松本生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 各診療所の医師会の負担金であります。これは平成17年度に医師会の負担金そのものにつきまして改正するという通知が来まして、当初予算の段階ではそれが間に合いませんでしたので、追加でお願いしたわけがあります。

この会費につきましては、市の医師会と県の医師会、全国の医師会というふうに分れておりますけれども、これにつきましては、年間3万円の医師会費であったのが一部5万円に引き上げられたということで、それぞれ2万円を計上しております。その中で補正予算に計上していない診療所もありますけれども、これにつきましては、現計予算の中で対応できると判断して、今回補正で計上をいたしております。現計予算の中で対応させていただきたいと、このように考えております。

○副議長 次に、議案第192号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第193号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第194号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第195号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第196号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第197号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第198号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 次に、議案第199号に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案43件については、お手元に配付しております付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

（日程6）

○副議長 次に、日程第6、陳情第4号「真の地方分権改革の早期実現に関する意見書の提出について」及び陳情第5号「議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会においては、各議案並びに陳情について十分審査を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について各常任委員長に報告を求めるとにいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は12月20日午後1時30分より会議を開きます。

散会 午後3時40分

1.招集	年	月	日	平成17年	12月	20日
1.招集	の	場	所	西予市議会議場		
1.開			議	平成17年	12月	20日
				午後1時30分		
1.閉			会	平成17年	12月	20日
				午後2時29分		

1	出	議	席	番	剛清
2				番	宏幸
3				番	志文
4				番	三義
5				番	男三
6				番	生廣
7				番	義昭
8				番	夫秋
9				番	吉男
10				番	男義
11				番	俊和
12				番	朗三
13				番	男盛
14				番	重忠
15				番	重男
16				番	重男
17				番	重男
18				番	重男
19				番	重男
20				番	重男
21				番	重男
22				番	重男
23				番	重男
24				番	重男
25				番	重男
26				番	重男
27				番	重男
28				番	重男
29				番	重男
30				番	重男
31				番	重男

1. 欠席議員菊地 二 地宮 ミスギ元

1. 地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名

[illegible]

議 事 日 程	議 案 第 号	議 案 第 号	議 案 第 号	議 案 第 号	議 案 第 号	議 案 第 号
1	1	5	7	西予市宇和文化会館条例制定について	西予市宇和文化会館条例制定について	西予市宇和文化会館条例制定について
	2	5	8	西予市游の里健康センター条例制定について	西予市游の里健康センター条例制定について	西予市游の里健康センター条例制定について
	3	5	9	西予市游の里ふれあい広場条例制定について	西予市游の里ふれあい広場条例制定について	西予市游の里ふれあい広場条例制定について
	4	6	0	西予市特別養護老人ホーム条例制定について	西予市特別養護老人ホーム条例制定について	西予市特別養護老人ホーム条例制定について
	5	6	1	西予市デイサービスセンター条例制定について	西予市デイサービスセンター条例制定について	西予市デイサービスセンター条例制定について
	6	6	2	西予市軽費老人ホーム条例制定について	西予市軽費老人ホーム条例制定について	西予市軽費老人ホーム条例制定について

平成17年第4回定例会（3日目） H17.12.20

議案第163号	西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制定について
議案第164号	西予市野村学園条例制定について
議案第165号	西予市精神障害者小規模作業所条例制定について
議案第166号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について
議案第167号	西予市明浜ふるさと創生館条例制定について
議案第168号	西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について
議案第169号	西予市野村青汁工場条例制定について
議案第170号	西予市城川高品質堆肥センター条例制定について
議案第171号	西予市物産会館条例制定について
議案第172号	西予市野村農業公園条例制定について
議案第173号	西予市城川産地形成等促進施設条例制定について
議案第174号	西予市野村畜産総合振興センター条例制定について
議案第175号	西予市大野ヶ原育成牧場条例制定について
議案第176号	西予市城川食肉加工センター条例制定について
議案第177号	西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について
議案第178号	西予市明浜民宿故郷条例制定について
議案第179号	西予市明浜塩風呂条例制定について
議案第180号	西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について
議案第181号	西予市野村キャッスルランド深山条例制定について
議案第182号	西予市城川特産品センター条例制定について
議案第183号	西予市三滝ロッジ条例制定について
議案第184号	西予市城川ふるさと交流館条例制定について
議案第185号	西予市有料駐車場条例制定について
議案第186号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第187号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第188号	愛媛地方税滞納整理機構の設立について
議案第189号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）
議案第190号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）
議案第191号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第192号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第193号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第194号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第195号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第196号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第197号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第198号	平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第199号	平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
陳情第4号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について
陳情第5号	議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
2 発議第2号	市議会議員定数等調査特別委員会の設置及び付託について
3 選任第3号	市議会議員定数等調査特別委員会の選任について
追加契約について	議案第201号 平成16年度西予市公共下水道事業（宇和処理区）旧町地区第12工区管路整備工事変更請負
意見書案第6号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書（案）の提出について
意見書案第7号	議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）の提出について

本日の会議に付した事件

1 議案第157号	西予市宇和文化会館条例制定について
議案第158号	西予市游の里健康センター条例制定について
議案第159号	西予市游の里ふれあい広場条例制定について
議案第160号	西予市特別養護老人ホーム条例制定について
議案第161号	西予市デイサービスセンター条例制定について
議案第162号	西予市軽費老人ホーム条例制定について
議案第163号	西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制定について
議案第164号	西予市野村学園条例制定について
議案第165号	西予市精神障害者小規模作業所条例制定について
議案第166号	西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について
議案第167号	西予市明浜ふるさと創生館条例制定について
議案第168号	西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について
議案第169号	西予市野村青汁工場条例制定について
議案第170号	西予市城川高品質堆肥センター条例制定について
議案第171号	西予市物産会館条例制定について
議案第172号	西予市野村農業公園条例制定について
議案第173号	西予市城川産地形成等促進施設条例制定について
議案第174号	西予市野村畜産総合振興センター条例制定について
議案第175号	西予市大野ヶ原育成牧場条例制定について
議案第176号	西予市城川食肉加工センター条例制定について
議案第177号	西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について
議案第178号	西予市明浜民宿故郷条例制定について
議案第179号	西予市明浜塩風呂条例制定について
議案第180号	西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について
議案第181号	西予市野村キャッスルランド深山条例制定について
議案第182号	西予市城川特産品センター条例制定について
議案第183号	西予市三滝ロッジ条例制定について
議案第184号	西予市城川ふるさと交流館条例制定について

平成17年第4回定例会（3日目） H17.12.20

議案第185号	西予市有料駐車場条例制定について
議案第186号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第187号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第188号	愛媛地方税滞納整理機構の設立について
議案第189号	平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）
議案第190号	平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）
議案第191号	平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第192号	平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第193号	平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第194号	平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第195号	平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第196号	平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第197号	平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）
議案第198号	平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）
議案第199号	平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
陳情第4号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について
陳情第5号	議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
2 発議第2号	市議会議員定数等調査特別委員会の設置及び付託について
3 選任第3号	市議会議員定数等調査特別委員会の選任について
追加契約について	議案第201号 平成16年度西予市公共下水道事業（宇和処理区）旧町地区第12工区管路整備工事変更請負
意見書案第6号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書（案）の提出について
意見書案第7号	議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）の提出について

開議 午後1時30分

- 議長 ただいまの出席議員は29名であります。これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

（日程1）

- 議長 日程第1、議案第157号「西予市宇和文化会館条例制定について」から議案第199号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」についてまでの43件と陳情2件を一括して議題といたします。

各常任委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、亀井総務常任委員長の報告を求めます。

- 亀井秀男総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。
去る12月9日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案4件、陳情2件は、12月12日、13日の両日委員会を開催し審査を行いました。審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全会一致の可決決定であります。

以下、審査の過程で特に議論のありました事項につきまして、その概要を申し上げます。

最初に、議案第157号「西予市宇和文化会館条例制定について」、本条例は公共施設の管理運営を民間事業者に開放する指定管理者制度への移行のための条例制定であり、その趣旨には賛同できるが、市が50%以上出資している法人から議会へ提出されていた法人の経営状況を説明する書類が指定管理者に義務づけられていないことから、議会への報告を前向きに検討することを要請し、原案のとおり可決決定しました。

次に、議案第187号「西予市火災予防条例の一部改正する条例制定について」、本条例は消防法の改正により、一般住宅への住宅用防災機器等の設置が義務づけられたことによるものであり、原案のとおり可決決定しました。

次に、議案第188号「愛媛地方税滞納整理機構の設立について」、本機構は県下の全市町が加盟し、地方税の滞納処分に関する事務等の共同処理と地方税の滞納額の縮減及び税の公平性確保等を目指すものであり、原案のとおり可決決定しました。

次に、議案第189号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）」、歳入歳出に関する総務常任委員会所管分について、補正予算に関しては課ごとの審査を行い、原案のとおり可決決定しました。

なお、審査過程で各委員から出た意見は抜粋して報告いたします。

第1点は、厳しい財政状況の中で補助金等の見直し作業が進められており、団体によっては、補助金だけの収入によって運営されていたり、飲食や研修旅行に補助金が使われているケースもあるようであり、今後の課題として、その用途や目的など補助金支出の適否を厳正にチェックしたい。

第2点は、市の公用車の更新計画について、現在相当数の公用車があり、今後厳しい財政状況での導入が想定される。どうしても必要かどうかのチェックは当然のこと、民間業者の活用やリース契約での対応など可能な方法の検討と年次計画を立てて対処されたい。

第3点は、生活交通バス対策事業に関しては、代替バスの購入など部分的に施策を講じるのではなく、西予市全体の交通体系の中で総合的な施策や運行計画を検討されたい。

第4点は、新たな税収の確保と環境美化の観点から、自動販売機の設置業者に対して、環境税のような目的税を課税する検討を行い、環境美化特定財源として研究されたい。

第5点は、近年の教育環境は少子化の問題など、過去には想定していなかったいろいろな状況が起きている。西予市にとってふさわしい教育理念、市教育委員会としてのビジョンをつくらなくてはいけない時代に来ているということを確認した上で積極的な施策の提案をしていただきたい。

第6点は、図書館費としての年間約1億円の予算が投入されているが、市内には各旧町の図書館、各学校、公民館の図書室があり、合わせると相当な維持経費となっている。費用対効果の面から考えても、もっと少ない予算で効果的な図書の活用方法があるのではないかと、教育委員会全体の大きな課題として検討されたい。

第7点は、成人式については、今回初めて市全体での開催が実現されるようであるが、行政側によって行事の押しつけになっているような感じを受けるため、アンケートなどの方法によって新成人者の意向を聞いて、より意義のある式のあり方を検討されたい。

次に、陳情第4号「真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について」、本陳情は地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現するため、全国市議会の総意として真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書を提出しようとするものであり、原案のとおり採択することに決定しました。

最後に、陳情第5号「議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について」、本陳情は地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会の役割と責任を果たすために議会制度改革の早期実現に関する意見書を提出しようとするものであり、原案のとおり採択することに決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

総務常任委員会委員長亀井秀男。

- 議長 次に、坂本厚生常任委員長の報告を求めます。
 - 坂本隆重厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。
- 当委員会に付託となりました議案17件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致で決定した次第であります。

以下、審査の過程におきまして特に議論がなされました事項について、その概要の報告を申し上げます。

まず、審査に入る前に指定管理者制度への対応、制度導入についての基本的な考え方について担当部長の説明を求めました。

西予市の公の施設には、文化施設、体育施設、社会福祉施設、観光施設等さまざまな施設がある。管理については、これまでも管理委託制度を活用し、運営等については、柔軟性に富む外部団体に管理を委託することで、施設の機能を十分に生かし、効果的、効率的な管理を行ってきたところである。今回の管理指定制度は、これまでの管理委託制度と比較すると、指定管理者に施設の使用管理権限を与えることで、より管理実態に合わせた管理運営が可能となることや民間事業者等の能力の発揮がされること、施設機能のさらなる向上が期待される等、施設の管理者及び設置者双方にとっても市民サービスの向上を初めとする合理的な管理が望める等のメリットが見込まれるところである。今後、地方自治法第244条の2及び西予市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例の規定に基づき、公の施設について管理のあり方を検討することとし、方針が決定され、準備の整った施設から改正自治法で定められた経過措置期間が終わる平成18年9月1日までに順次指定管理者制度の導入を進めていくものとする説明があり、議案の審議に入りました。

議案第158号「西予市游の里健康センター条例制定について」は、市民サービスに配慮されたいとの意見がありました。審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第162号「西予市軽費老人ホーム条例制定について」は、ケアハウスはま湯、れんげの2つを統一し、徴収額の基準は国の基準に準ずるものとするとの説明があり、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第165号「西予市精神障害者小規模作業所条例制定について」は、現在精神障害者は全国で258万人、愛媛県で1万9,000人、西予市で470人となっている。作業内容等の質疑に対し、荷づくり作業を行っているとの説明を受けました。審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第186号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、事業系廃棄物を色分けし、1日のごみの量は15キログラム、3袋以上を有料とする改正であり、審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第189号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうち福祉事務所に係る事項については、ボランティアコーディネート事業についての具体的な質疑があり、ボランティアを受け入れるための窓口事業であるとの説明を受けました。

生活交通路線バスの運営についての質疑には、モデル的に野村地区を運行し、ほかの地区のバス路線に外れたところは、今後検討していくとの答弁でありました。

市民生活課に関する事項については、廃プラ施設のエリアについて質疑があり、いろいろ検討の結果、全市対応でむだにならないように総合計画に盛り込んでいくとの答弁でありました。

また、特別勤務手当については、し尿処理施設の時間外手当、土曜日の休日勤務する手当とのことであるとの説明がありました。

ごみ問題については、プロジェクトチームを立ち上げ、総合的な方針を出して議論していくべきではないか、産廃の罰則規定はできないのか、すなわち条例制定をつくるべきであるとの意見がありました。審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第190号「平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」については、将来の経営投資について、働く意欲と受注と設備が動く限り継続する。経営状態について、一般会計からの繰り入れがあるが、1人当たりの日当は生活保護費よりも賃金もすべて収入となるのかとの質疑に対し、1日1,500円、月3万円程度で、生活保護費より定められた算定式により算出された金額を差し引いて保護費を支給しているとの答弁でありました。審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第191号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」については、土居診療所の医師は現在1名となっているが、今後2名体制にする方針はあるのかとの質疑に、2名体制が理想ではあるが、現在検討中であるとの答弁であり、審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第192号「平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算（第3号）」については、老人医療給付金と支給費の違いを問い、病院の医療費とコルセット等の療養に係る分との違いの説明があり、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第193号「平成17年度介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、介護保険の改正により食費と居住費が入所者負担となる。ただし金額は所得、部屋によっても異なる。低所得者に配慮し、高所得者には応分の負担となっているとの説明でした。審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第198号「平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」は、野村病院の外来収入が伸びている。また、オーダーリングについては、現在試験的に医事課のみ行っているが、徐々に構築して行う計画である。

また、電子カルテの計画はないかとの質疑に対し、費用の面で無理があり、オーダーリングで運営していく方針であるとの答弁があり、審査の結果、原案のとおり可決決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました全議案について慎重に審査を行いましたので、ご報告を申し上げます。

平成17年12月20日、厚生常任委員会委員長坂本隆重。

- 議長 次に、岡山産業建設常任委員長の報告を求めます。
- 岡山清秋産業建設常任委員長 産業建設常任委員会報告書。

産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る12月9日の本会議におきまして、当常任委員会に付託となりました議案25件につきまして、12月12日関係部課長の出席を求め説明を聞き、慎重に審査を行ったものであります。その審査の経過並びに結果について報告を申し上げます。

まず、指定管理者制度導入に伴う条例制定について、産業部長より、条文については暫定条例基本条例を基本としているが、施設使用料については一部を変更している。ただし別表金額の範囲内において運用するとの定めをしていることから、現行料金での運用は可能であるとの説明がありました。

さらに、今後第三セクターの施設の指定管理者への移行に関しては、その設立の経緯にかんがみて、現在の管理委託先の存在を完全に無視することはできないとの見解が示されました。

続いて質疑に入り、委員より、まず料金の変更見通しについてただしたところ、公募により指定管理者が変更した場合は変わる可能性があるが、現在の委託者に変更がない場合は、従前どおりの料金を想定しているとの答弁がありました。

さらに、委員より、城川町高品質堆肥センターの堆肥販売料金が、従来の2倍以上に設定されているということに対し、その理由をただしたところ、委託先であるJAが決めた金額の範囲内で定めているとの答弁がありました。これを受け委員より、農家の士気に影響することから、急激な値上げをしないよう求めたところ、農業振興の面からもJAと十分に協議をしてみたいとの答弁がありました。

また委員より、指定管理者の審査方法や協定書の内容が不十分ではないか、また運用に関してマニュアルが必要ではないのかとの質問がありました。これに対し、協定内容が厳し過ぎて、公募の際手を挙げる人がいなくても困るが、責任の所在は明確にしておくべきであり、今後十分に検討をしてみたいとの答弁がありました。

以上、議案第166号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設条例制定について」から議案第185号「西予市有料駐車場条例制定について」までの条例制定20件については、審査の結果、原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第189号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）」のうち農業振興費授精回復対策事業補助金において、明浜町のみが補助対象であるのは不公平感が生じないかとただしたところ、JA側にも負担割合が3分の1ある。要望はJA東宇和のみであり、JA西宇和からは手が挙がらなかったとの答弁がありました。

また、市単独漁港建設事業における業者選定方法についてただしたところ、事業費総額が減少している中で、できれば地元業者に発注するよう、事務上の対応を図っていききたいとの答弁があり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第194号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、事業費負担金の減額が主なものであり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第195号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」については、脱臭装置設置工事費の減額が主なものであり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第196号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、野村処理区における事業費の減額が主なものであります。委員より、野村公共下水道の加入状況についてただしたところ、現在243件の宅内配管のみ申し込みがある。その他各業者に191件の手持ちがあり、本年度は計434件の施工を見込んでおるとの答弁がありました。審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

次に、議案第197号「平成17年度西予市上水道事業会計補正予算（第2号）」については、企業債償還元金繰入金

金が主なものであり、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決決定をいたしました。

以上で委員会審査報告を終わります。

平成17年12月20日、産業建設常任委員会委員長岡山清秋。

○議長 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第157号「西予市宇和文化会館条例制定について」から議案第185号「西予市有料駐車場条例制定について」までの29件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第157号から議案第185号までの29件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第186号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第187号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」の2件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第186号及び議案第187号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第188号「愛媛地方税滞納整理機構の設立について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第188号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第189号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第189号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第190号「平成17年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」から議案第199号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの10件を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第190号から議案第199号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第4号「真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について」及び陳情第5号「議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について」の2件を採決いたします。

陳情第4号及び陳情第5号はただいまの委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、陳情第4号及び陳情第5号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

（日程2）

○議長 日程第2、発議第2号「市議会議員定数等調査特別委員会の設置及び付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、16名の委員で構成する市議会議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託して調査並びに審

査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。よって、本案については、16名の委員で構成する市議会議員定数等調査特別委員会を設置し、これに付託して調査並びに審査をすることに決定いたしました。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、選任第3号「市議会議員定数等調査特別委員会の選任について」を議題といたします。

ただいま設置されました市議会議員定数等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、2番松山清君、4番松島義幸君、5番元親孝志君、7番沖野健三君、8番森川一義君、9番亀井秀男君、10番名本修三君、13番浅野泰義君、14番浅野忠昭君、16番岡山清秋君、18番兵頭勇君、19番山本英男君、22番鍵原芳和君、25番岡田周三君、28番大竹忠盛君、30番坂本隆重君、以上16名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました16名の議員を市議会議員定数等調査特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました市議会議員定数等調査特別委員の皆様は、休憩中議員協議会室において委員会を開き、正・副委員長を互選の上、その結果を議長に報告をお願いします。

この際、暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時06分）

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後2時12分）

休憩中ただいま設置されました市議会議員定数等調査特別委員会を開き、正・副委員長を互選の結果、委員長に大竹忠盛君、副委員長に元親孝志君がそれぞれ選任されましたので、ご報告をいたします。

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第201号「平成16年度西予市公共下水道事業（宇和处理区）旧町地区第12工区管路整備工事変更請負契約について」並びに意見書案第6号「真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書（案）の提出について」及び意見書案第7号「議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）の提出について」の3件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第201号「平成16年度西予市公共下水道事業（宇和处理区）旧町地区第12工区管路整備工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤建設部長。

○安藤建設部長 議案第201号「平成16年度西予市公共下水道事業（宇和处理区）旧町地区第12工区管路設備工事変更請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市公共下水道事業宇和处理区につきましては、平成18年度末供用開始を目指し整備を進めているところであります。本工事は、昨年12月の第3回定例会で議決をいただき、株式会社奥村組四国支店と請負金額5億6,595万円円で工事請負契約を締結し、現在施工中であります。このたびお手元の参考資料の工事変更概要のとおり、4,222万9,000円の入札減少金及び817万1,000円の事務費よりの流用金によりまして工事の延長増及びそこに示しております変更内容による設計変更の必要が生じたため5,040万円を増額し、請負金額を6億1,635万円とする工事変更請負契約を去る平成17年12月12日に締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

2番松山清君。

○2番松山清君 ただいま提案されました議案につきまして、ちょっとどのあたりかはっきりしたことがちょっとこれだけではわかりませんので、もっと具体的な説明をお願いします。

○議長 安藤建設部長。

○安藤建設部長 場所的なものでしょうか。この契約につきましては、現在どんぶり館から手前、宇和・野村線の手前の方をずっとやる分とどんぶり館から処理場までやる工区であります。それでその工区の中のここに書いてあります管路工とかマンホール工、ほして架設工ですか、その辺の変更でございます。

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第201号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第201号「平成16年度西予市公共下水道事業（宇和处理区）旧町地区第12工区管路整備工事変更請負契約について」、原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、ただいまの議案第201号は原案のとおり可決いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第2、意見書案第6号「真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書（案）の提出について」及び意見書案第7号「議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）の提出について」を一括議題といたします。

事務局長より朗読いたします。

○吉良事務局長 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書（案）。

三位一体の改革は小泉内閣総理大臣が進める国から地方への構造改革の最大の柱であり、全国一律画一的な施策を展開し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。地方六団体は平成18年度までの第1期改革において3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して国庫補助負担金等に関する内閣案を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日三位一体の改革について決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、地方の改革案になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後真の地方分権改革の確実な実現に向け、地方の改革案に沿って平成19年度以降も第2期改革としてさらなる改革を強力に推進する必要がある。よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

以下、下記の事項については、お目通しを願います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平、参議院議長扇千景、内閣総理大臣小泉純一郎、内閣官房長官安倍晋三、経済財政政策金融担当大臣与謝野馨、総務大臣竹中平蔵、財務大臣谷垣禎一。

議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）。

国においては、現在第28次地方制度調査会において、議会のあり方について調査、審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は、さきに地方議会の充実強化に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会を初めとした3議長会の要望が十分反映されていない状況にある。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会が、その期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記。

1、議会の招集権を議長に付与すること。

2、地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。

3、専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。

4、議会に附属機関の設置を可能とすること。

5、議会の内部機関の設置を自由化すること。

6、調査権、監視権を強化すること。

7、地方自治法第203条から議会の議員を除き、別途公選職という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月20日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長河野洋平、参議院議長扇千景、内閣総理大臣小泉純一郎、総務大臣竹中平蔵。

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

意見書案第6号及び意見書案第7号を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 起立多数です。よって、意見書案第6号及び意見書案第7号は原案のとおり決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 それでは、平成17年第4回の西予市議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

今期の定例会では、13日の長きにわたりまして提案いたしました57件につきまして、滞りなく議了いただきました。まことにありがとうございました。

議事の間にしましては、皆様方からいただきましたさまざまなご指摘、ご意見につきまして、執行に当たりまして十分心して努めていきたいと存じております。

議員の皆様方には重要かつ困難な問題が山積いたしましたこの1年、市民の代表としてその重責を全うされ、本市の発展と市民の福祉増進のために絶大なるご尽力を賜りましたことに対して深く敬意をあらわすとともに、心からお礼を申し上げます。

いよいよ厳格に向かいます折から、議員の皆様には御身ご自愛をくださいまして、来る平成18年幸多い年になりますことを心からご祈念を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

○議長 これをもって平成17年第4回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時29分

平成１７年第４回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議会報告第２号	議会運営委員会の視察研修報告について	17.12.8	報 告
議案第１５７号	西予市宇和文化会館条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１５８号	西予市游の里健康センター条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１５９号	西予市游の里ふれあい広場条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６０号	西予市特別養護老人ホーム条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６１号	西予市デイサービスセンター条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６２号	西予市軽費老人ホーム条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６３号	西予市惣川高齢者生活福祉センター条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６４号	西予市野村学園条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６５号	西予市精神障害者小規模作業所条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６６号	西予市湊筋農林水産物処理加工施設条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６７号	西予市明浜ふるさと創生館条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６８号	西予市明浜農産物集出荷施設条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１６９号	西予市野村青汁工場条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７０号	西予市城川高品質堆肥センター条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７１号	西予市物産会館条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７２号	西予市野村農業公園条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７３号	西予市城川産地形成等促進施設条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７４号	西予市野村畜産総合振興センター条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７５号	西予市大野ヶ原育成牧場条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７６号	西予市城川食肉加工センター条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７７号	西予市あけはまオートキャンプ場条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７８号	西予市明浜民宿故郷条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１７９号	西予市明浜塩風呂条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８０号	西予市野村茅葺き民家交流館条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８１号	西予市野村キャスルランド深山条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８２号	西予市城川特産品センター条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８３号	西予市三滝口ロッジ条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８４号	西予市城川ふるさと交流館条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８５号	西予市有料駐車場条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８６号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８７号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	17.12.20	原案可決
議案第１８８号	愛媛地方税滞納整理機構の設立について	17.12.20	原案可決
議案第１８９号	平成１７年度西予市一般会計補正予算（第７号）	17.12.20	原案可決
議案第１９０号	平成１７年度西予市授産場特別会計補正予算（第２号）	17.12.20	原案可決
議案第１９１号	平成１７年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	17.12.20	原案可決

議案第 1 9 2 号	平成 1 7 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）	17.12.20	原案可決
議案第 1 9 3 号	平成 1 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	17.12.20	原案可決
議案第 1 9 4 号	平成 1 7 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	17.12.20	原案可決
議案第 1 9 5 号	平成 1 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）	17.12.20	原案可決
議案第 1 9 6 号	平成 1 7 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	17.12.20	原案可決
議案第 1 9 7 号	平成 1 7 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 2 号）	17.12.20	原案可決
議案第 1 9 8 号	平成 1 7 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）	17.12.20	原案可決
議案第 1 9 9 号	平成 1 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）	17.12.20	原案可決
議案第 2 0 0 号	平成 1 6 年度農業集落排水資源循環統合補助事業石城地区処理施設土木・建築工事変更請負契約について	17.12.8	原案可決
議案第 2 0 1 号	平成 1 6 年度西予市公共下水道事業（宇和处理区）旧町地区第 1 2 工区管路整備工事変更請負契約について	17.12.20	原案可決
報告第 5 号	西予市土地開発公社の経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 6 号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 7 号	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 8 号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 9 号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 1 0 号	株式会社エフシーの経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 1 1 号	株式会社城川自然ロッジの経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 1 2 号	株式会社城川開発公社の経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 1 3 号	有限会社オービーシステムの経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 1 4 号	株式会社どんぶり館の経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 1 5 号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	17.12.8	報 告
報告第 1 6 号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	17.12.8	報 告
請願第 2 号	教育基本法の早期改正を求める請願について	17.12.8	採 択
陳情第 4 号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出について	17.12.20	採 択
陳情第 5 号	議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について	17.12.20	採 択
意見書案第 5 号	教育基本法の早期改正を求める意見書（案）の提出について	17.12.8	原案可決
意見書案第 6 号	真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書（案）の提出について	17.12.20	原案可決
意見書案第 7 号	議会制度改革の早期実現に関する意見書（案）の提出について	17.12.20	原案可決

発議第	2号	市議会議員定数等調査特別委員会の設置及び付託について	17.12.20	原案可決
選任第	3号	市議会議員定数等調査特別委員会の選任について	17.12.20	議長指名
【市議会議員定数等調査特別委員会】委員長 ○副委員長				
大竹 忠盛 ○元親 孝志 松山 清 松島 義幸 沖野 健三 森川 一義				
亀井 秀男 名本 修三 浅野 泰義 浅野 忠昭 岡山 清秋 兵頭 勇				
山本 英男 鍵原 芳和 岡田 周三 坂本 隆重				